

「レコード演奏・伝達権」に関する 参考資料集

1. 経緯・背景

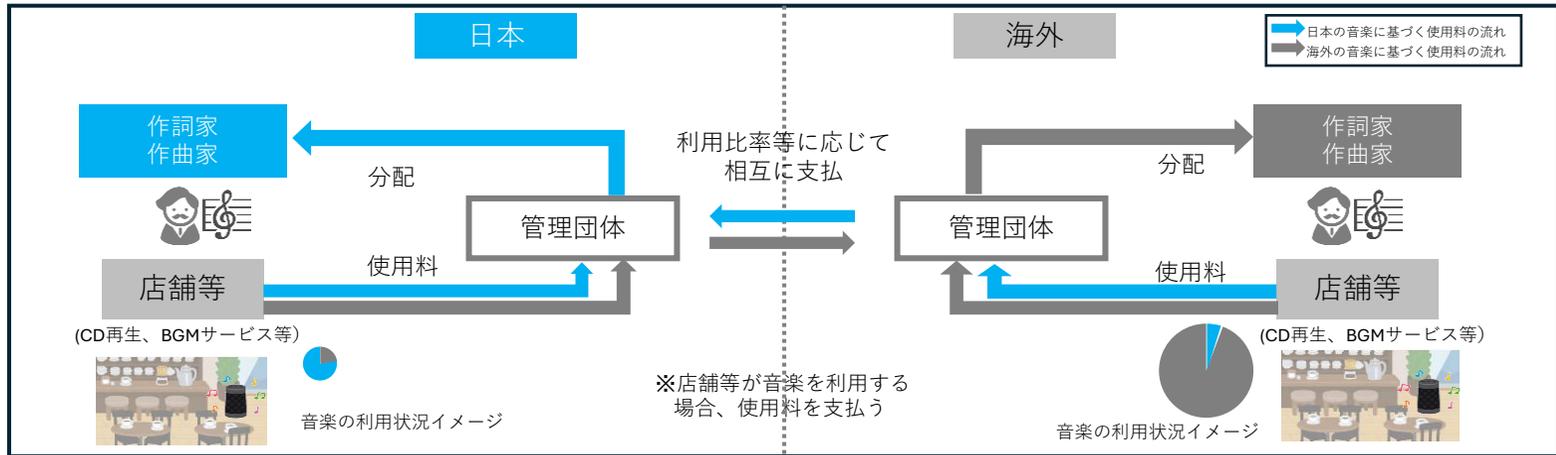
(1) 制度の現状

レコード演奏・伝達権とは

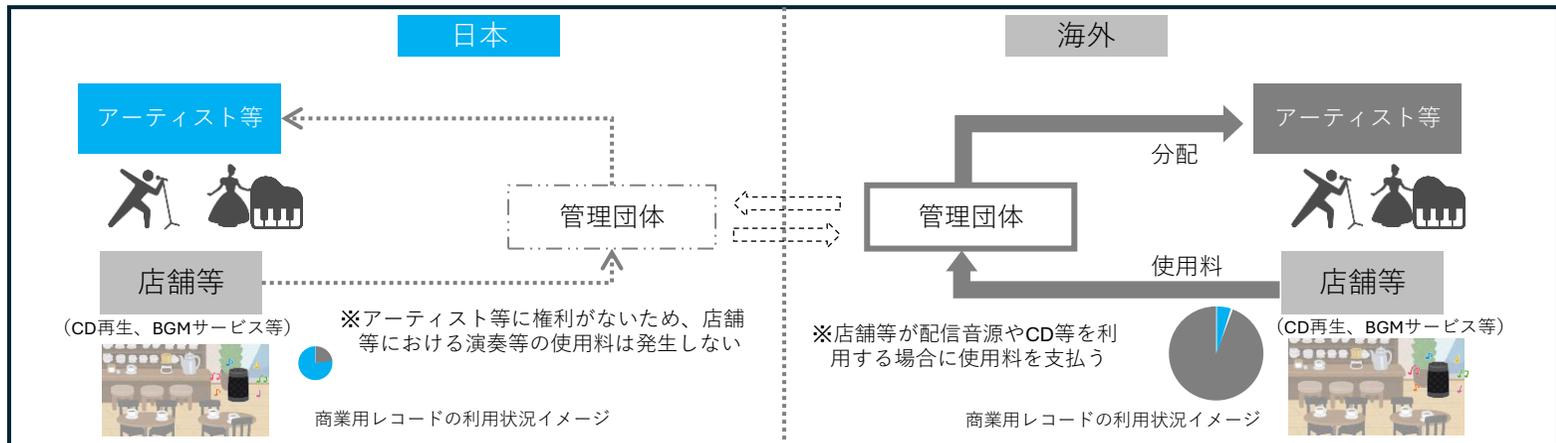
- 我が国では、**商業用レコード（音楽CDやインターネット配信音源等）**を店舗等が、**公の場（ホテルやレストラン等）**で利用する場合、**著作権者（作詞家・作曲家）**には対価を支払う必要があるが、**著作隣接権者（アーティスト等の実演家・レコード製作者）**には対価を支払う必要はない制度となっている。
- WIPO（世界知的所有権機関）による**条約**では、商業用レコードが「公の場（ホテルやレストラン等）」で利用される場合について、**実演家、レコード製作者の報酬請求権（＝レコード演奏・伝達権）**の導入が求められているが、この規定については留保を付すことが可能であり、日本や米国は**留保**を行っている。
- 相互主義**に基づき、レコード演奏・伝達権が導入されている海外で日本の楽曲が使用された場合でも、当該国は日本にその対価を支払う必要はないこととされている。

音楽分野の現状

作詞家・作曲家 （著作権者）



実演家・ レコード製作者 （著作隣接権者）



レコード演奏・伝達権に係る経緯

1899（明治32）年	旧著作権法制定 ✓ 音楽の著作権の保護
1934（昭和9）年	旧著作権法の一部改正 ✓ レコードの「録音著作物」としての保護 ✓ 適法録音物を用いた演奏・放送に関する権利制限導入
1961（昭和36）年	ローマ条約採択
1970（昭和45）年	旧著作権法から現行著作権法への全面改正 ✓ 音楽著作物について、放送の場合、旧著作権法の権利制限が削除され、演奏の場合、音楽喫茶等の特定業種を除き、従前の権利制限を当分の間の経過措置として維持（附則第14条） ✓ 著作隣接権制度の導入。レコードの保護が著作隣接権へ移行する。放送における商業用レコードの利用に関し二次使用料請求権が導入。
1989（平成元）年	日本においてローマ条約締結
1996（平成8）年	WPPT採択
1999（平成11）年	附則第14条の削除 ✓ 2002（平成14）年、JASRACによるBGM使用料徴収開始
2002（平成14）年	日本においてWPPT締結
2018（平成30）年	TPP11及びTPP11整備法成立 日EU経済連携協定 ✓ 著作隣接権におけるレコード演奏の保護に関する日EU間における議論継続に合意
2020（令和2）年	日英経済連携協定 ✓ 著作隣接権におけるレコード演奏の保護に関する両国間における議論継続に合意
2023（令和5）年	文化審議会著作権分科会政策小委員会での議論開始
2025（令和7）年	文化審議会著作権分科会政策小委員会審議経過報告「来年度以降、本格的に議論を深める」

著作権法における著作権者の演奏権及び公の伝達権に関する規定

- 著作権者には、演奏権（著作権法第22条）及び公の伝達権（著作権法第23条第2項）が設けられている。
- 商業用レコードの公の演奏又は伝達を行う者は、権利制限規定（著作権法第38条等）に該当しない場合、原則として著作権者から許諾を得て利用する必要がある。

○著作権法（昭和45年法律第48号）（抄）

（上演権及び演奏権）

第二十二條 著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。

（公衆送信権等）

第二十三條（略）

2 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

（営利を目的としない上演等）

第三十八條 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

2（略）

3 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等（放送又は有線放送が終了した後に開始されるものを除く。）が行われる著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家計用受信装置を用いてする場合も、同様とする。

4・5（略）

著作権法における商業用レコードの二次利用に関する規定

- 商業用レコードの二次利用に係る権利として、実演家及びレコード製作者に商業用レコードを用いた放送・有線放送に係る二次使用料を受ける権利が設けられている。
- 一方、放送・有線放送等以外に、商業用レコードに録音された実演・音を直接又は間接に公衆に聴かせる行為に係る権利（「レコード演奏・伝達権」）は、実演家及びレコード製作者に設けられていない。

○著作権法（昭和45年法律第48号）（抄）

（商業用レコードの二次使用）

第九十五条 放送事業者及び有線放送事業者（以下この条及び第九十七条第一項において「放送事業者等」という。）は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行つた場合（営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行つた場合を除く。）には、当該実演（第七条第一号から第六号までに掲げる実演で著作隣接権の存続期間内のものに限る。次項から第四項までにおいて同じ。）に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

2～14 （略）

（商業用レコードの二次使用）

第九十七条 放送事業者等は、商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行つた場合（営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、レコードに係る音の提示につき受ける対価をいう。）を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行つた場合を除く。）には、そのレコード（第八条第一号から第四号までに掲げるレコードで著作隣接権の存続期間内のものに限る。）に係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない。

2～4 （略）

ローマ条約（実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約）の概要

- ローマ条約には「レコード演奏・伝達権」に関する規定が設けられているが、我が国は当該規定を留保している。

経緯

1961年（昭和36年）10月 ローマで作成

1964年（昭和40年）5月 本条約の発効

1989年（平成元年）7月 加入書寄託

1989年（平成元年）10月 日本において効力発生

※2025年12月末現在、99か国が締結済み

概要

- 文芸、音楽等の著作物を公衆に伝達する手段としてのラジオ、テレビ、録音・録画機器等の著しい発展・普及の結果、歌手、俳優等の実演の機会が減少してきており、また、録音・録画の無断複製の蔓延等により、実演家、レコード製作者及び放送機関の経済的損失等の問題が強く認識されるようになった。
- こうした背景の下で、ベルヌ同盟、ILO（国際労働機関）及びユネスコの三機関を中心に、実演家、レコード製作者、放送機関を保護するための条約案が検討された。その結果、本条約がこれら三機関の共催によりローマで開催された外交会議において1961年10月に作成された。

（主な規定）

実演家の権利	レコード製作者の権利	放送機関の権利	共通規定
・放送権（第7条） ・固定権（第7条） ・複製権（第7条）	・複製権（第10条）	・再放送権（第13条） ・固定権（第13条） ・複製権（第13条）	・内国民待遇（ローマ型注1）（第2条） ・レコードの二次使用（報酬請求権）（第12条） ・保護期間（20年）（第14条） ・不遡及注2（第20条）

注1 ローマ型内国民待遇・・・条約上規定する権利についてのみ内国民待遇を付与

注2 不遡及・・・条約の発効後に創作された著作物等についてのみ保護

ローマ条約におけるレコード演奏・伝達権関係規定（抜粋①）

○実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（抄）（1961年採択、我が国は1989年締結）

第2条 内国民待遇の定義

- 1 この条約の適用上、内国民待遇とは、保護が要求される締約国の国内法によって与えられる次の待遇をいう。
 - (a) 当該締約国の国民である実演家に対し、当該締約国の領域において行われ、放送され又は最初に固定された実演に関して与えられる待遇
 - (b) 当該締約国の国民であるレコード製作者に対し、当該締約国の領域において最初に固定され又は最初に発行されたレコードに関して与えられる待遇
 - (c) 略
- 2 内国民待遇は、この条約において明示的に保障する保護及び明示的に定める制限に従うものとする。

第3条 定義

この条約の適用上、

- (a) 「実演家」とは、俳優、歌手、演奏家、舞踊家その他文学的又は美術的著作物を上演し、歌唱し、口演し、朗詠し若しくは演奏し又はその他の方法によって実演する者をいう。
- (b) 「レコード」とは、実演の音その他の音の専ら聴覚的な固定物をいう。
- (c) 「レコード製作者」とは、実演の音その他の音を最初に固定した自然人又は法人をいう。
- (d) 「発行」とは、レコードの複製物を相当な数量で公衆に提供することをいう。
- (e) 「複製」とは、固定物の複製物を作成することをいう。
- (f) 「放送」とは、公衆によって受信されることを目的とする無線による音の送信又は映像及び音の送信をいう。
- (g) 「再放送」とは、放送機関が他の放送機関の放送を同時に放送することをいう。

第4条 実演家の保護

締約国は、次の場合のいずれかに該当する場合には、実演家に対して内国民待遇を与える。

- (a) 実演が他の締約国において行われる場合
- (b) 実演が次条の規定に基づいて保護されるレコードに収録される場合
- (c) レコードに固定されていない実演が第六条の規定に基づいて保護される放送によって送られる場合

ローマ条約におけるレコード演奏・伝達権関係規定（抜粋②）

第5条 レコード製作者の保護

- 1 締約国は、次の場合のいずれかに該当する場合には、レコード製作者に対して内国民待遇を与える。
 - (a) レコード製作者が他の締約国の国民である場合（国籍の基準）
 - (b) 音の最初の固定が他の締約国において行われた場合（固定の基準）
 - (c) レコードが他の締約国において最初に発行された場合（発行の基準）
- 2 非締約国において最初に発行されたレコードがその最初の発行の日から三十日以内に締約国においても発行されたとき（同時発行）は、そのレコードは、当該締約国において最初に発行されたものとみなす。
- 3 締約国は、国際連合事務総長に寄託する通告により、発行の基準又は固定の基準のいずれかを適用しない旨を宣言することができる。この通告は、批准、受諾若しくは加入の時に又はその後いつでも寄託することができる。もっとも、批准、受諾又は加入の後に寄託する場合には、通告は、その寄託の後六箇月で効力を生ずる。

第12条 レコードの二次使用

商業上の目的のために発行されたレコード又はその複製物が**放送又は公衆への伝達に直接使用される場合には、単一の衡平な報酬が、使用者により実演家若しくはレコード製作者又はその双方に支払われる。**当該報酬の配分の条件については、当事者間に合意がない場合には、国内法において定めることができる。

第16条 留保宣言

- 1 いずれの国も、この条約の締約国となった時に、この条約に定めるすべての義務を負い、及びすべての利益を享受する。ただし、締約国は、国際連合事務総長に寄託する通告により、いつでも、次のことを宣言することができる。
 - (a) 第12条に関し、
 - (i) 同条の規定を適用しないこと。
 - (ii) 一定の使用について同条の規定を適用しないこと。
 - (iii) 他の締約国の国民でないレコード製作者のレコードについて同条の規定を適用しないこと。
 - (iv) 他の締約国の国民であるレコード製作者のレコードについて同条に定める保護を与える場合に、その保護の範囲及び期間を、自国民によって最初に固定されたレコードについて当該他の締約国が与える保護の範囲及び期間に制限すること。ただし、自国における受益者と同様の者に対して当該他の締約国が保護を与えていないという事実をもって、保護の範囲の相違があるものと解してはならない。
 - (b) (略)
- 2 1の通告が批准書、受諾書又は加入書の寄託の日の後に行われる場合には、宣言は、その通告の寄託の後六箇月で効力を生ずる。

ローマ条約に係る日本の留保宣言

【日本国の留保宣言】

○外務省告示第五百十四号 平成元年十月三日（抄）

日本国政府は、昭和三十六年十月二十六日にローマで作成された「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」の加入書を平成元年七月二十六日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、その第二十五条 2 の規定に従い、平成元年十月二十六日に日本国について効力を生ずる。

なお、日本国政府は、同条約の加入書を寄託する際に、同条約の規定に基づいて次の宣言を国際連合事務総長に通告した。

- 1 第五条 3 の規定に基づき、保護の対象となる他の締約国のレコード製作者の範囲の決定に際しては、発行の基準を適用しないこと。
- 2 第十六条 1 (a)(ii)の規定に基づき、放送及び有線放送において商業用レコードが使用される場合に第十二条の規定を適用すること。
- 3 第十六条 1 (a)(iv)の規定に基づき、第十二条の規定を適用しない締約国のレコード製作者のレコードについては我が国も同条の規定を適用しないこと及び我が国のレコード製作者のレコードについて同条の規定を適用する締約国のレコード製作者のレコードについては保護の期間を相互主義に従って制限すること。

WPPT（実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約）の概要

- WPPTには「レコード演奏・伝達権」に関する規定が設けられているが、我が国は当該規定を留保している。

経緯

- 1996年（平成8年）12月 本条約の採択 @ジュネーヴ
- 2002年（平成14年）5月 本条約の効力発生
- 2002年（平成14年）7月 日本が加入書を寄託
- 2002年（平成14年）10月 日本において効力発生 ※2025年12月末現在、114か国が締結済み

概要

- 近年、ネットワーク化及びデジタル化を始めとする情報関連技術の発達に伴い、インターネットを通じて音楽データ等が世界中で容易に送受信されるようになり、また、レコード等の完全な複製が容易に作成されるようになった。
- こうした新たな状況に対応し、国際的な著作隣接権の保護システムの改善を図ることを目的として採択された条約であり、ローマ条約とは独立した別個の条約である。

（主な規定）

※下線はローマ条約では規定されていなかった権利等

実演家の権利	レコード製作者の権利	共通規定
<ul style="list-style-type: none">・<u>人格権（第5条）</u>・<u>放送権（第6条）</u>・<u>固定権（第6条）</u>・<u>複製権（第7条）</u>・<u>譲渡権（第8条）</u>・<u>貸与権（第9条）</u>・<u>利用可能化権（第10条）</u>	<ul style="list-style-type: none">・複製権（第11条）・<u>譲渡権（第12条）</u>・<u>貸与権（第13条）</u>・<u>利用可能化権（第14条）</u>	<ul style="list-style-type: none">・内国民待遇（ローマ型注1）（第4条）・放送及び公衆への伝達に関する報酬請求権（第15条）・<u>保護期間（50年）（第17条）</u>・<u>技術的保護手段に関する義務（第18条）</u>・<u>権利管理情報に関する義務（第19条）</u>・<u>無方式主義（第20条）</u>・<u>遡及注2（第22条）</u>

注1 ローマ型内国民待遇・・・条約上規定する権利についてのみ内国民待遇を付与

注2 遡及・・・条約の発効前に創作された著作物等であっても、発行時に保護されていたものについては保護

WPPTに係るレコード製作者及び実演家の演奏権・伝達権関係規定（抜粋①）

○実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約（抄）（1996年採択、我が国は2002年締結）

第二条 定義

この条約の適用上、

- (a) 「実演家」とは、俳優、歌手、演奏家、舞踊家その他文学的若しくは美術的著作物又は民間伝承の表現を上演し、歌唱し、口演し、朗詠し、演奏し、演出し又はその他の方法によって実演する者をいう。
- (b) 「レコード」とは、実演の音その他の音又は音を表すものの固定物（映画その他の視聴覚的著作物に組み込まれて固定されたものを除く。）をいう。
- (c) 「固定物」とは、音又は音を表すものの収録物であって、装置を用いることにより知覚し、再生し又は伝達することができるものをいう。
- (d) 「レコード製作者」とは、実演の音その他の音又は音を表すものの最初の固定について主導し、かつ、責任を有する自然人又は法人をいう。
- (e) 固定された実演又はレコードの「発行」とは、権利者の同意を得て、当該固定された実演又はレコードの複製物を公衆に提供することをいう。ただし、当該複製物が相当な数量で提供される場合に限る。
- (f) 「放送」とは、公衆によって受信されることを目的とする無線による音の送信、映像及び音の送信又はこれらを表すものの送信をいう。衛星によるこれらの送信も「放送」である。暗号化された信号の送信は、暗号解除の手段が放送機関により又はその同意を得て公衆に提供される場合には、「放送」である。
- (g) 実演又はレコードの「公衆への伝達」とは、実演の音又はレコードに固定された音若しくは音を表すものを放送以外の媒体により公衆に送信することをいう。**第十五条の規定の適用上、「公衆への伝達」は、レコードに固定された音又は音を表すものを公衆が聴くことができるようにすることを含む。**

WPPTに係るレコード製作者及び実演家の演奏権・伝達権関係規定（抜粋②）

第十五条 放送及び公衆への伝達に関する報酬請求権

- (1) **実演家及びレコード製作者**は、商業上の目的のために発行されたレコードを**放送又は公衆への伝達のために直接又は間接に利用することについて、単一の衡平な報酬を請求する権利**を享有する。
- (2) 締約国は、実演家若しくはレコード製作者又はその双方のいずれが利用者に対して単一の衡平な報酬を請求するかについて、その国内法令において定めることができる。締約国は、単一の衡平な報酬を配分する条件について実演家とレコード製作者との間に合意がない場合には、当該条件を定める国内法令を制定することができる。
- (3) いずれの締約国も、(1)の規定を特定の利用にのみ適用すること、(1)の規定の適用を他の方法により制限すること又は(1)の規定を適用しないことを、世界知的著作権機関事務局長に寄託する通告において、宣言することができる。
- (4) この条の規定の適用上、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置かれたレコードは、商業上の目的のために発行されたものとみなす。

第十六条 制限及び例外

- (1) 締約国は、実演家及びレコード製作者の保護に関して、文学的及び美術的著作物の著作権の保護について国内法令に定めるものと同様の種類の制限又は例外を国内法令において定めることができる。
- (2) 締約国は、この条約に定める権利の制限又は例外を、実演又はレコードの通常の利用を妨げず、かつ、実演家又はレコード製作者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。

WPPTに係る日本の留保宣言

○現在の留保宣言の内容

1. 第三条(3)の規定に基づき、保護の対象となる他の締約国のレコード製作者の範囲の決定に際しては、発行の基準を適用しないこと。
2. 第十五条(3)の規定に基づき、放送、有線放送及び「入力型自動公衆送信」において商業上の目的のために発行されたレコードが直接又は間接に利用される場合に同条(1)の規定を適用すること。本宣言において「入力型自動公衆送信」とは、公衆によって直接受信されることを目的として、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している著作権法第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置に情報を入力することにより、公衆からの求めに応じ自動的に行われる送信をいう。
3. 第十五条(3)の規定に基づき、同条により留保を付している国の国民をレコード製作者とするレコードについては、相互主義に従い当該留保の範囲に制限して同条(1)の規定を適用すること。
4. 第十五条(3)の規定に基づき、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置かれたレコードについては、放送、有線放送及び「入力型自動公衆送信」における直接又は間接の利用の場合に同条(1)の規定を適用すること。

1. 経緯・背景

(2) 今般の検討経緯

第23期(R5)文化審議会著作権分科会政策小委員会の審議経過報告(抜粋)

- 「レコード演奏・伝達権」については、これまでも文化審議会著作権分科会において審議を行ってきた。

○令和5年度政策小委員会の審議の経過等について

2. 審議状況について

(1)DX時代に対応した著作物の利用円滑化・権利保護・適切な対価還元に係る基本政策について

(ii)関連する諸制度の在り方について

レコード演奏・伝達権については、店舗等における音楽の利用に対し、店舗等を利用する消費者の意向や個々の利用の実態、店舗等における音楽の利用に対価を求めることの社会的な理解、国際的な著作権制度との調和等を踏まえて検討する必要性を確認し、今期の本小委員会においては、制度に係る諸外国の状況、我が国におけるレコード演奏・伝達の実態、国民意識に関する調査研究の報告等を聴取して議論を行った。

次期本小委員会においては、今期確認した論点及び審議の経過等を踏まえ、論点の検討をさらに深めていくことが期待される。

第24期(R6)文化審議会著作権分科会政策小委員会の審議経過報告(抜粋)

■ 「レコード演奏・伝達権」については、これまでも文化審議会著作権分科会において審議を行ってきた。

○令和6年度政策小委員会の審議の経過等について

2. 審議状況について

(1)DX時代に対応した著作物の利用円滑化・権利保護・適切な対価還元に係る基本政策について

(ii)関連する諸制度の在り方について

レコード演奏・伝達権については、第23期において、店舗等における音楽の利用について個々の店舗での音楽の利用実態、店舗等における音楽の利用に対価を求めることに関する社会的な理解、国際的な著作権制度との調和等を踏まえて検討する必要性を確認したところである。今期の本小委員会においては、日本レコード協会及び日本芸能実演家団体協議会、日本音楽事業者協会、日本音楽制作者連盟から、レコード演奏・伝達権の導入の必要性や導入に向けた国民の理解の醸成、導入後の徴収体制に関する検討状況についてヒアリングを行い、質疑・意見交換を行った。意見交換の中では、導入の必要性は理解するが、個別の利用場面毎に権利導入がどのような影響を及ぼすのか整理が必要である、といった意見も見られたが、著作権者と著作隣接権者とのバランスや国際的な調和を図るべきときが来ているのではないか、といった権利導入を前向きに捉える意見などが交わされた。

今後、今期確認した論点及び審議の経過等を踏まえ、論点の検討をさらに深めていくことが必要である。特に、レコード演奏・伝達権については、権利者における社会的な理解の醸成、円滑な徴収体制等に関する検討の状況を注視しつつ、これらの課題への解決策について一定の見通しが立った場合には、来年度(注:令和7年度)以降、本格的に議論を深めることが必要である。

政策文書におけるレコード演奏・伝達権関連記載

- 「レコード演奏・伝達権」について、令和7年度の政府の各種決定に「早期に結論を得る」旨が記載されている。

○経済財政運営と改革の基本方針2025（2025年6月13日閣議決定）（抄）

レコード演奏・伝達権の導入について、早期に結論を得る。

○新たな資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025（2025年6月13日閣議決定）（抄）

我が国の音楽、アーティストの海外展開を一層促進し、アーティスト等への望ましい対価還元を図るため、「レコード演奏・伝達権」の導入について、関係者の合意形成の見通しや法制的な枠組み、国際的な著作権制度との調和等を含めた在り方を議論し、早期に結論を得る。

○知的財産推進計画2025～IPトランスフォーメーション～（2025年6月3日知的財産戦略本部）（抄）

アーティストの海外展開を後押しするため、レコード演奏・伝達権の導入について、関係者の合意形成の見通しや法制的な枠組み等を含めた在り方を議論し、早期に結論を得る。

2. 検討結果

(1) 近年の状況の変化・動向

(現行法制定時の状況とその後の変化)

現行著作権法制定時の議論について①

○著作権制度審議会への諮問等（昭和37年5月16日）

諮問（第一号）

著作権法（明治32年法律第39号）の改正ならびに実演家、レコード製作者および放送事業者の保護（いわゆる隣接権）の制度に関し基礎となる重要事項について、諮問します。

主な問題点

第2 実演家、レコード製作者および放送事業者の保護（いわゆる隣接権）の制度に関する事項

- 1 演奏歌唱を著作物とし、演奏歌唱者を著作者としており、レコード製作者を著作者とみなしてその機器に付てのみ著作権を有としているが、このようなたてまえをとるべきか、または隣接権の制度にすべきか。
- 2 実演家、レコード製作者および放送事業者の保護に関して、これらの者の権利の内容をどのように考えるのがよいか、レコードの二次的使用の場合における実演家もしくはレコード製作者またはこの両者の報酬請求権をどのように考えるか。

○諮問（第1号）についての社会教育局長説明（昭和37年5月16日）

掲げてあります主な問題点について、かんたんに説明いたします。（中略）

次は、実演家、レコード製作者、放送事業者の保護（いわゆる隣接権）の制度についてであります。

演奏歌唱、レコード製作については、現行法は、著作権として認めているのでありますが、この著作権の内容については明確でないとして論議のある所であり、これらを今後、著作権としてのたてまえをとつてゆくのか、いわゆる隣接権の制度を創設して、これに移行すべきかということが、現行著作権法の改正とからんで検討すべき第一の問題であります。

次に、いわゆる隣接権条約を背景といたしまして、実演家、レコード製作者、放送事業者それぞれの保護について、保護を受ける者の範囲とその権利とをどう定めるべきかを検討する必要があります。特に、レコードの二次的使用すなわち商業目的のために発行されたレコード又はその複製物が放送又は公衆伝達に直接使用される場合の、実演家もしくはレコード製作者またはこの両者の報酬請求権の問題は、条約制定の際の大きな課題であつたのであり、またこの点については、条約上、全部又は一部の留保も可能とされている問題であるので検討しなければならない問題であります。

現行著作権法制定時の議論について②

○著作権制度審議会各小委員会審議状況について（昭和40年5月）

ホ 第5小委員会

第一 隣接権制度の創設

- 1 1961年10月、ローマにおいて実演家、レコード製作者および放送事業者の保護に関する条約が成立した。この条約は、イギリス、スウェーデン、メキシコ等の批准を得て1964年5月18日に発効し、現在7か国が加盟国となっている。通常隣接権条約と呼ばれるこの条約は、ベルヌ条約および万国著作権条約による著作権の国際的保護を前提として、その著作権に隣接する実演家、レコード製作者および放送事業者の権利を国際的に保護しようとするものである。
しかしながら、この実演家、レコード製作者および放送事業者等の保護をはかるいわゆる隣接権制度は、国際間において確立されたものとはいえず、イギリス、イタリア、オーストリア、スウェーデン等にその例は見られるが、その保護の対象となる者および保護の態様はさまざまであり、その意味で隣接権条約は、世界各国間で行なわれている隣接権制度の内容を整理し統一したものであるというよりも、今後世界各国内で確立されるべき制度の基準を示したパイロット的な性格を有するものであると考えられる。
- 2 隣接権条約が規定する隣接権制度は、著作物を公衆に伝達する媒体としての実演家、レコード製作者、放送事業者等の行為に著作物の創作行為に準じた精神性を認め、労働保護あるいは不正競争防止の観点より一歩進んだ、無体財産権保護的な保護を、これらの者に与えようとするものであると考えられる。しかしながら一方、著作権の保護のように著作物のほとんどあらゆる利用に対して許諾権が及ぶものとはせず、隣接権制度の趣旨は、実演家等が契約によって、権利を確保する機会を与えること、すなわち、最初の利用を許諾する権利、および最初利用を許諾した目的以外に実演等が利用されることを禁止する権利を認めようとするものであり、さらに、隣接権制度で保護されるべきものの利用に関しては、隣接権者のうちの一人の管理が及ぶことを確保すれば、他の者の利益はその者との契約を通じて守り得るものとして、実演、放送等の利用の便をはかることであるといわれている。
- 3 また、隣接権制度は、著作権制度を前提として考えられているものであり、隣接権は、著作権の行使に関連して行使される場合が多い。この両制度の関係について、隣接権条約は第1条に、「この条約が定める保護は、文学的および美術的著作物の保護に変更を加えるものではなく、なんらの影響を及ぼすものでもない。したがって、この条約のいずれの規定も、これらの著作権の保護を害するものと解してはならない。」と宣言している。この趣旨について条約会議の一般報告書には、隣接権制度が著作権者の法律上の地位に影響を与えないということであって、隣接権の作用によって、現実に著作権者の経済的利益が影響されるということ（たとえば、実演家が実演の放送を拒否したために、著作権者が著作物をその実演を通じて放送することができなくなること）は条約とはかかわりのないところであると述べられている。したがって、隣接権制度は、著作権制度を前提としながらも、別個独立の制度としてあるべきものと考えられるのであるが、隣接権は、著作物の利用に常に関連しているところから、著作権の制限等、著作権に対する規制が加えられる場合には、隣接権も、また同様の規制が加えられるなど著作権制度に準ずる点が多いものと考えられる。
- 4 わが国においては、現行著作権法において、演奏歌唱ならびに著作物が適法に写調された音を機械的に複製するの用に供する機器（録音物）に著作権を認めてきたが、このことは、これらが著作権法上保護されることとなった立法経緯からみて理論的にも、また、これらが實際上著作権法でどのような保護を受け得るかという点で、実際的にも問題が多い。そして、これらを著作権で保護しようとした際に立法者が意図したこと、および現行法の下におけるこれらの権利の実質は、隣接権的な保護で足りるものと考えられる。したがって、今回著作権制度を改正するにあたっては、演奏歌唱、録音物についてこれを著作物としての保護から除外し、新たに隣接権制度を創設して、実演家およびレコード製作者として保護することが適当と考える。
さらに、放送に関しては、現在、放送法等で、放送事業者の同意を得ずしてその放送を受信して再放送し、または再送信することを禁じており、各国においても、電波行政上もしくは不正競争防止的観点から、実質的に放送事業者がその放送の無断再放送または固定等から守られている例は多いが、実演家、レコード製作者と並んで、放送事業者の番組編成等の行為に着目し、電波行政上の問題とは別に隣接権制度上で私法上の権利として放送事業者の保護をはかることが適当である。
なお、これ以外にも、出版者等を隣接権的に保護している例もみられるが、当小委員会としては、一応実演家、レコード製作者および放送事業者を対象として隣接権制度を考慮することとした。
- 5 隣接権条約は、実演家、レコード製作者および放送事業者の保護の最低限の基準を示すとともに、各締約国が国内法令で定めるべき多くの事項について規定し、いわば、隣接権制度において検討されるべき問題点を多く指摘している。当小委員会は、前に述べたような条約のパイロット的性格を考え、条約への加入を必ずしも前提とすることなく、条約の規定を基準としつつ、わが国における最も適切な隣接権制度の内容について審議を直ね、以下のような結論を得た。

現行著作権法制定時の議論について③

○著作権制度審議会各小委員会審議状況について（昭和40年5月）

ホ 第5小委員会

第五 レコードの二次使用について

レコードを放送や公衆への伝達のために使用するいわゆるレコードの二次使用に関して、実演家およびレコード製作者に何らかの権利を認めるべきか否かの問題がある。

いわゆるレコードの二次使用に関しては、わが国の現行法は、その第30条第1項第8号で適法に作成されたレコードの二次使用は自由であるとしているが、著作物に関しては、レコードを用いてする著作物の公の演奏について権利を認めることが世界的な傾向となっており、ベルヌ条約ブラスセル規定もこのことを明記している。これに反して、隣接権についてレコードの二次使用権を認めることは必ずしも世界的でなく、これを規定しているイギリス法、スウェーデン法およびドイツ改正法案等においても、その権利の内容、権利の及ぶ範囲は、一様ではない。このことから、隣接権条約も一応第12条においてレコードの二次使用に関する実演家およびレコードの二次使用に関する実演家およびレコード製作者の権利について規定してはいるが、各締約国においてこの制度を採用しないことまたは権利の及ぶ範囲を制限することができる等、各締約国が留保できる余地を大巾に残し、必ずしも隣接権のレコードの二次使用権が各締約国において確立されることを強制してはいない。

一 このようなレコードの二次使用権について、まず、この権利を認めるか否かについて検討した。

1 レコードの二次使用によって実演家がいわゆる機械的失業に陥ることについて実演家に何らかの補償を与える必要があると考えられることは、そもそも隣接権の国際的保護を考えるにあたって大きな問題点の一つであったところであり、この観点からして、また、レコードの二次使用によって放送事業者等使用者は、安価でしかも生実演と同様の効果をもたらす固定された実演を利用し利益を得ていることから考えて、レコードの二次使用に対して実演家に何らかの権利を認めることについては、おむね異論はなかった。

2 レコード製作者にレコードの二次使用権を認めることが論理上当然といえるかどうか、および、レコードの二次使用権が社会的に容認されるかどうかは、むづかしい問題である。「レコードが放送等で盛んに使用されると、それによってレコードの売行きが低下する。したがって、レコード製作者が得べかりし利益の回収のためにもレコード製作者に権利を与えるべきである。」という理由は、現在レコード製作者がスポンサーとなってレコード音楽の放送番組が多数企画されていることをみても、よほどの計数的資料による裏付けがない限り社会的納得は得られないであろう。しかしながら、他方レコード音盤は音を再生する道具であり、一たん売り渡したものの使用に関して権利を認める余地はないとすることも、一方がそれによって大きな便宜を得ている場合に割切れないものを残す。

また、隣接権制度は、実演家、レコード製作者および放送事業者の互譲の上に成立しているものとも考えられ、この場合、レコード製作者に認められる権利は複製権のみであるとするのは、他人のレコードを無断で複製してはならないことはむしろ当然であるところから、他の二者に比してレコード製作者の保護に欠けるということにもなるきらいがある。

また、わが国では、実質的には、著作権についても今度の改正によってはじめてレコードの二次使用権が認められようとしている段階であって、世界的にもまだ一般的でないレコードの二次使用権をいま直ちに認めることは社会的に妥当でないということも十分考えられるが、反面このことは、権利を認めるかどうかということではなく、権利を認めてもその権利の内容および行使に関する問題としてある程度解決し得るものと考えられる。

さらに、わが国においては、現行著作権法が、演奏歌唱および録音物に著作権を認めており、第30条第1項第8号によってレコードの二次使用権は認められていないとはいえ、著作物一般についてこの制限が廃止された場合に、新しい隣接権制度上に移行された演奏歌唱、録音物にはレコードの二次使用に対する何らの権利をも与えないということは、理論上のことは別として、実際上問題があるのではないかと考えられる。

当小委員会は、これらのことについて検討を重ねたが、少くとも、レコードの二次使用によって利益を得ることが全く自由であるとするのは、レコードの通常目的とする使用の範囲よりも非常に広く、多くの人に聞こえるように使用され、かつ、それによって利益が得られる場合には、レコード製作者およびレコード使用者の利益の均衡から考えて適当でないこと、ならびにレコードの使用によって実演家の実演の機会が失なわれるという、いわゆる実演家の機械的失業から実演家を保護する必要があると考えられるところから、一応、レコードの二次使用に関し、レコード製作者および実演家を保護することを適当として、検討を進めることとした。

3 レコードの二次使用に関し、レコード製作者および実演家を保護する場合において、一つのレコードについてこの両者の権利が、個々に利用されることは、適当ではなく、権利行使の容易さからいって、レコード製作者を通じてそれを行使することが適当である。

4 二次使用権が認められるべきレコードは、商業目的で発行されたレコードに限ることとし、二次使用権を認める趣旨からいっても、実演家およびレコード製作者がその使用に関し契約をすることができるようなその他の録音物については、法律上措置する必要はない。

現行著作権法制定時の議論について④

○著作権制度審議会各小委員会審議状況について（昭和40年5月）

ホ 第5小委員会

第五 レコードの二次使用について

二 第二に、レコード製作者に二次使用権を認めるとした場合にその権利の内容がどのようなものであるべきかの問題がある。

1 このことについては、「実効を期待し得る権利であるためには、わが国の現状からして許諾権である必要があり、また、権利の及ぶ範囲は、放送ならびにレコードの使用が営業の不可欠の要素となっている場所での使用とし、使用料は、二次使用を行なう者の営業の規模等に応じて公正妥当なものに定めれば、二次使用権を認めても、それが直ちに社会的経済的混乱をもたらすものとは考えられない。」とする意見と、「レコード製作者のレコードの二次使用に対する権利は、レコードに含まれる著作物の利用権を害しないように報酬請求権に留めるべきであるとするのが国際的な考え方である。また、従来権利が認められなかった二次使用について直ちに、あらゆるレコードによる公の伝達について権利を認めるのでは、社会的な影響が大きいと考えられる。したがってレコード製作者の二次使用権は、レコードを放送のために利用する場合の報酬請求権とすることが適当である。」との意見があった。

2 このことについて、隣接権条約上は、レコードが放送またはなんであれ或る種の公衆への伝達に直接使用されるときは、正当な単一の報酬が、使用者より、実演家もしくはレコード製作者またはこの両者に支払われねばならないとして、レコードの二次使用権は、レコードの公の使用に対する報酬請求権であるが、各締約国は、この規定を特定の使用に関しては適用しない旨を留保できていることになっている。

各国の法制の例をみると、レコードの二次使用権を許諾権として、その権利の及ぶ範囲についても著作権の及ぶ公の演奏の範囲と大差を設けていない国はイギリスであるが、イタリア、スウェーデン、およびドイツ改正法案の考え方は、報酬請求権であり、その範囲についてスウェーデンのように放送のみに認めている場合もある。

3 当小委員会は、これらのことを参考として、審議を直ねた結果、権利者にレコードの公の使用に対する許諾禁止権を与えながら禁止権を濫用せず、権利を及ぼす使用の範囲を限定する等の権利を認めることの社会的妥当性を権利者の良識に期待するというのは、法的安定性および遵法精神の尊重という面で好ましいものではないこと、および、条約が報酬請求権としていることの趣旨等を考えれば、レコードの二次使用権は報酬請求権とし、その範囲も法律で明確に規定することが適当と考えた。なお、二次使用に対する報酬請求権について、かりにそれを実効あらしめるための法律上の措置が必要であれば、法律上、報酬を支払わないでレコードを使用した者に対しレコード製作者が以後の使用を差し止めることができる等の措置を講ずることは不可能ではないと考える。

4 二次使用権が及ぶ範囲については「放送およびレコードの使用が不可欠の要素となっている場所での使用」という考え方が示され、これに対しては、レコードの使用が営業の不可欠の要素となっている場合を二次使用権の対象とすることは、営業の不可欠の要素の意味が明確ではなく、その限界においては常に議論となるところであって適当ではないとの反対意見があったが、なお、レコードの二次使用による実演家の機械的失業ということからいうと、レコードの使用がなかりせば、実演家を雇用したであろうような事業からは広く二次使用料を徴収することとすべきであるとの意見があり、結局、レコードの二次使用権については、次のように考えることに意見の一致をみた。

(一) 商業目的をもって発行されたレコードが放送等営業の不可欠の要素として用いられる場合には、レコード製作者および実演家に相当の報酬を請求する権利を与えることとする。

(二) しかしながら、わが国では現在著作権についても実質的には二次使用権を認めておらず、今回の法改正でこれが認められることになるうえ、さらに隣接権制度上の二次使用権も同時に行使されるということは、その社会的影響のうえで、適当ではない。また、外国原盤のレコードについては、わが国が隣接権条約に加入しない限り、二次使用権は認められず、また、かりにわが国が近い将来隣接権条約に加入したとしても、隣接権条約は、レコードの二次使用については保護の相互主義を認めている関係上アメリカその他諸国のレコードの二次使用についての考え方からみて、この二次使用権が認められる外国レコードは少ないものと考えられ、このことから、二次使用権の行使が外国原盤の使用を増大せしめ、日本の作詞・作曲家の音楽が使用されている国内のレコードの使用を抑制する結果となるおそれがある。このようなことから、二次使用権の及ぶ範囲は、当分の間、レコードを広く大量に利用し、かつ、使用レコードが外国盤ばかりに偏することの少ないと考えられる放送に限定することとし、将来、隣接権制度が国際間で広く確立されるに到った時に、改めてレコードの二次使用を及ぼす範囲を再検討することとすることが適当である。

(三) この報酬請求権は、レコード製作者が行使し、報酬のうち相当額が実演家に分配されるものとし、二次使用の報酬の額について紛争の生じた場合、あるいは実演家に対する報酬の配分についてレコード製作者との間に協定のない場合もしくは紛争が生じた場合における調停または裁定等の制度を考慮すべきである。

なお、この場合報酬の額については、現在レコードの二次使用に関し放送事業者とレコード製作者の間にある慣行をも考慮し、現状に急激な変更を加えて放送事業者の負担を過大にすることのないよう配慮することが必要である。

(四) また、実演家の取分がどのように実演家に分配され、利用されるかについては、いわゆる機械的失業に対する補償というレコードの二次使用についての報酬制度の趣旨を考え、最も合理的な方法が求められることを期待する。

現行著作権法制定時の議論について⑤

○著作権制度審議会答申等（昭和41年4月20日）

著作権法の改正ならびに実演家レコード製作者および放送事業者の保護の制度に関して基礎となる重要事項について（答申）

本審議会は、昭和37年5月16日このことについて諮問をうけて、(1) 文芸、学術および共通事項、(2) 美術、応用美術、写真および建築、(3) 音楽、(4) 映画ならびに(5) 隣接権のそれぞれを分掌する五つの小委員会を設けて審議を進め、昨年5月、各小委員会の審議結果を公表して関係団体に意見を求め、また、必要に応じてさらに専門委員会を設けて検討する等慎重に審議を重ねた結果、このたび別添のとおり結論を得ましたので、答申します。

第十三 隣接権制度

一 隣接権制度の創設

実演家、レコード製作者および放送事業者を隣接権制度により保護することとする。なお、演奏歌唱および録音物については、これを著作物としての保護から除外し、隣接権制度において保護するものとする。

二 実演家の保護

1 保護する実演家

原則として著作物を実演する者とするのが適当であるが、これに準ずる実演家についても、著作物の実演に協力しているときは、保護の対象とすることを考慮するものとする。

2 実演家の権利の内容

(一) 実演家は、次の事項を許諾する権利を有するものとする。

(1) 実演を放送し、または公に伝達すること。ただし、その実演がそれ自体すでに放送されたものであるか、または固定物からなされる場合を除く。

(2) 固定されたものでない実演を固定すること。

(3) 次の場合に実演の固定物を複製すること。

ア 最初の固定が実演家の同意を得ないでなされたものであるとき。

イ 実演家が同意した目的と異なる目的のために複製が行なわれるとき。

ウ 最初の固定が隣接権の制限によつて適法になされたが、その制限の目的と異なる目的のために複製が行なわれるとき。

(二) 実演家が放送に同意した場合においては、特約のない限り、その再放送、放送のための固定およびそのような固定物の複製に同意したものとし、再放送および固定物の使用については、最初の実演に対する報酬とは別に、正当な報酬が支払われなければならないものとする。なお、この場合の放送のための固定と隣接権の制限としての放送のための一時的固定との競争について必要な調整措置を講ずるものとする。

以上の実演家が放送に同意した場合の取扱いについては、次のような少数意見があることを付記する。

(1) 実演家が放送に同意したときは、同意を得た放送事業者は、その同意のあつた放送のために実演を固定し、固定物を複製し、およびその固定物を使用することはできるが、同意のあつた放送以外に固定物を使用することおよび再放送を許諾することについては、実演家の同意を要するものとする。

(2) 特約のない限り、実演家が同意した放送のための固定物の保存期間は6月とし、使用后3週間以内にこれを廃棄しなければならないものとする。

(3) 放送のための一時的固定物は、生の実演の代りに1回限り使用される例外的な固定物であるものとする。

(三) 実演家には、後述するところにより、レコードの二次使用について権利を認めるものとする。

3～5 (略)

三 (略)

四 レコード製作者の保護

1 保護するレコード製作者 音を最初に固定する者とする。

2 レコード製作者の権利の内容 レコード製作者は、レコードの複製を許諾する権利および後述するレコードの二次使用权を有するものとする。

六 レコードの二次使用に関する実演家およびレコード製作者の権利

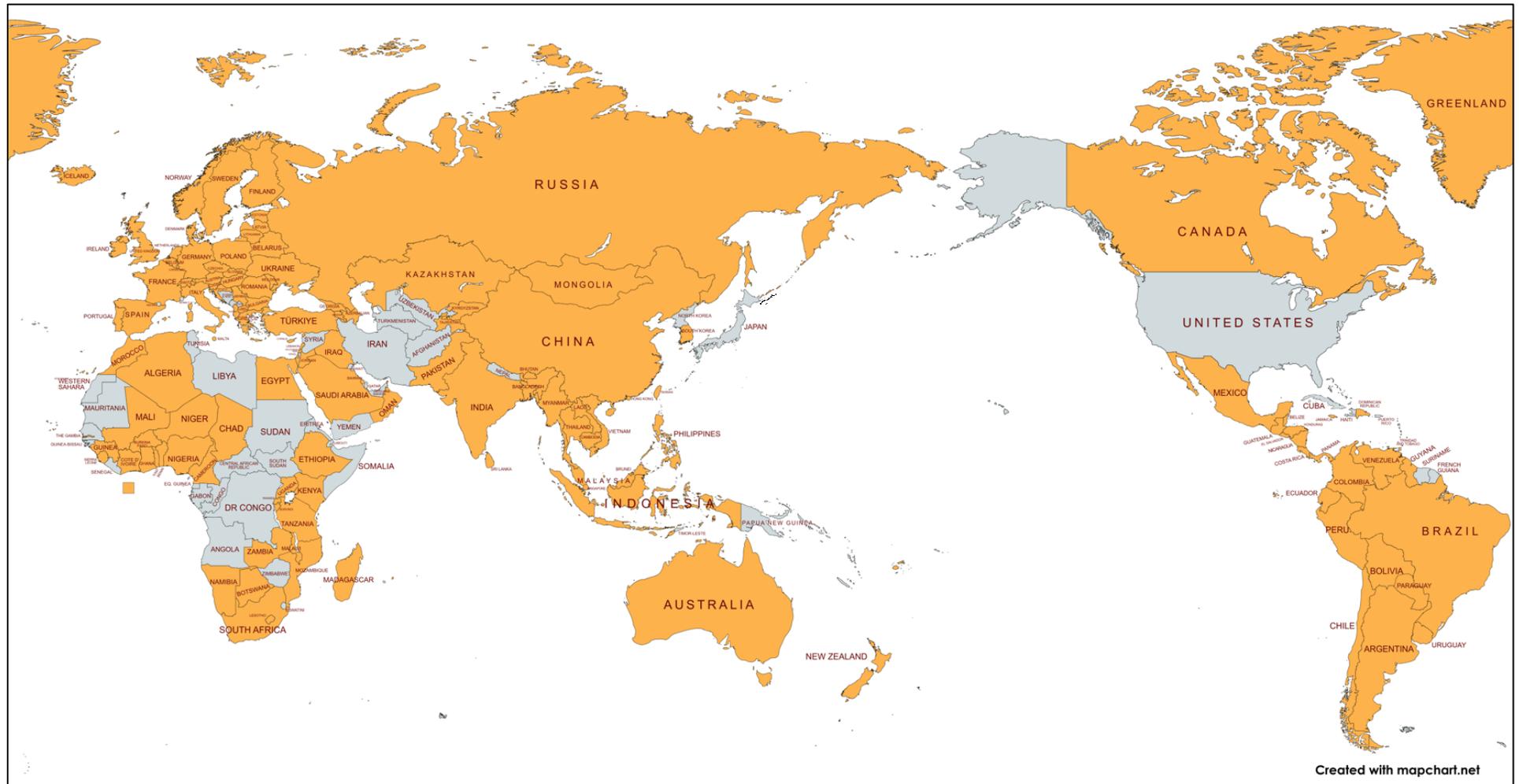
1 商業目的をもって発行されたレコードが放送等営業の不可欠の要素として用いられる場合には、レコード製作者および実演家に正当な単一の報酬を請求する権利を与えるものとする。

2 二次使用权の及ぶ範囲については、当分の間放送（いわゆるミュージックサプライを含む。）に限定することとし、将来、隣接権制度が国際間で広く確立されるにいたったときにあらためてその範囲を検討することが適当である。

3 報酬請求権は、レコード製作者が行使し、報酬のうち相当額が実演家に分配されるべきものとする。なお、報酬の額等に関する当事者間の紛争については、調停あるいは裁定の制度を設ける要があり、この場合、報酬の額については、現状に急激な変更を加えて放送事業者の負担を過大にすることのないように配慮することが必要であると考え。

「レコード演奏・伝達権」の諸外国における導入状況

- 「レコード演奏・伝達権」は、142か国・地域で導入済み（部分的導入含む）とされる（IFPI調査）。
- OECD38か国中では日本と米国を除く36か国、アジア地域では韓国が2009年法改正、中国が2020年法改正（2021年6月施行）、シンガポールが2021年法改正（同年11月施行）により導入。



日本におけるレコードの利用状況(概要)

- 事業所を持つと回答した人のうちレコード演奏を行っている割合は、全業種平均で29.7%。事業所数ベースでは、全業種あわせて約157万事業所と推計。
- 音源の種類について複数回答で得た利用率は、1位が「CD・レコードなど」で27.8%（CD・レコードの音源を取り込んだ端末からの再生を含む）、2位が「音楽専門の有料チャンネル」で23.6%（USEN、スターデジオなど）、3位が「プラットフォーム関連サービス**」で23.1%（Spotify、YouTubeなど）。
- レコード演奏における音楽ジャンルの割合は、すべての音源の種類を横断してみると、邦楽が56.1%、洋楽が28.3%、その他が15.6%。

業種別のレコード利用率とレコード利用を行っている事業所数

- 事業所を持つと回答した人のうちレコード演奏を行っている割合は、全業種平均で29.7%、宿泊業・飲食サービス業では51.3%、生活関連サービス業・娯楽業では41.8%等の結果。

大分類業種	アンケート回答数	レコード演奏率 (a)	全国の事業所数* (b)	レコード演奏を行っている事業所数 (a × b)
農業、林業	359	31.8%	39,774	12,630
漁業	122	50.8%	3,833	1,948
鉱業、採石業、砂利採取業	184	54.9%	1,868	1,025
建設業	985	21.7%	485,139	105,401
製造業	1,282	22.0%	412,682	90,777
電気・ガス・熱供給・水道業	1,004	14.9%	12,605	1,883
情報通信業	1,057	16.6%	76,604	12,683
運輸業、郵便業	2,207	9.9%	128,861	12,728
卸売業、小売業	4,251	33.7%	1,228,968	414,571
金融業、保険業	3,064	20.8%	83,871	17,437
不動産業、物品賃貸業	1,679	27.5%	375,097	102,990
学術研究、専門・技術サービス業	1,174	14.5%	256,079	37,081
宿泊業、飲食サービス業	1,852	51.3%	601,300	308,767
生活関連サービス業、娯楽業	1,905	41.8%	436,687	182,469
教育、学習支援業**	2,145	12.8%	213,536	27,376
医療、福祉**	2,209	30.7%	485,925	149,143
複合サービス事業	497	24.1%	32,161	7,765
サービス業（他に分類されないもの）	3,046	21.2%	375,073	79,423
公務（他に分類されるものを除く）**	1,165	11.9%	38,812	4,631
合計	30,187	29.7%***	5,288,875	1,570,728

* 出典：令和3年経済センサス－活動調査より

** 著作権法第38条に基づき、日本標準産業分類における大分類業種「公務（他に分類されるものを除く）」および、大分類業種「教育、学習支援業」「医療、福祉」に含まれる中分類業種「学校教育」「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」は使用料徴収の免除業種として扱う

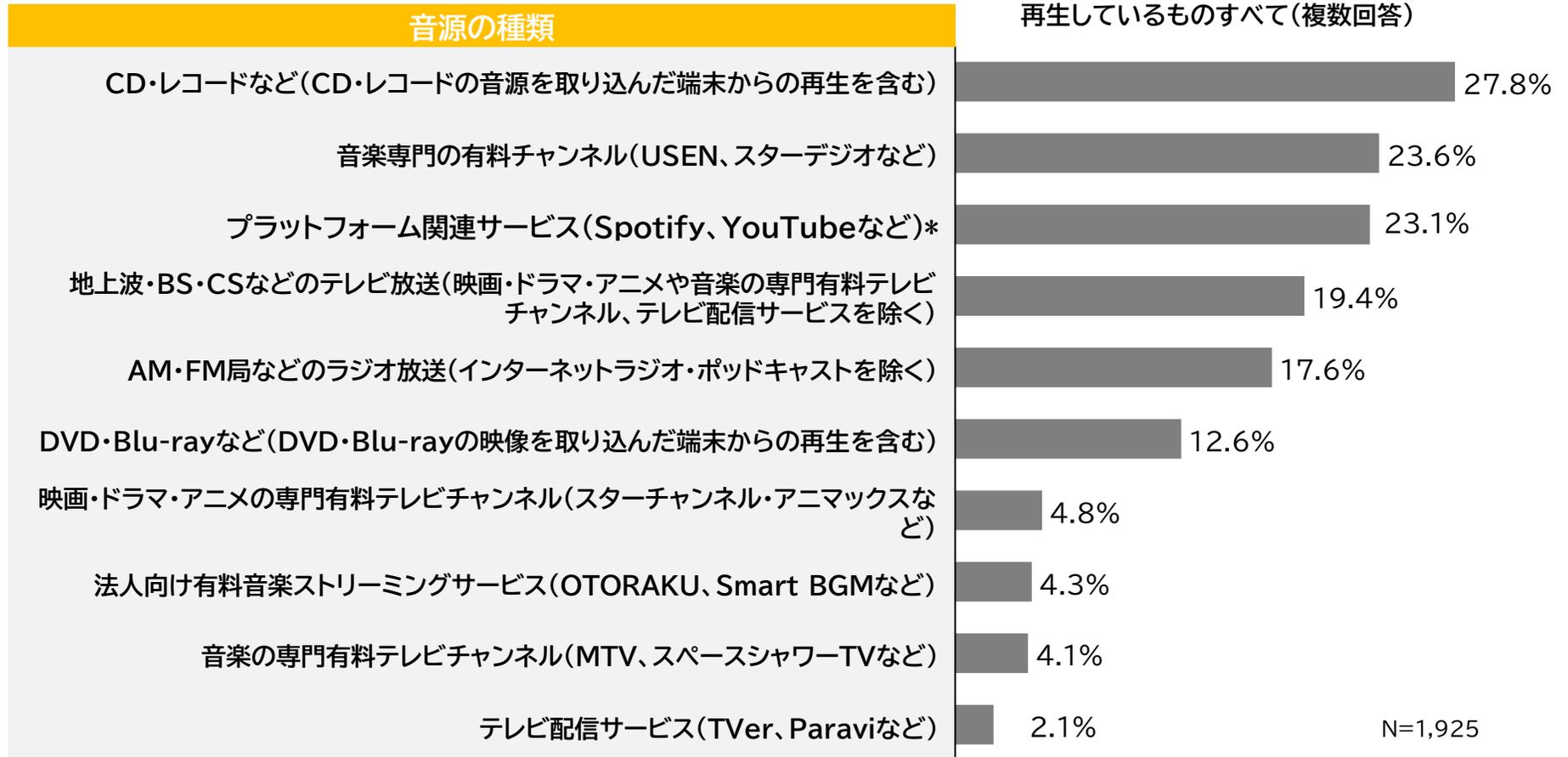
*** 業種別の事業所数に基づく加重平均値

(出典) 著作権分科会政策小委員会(2024年2月28日)資料2【レコード協会・芸団協CPRA・音事協・音制連 発表資料】

音源種類別の利用率(全体)

- レコード演奏を行っていると回答した事業所においては、CD・レコードなどの利用が27.8%、音楽専門の有料チャンネルの利用が23.6%。

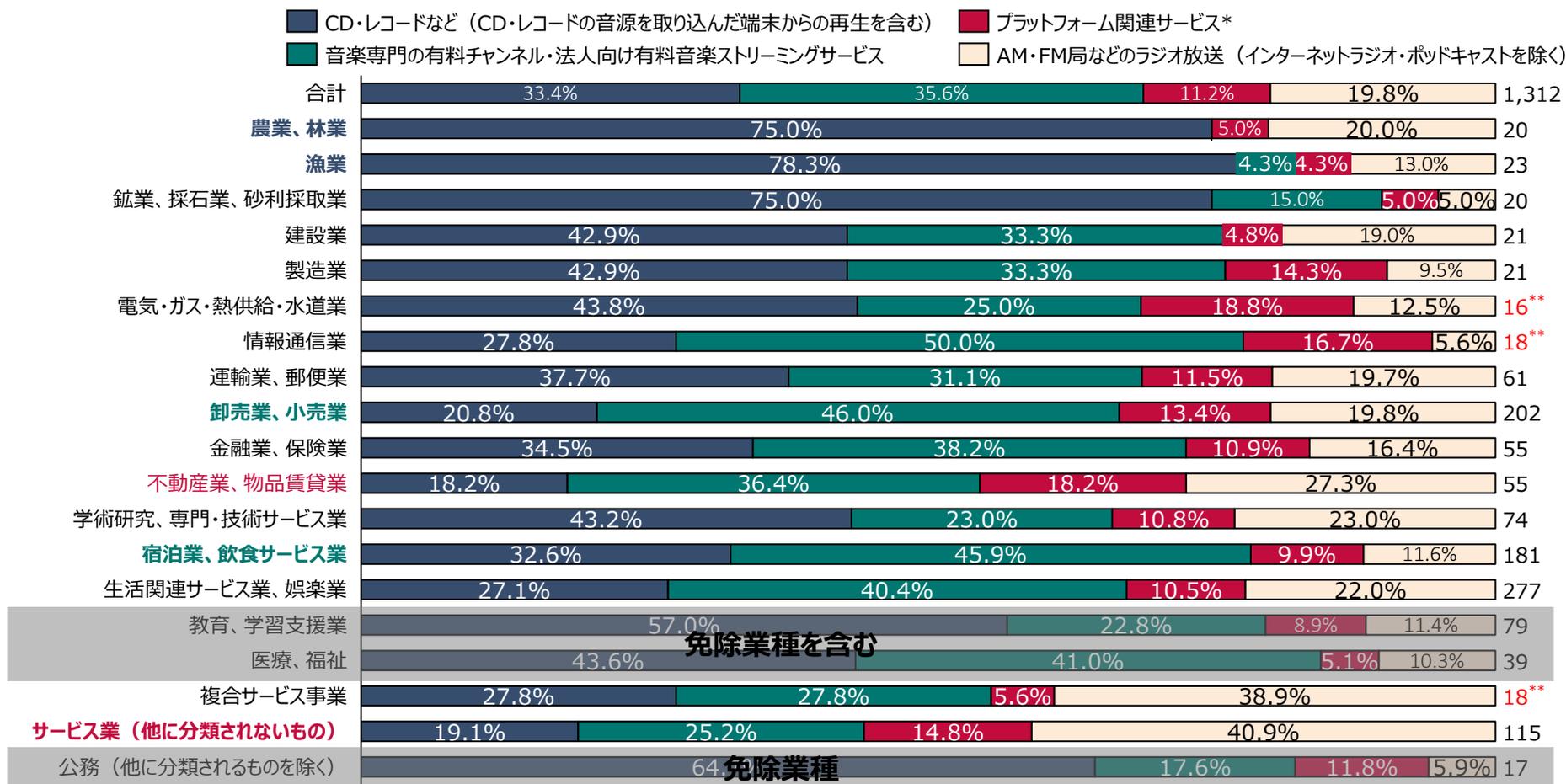
レコード演奏を行っていると回答した事業所における音源種類別の利用率



* インターネットラジオ・ポッドキャスト、音楽配信サービスからダウンロードした音楽、一般向け無料/有料音楽ストリーミングサービス、無料/有料動画ストリーミングサービスを含む
注)単一回答(再生している時間がもっとも長いもの)ではなく、複数回答(再生しているものすべて)の合算値での集計

音源種類別の利用率(業種別/音楽やラジオ等の音声のみ)

■ 例えば、宿泊業・飲食サービス業については、約半数で音楽専門の有料チャンネル・法人向け有料音楽ストリーミングサービスが利用されている。



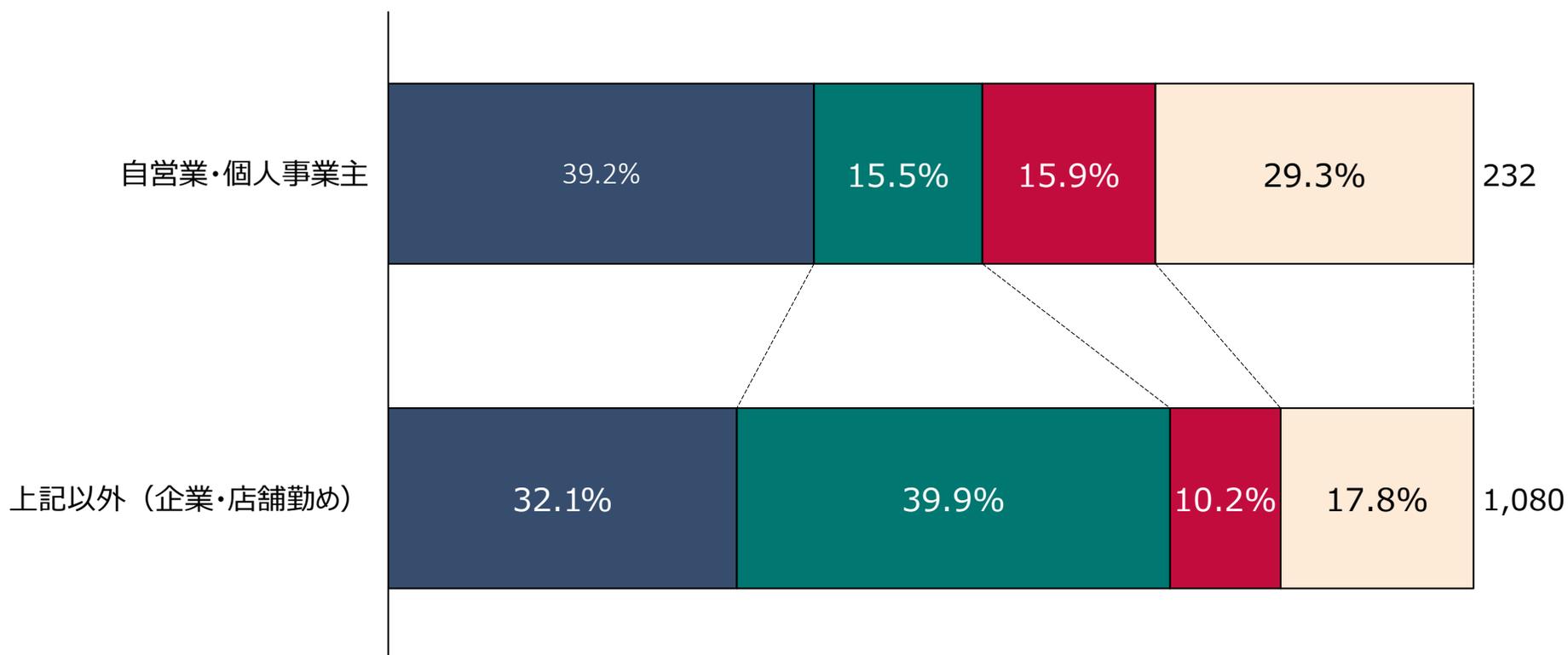
➤ 農業、林業、漁業などはCD・レコードなど、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業などは音楽専門の有料チャンネル等の割合が高い。
 なお、不動産業、物品賃貸業、サービス業などは、プラットフォーム関連サービスの割合が、他の業種と比較すると高い

* インターネットラジオ・ポッドキャスト、音楽配信サービスからダウンロードした音楽、一般向け無料/有料音楽ストリーミングサービスを含む ** サンプル数が20未満の業種 (参考値として掲載)
 注) 単一回答 (流れている時間がもっとも長いもの) の集計

音源種類別の利用率(回答者属性別/音楽やラジオ等の音声のみ)

- 自営業・個人事業主以外では、音楽専門の有料チャンネル・法人向け有料音楽ストリーミングサービスが利用されている割合が高く、自営業・個人事業主ではCD・レコードなどに加え、プラットフォーム関連サービスやラジオ放送が利用されている割合が高い。

■ CD・レコードなど（CD・レコードの音源を取り込んだ端末からの再生を含む） など ■ プラットフォーム関連サービス*
■ 音楽専門の有料チャンネル・法人向け有料音楽ストリーミングサービス ■ AM・FM局などのラジオ放送（インターネットラジオ・ポッドキャストを除く）



➤ 回答者属性を「個人事業主・自営業」と「企業・店舗勤め」に分けると、前者においては、プラットフォーム関連サービスやラジオ放送を通じた演奏割合が高くなる

* インターネットラジオ・ポッドキャスト、音楽配信サービスからダウンロードした音楽、一般向け無料/有料音楽ストリーミングサービスを含む
注) 単一回答（流れている時間をもっとも長いもの）の集計

レコード演奏・伝達権に関する国内市場規模推計の結果

注) 金額はいずれも税抜き価格

推計対象業種	免除業種を除く業種*	全業種
使用料徴収方法		
元栓+蛇口 元栓徴収可能な音源は元栓徴収し、それ以外は蛇口徴収する	<p>蛇口徴収分 元栓徴収分</p> <p>6,420 364 6,784 (百万円)</p> <p>1店舗当たりの年間平均徴収額: 6,344円</p>	<p>蛇口徴収分 元栓徴収分</p> <p>7,366 403 7,770 (百万円)</p>
参考)		
すべて蛇口徴収 すべての音源を蛇口徴収とする	<p>15,061</p>	<p>17,282</p>

* 日本標準産業分類における大分類業種「公務（他に分類されるものを除く）」、中分類業種「学校教育」「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」を除外した推計値

注1) 推計結果は、アンケート調査の結果に基づいて算出した潜在的な市場規模を示しており、実務運用を考慮したものではないことに注意

注2) JASRAC使用料規程のBGMに関するテーブルに基づいて算出した、業種別の事業所数で加重平均した1店舗あたりの年間徴収額は「**6,344円**」

注3) 蛇口徴収は、非BGM利用（BGM利用以外の音楽利用を伴うイベントの開催）を行っている事業所からの追加徴収分を含む推計値

注4) 非BGM利用の利用率は業種別の値を用いた

2. 検討結果

(1) 近年の状況の変化・動向

(我が国の音楽産業及び実演家等を取り巻く環境の変化)

Spotify 海外で聴かれた日本の楽曲の傾向

■ Spotify Japanが発表している「海外で聴かれた日本の楽曲」上位の曲のうち、半数以上が日本のアニメ、漫画、ゲームの関連曲（表中オレンジ網掛け）となっている。

年	順位	曲名/アーティスト名	コラボしたタイトル	年	順位	曲名/アーティスト名	コラボしたタイトル
2025	1	オトノケ/Creepy Nuts	アニメ『ダンダダン』	2022	1	死ぬのがいいわ/藤井風	
	2	死ぬのがいいわ/藤井風			2	夜に駆ける / YOASOBI	
	3	Tokyo Drift (Fast & Furious) /Teriyaki Boys	映画『ワイルドスピード』 (海外)		3	The Rumbling / SiM	アニメ『進撃の巨人The Final Season Part2』
	4	Bling -Bang -Bang -Born / Creepy Nuts	アニメ『マッシュル-MASHLE-』		4	廻廻奇譚/ Eve	アニメ『呪術廻戦』
	5	ReawakeR (feat. Ferix of Stray Kides) / LiSA, Felix	アニメ『俺だけレベルアップな件 Season2- Arise from the Shadow-』		5	紅蓮華/ LiSA	アニメ『鬼滅の刃』
	6	It's Going Down Now / 高橋あず美	ゲーム『ペルソナ3 リロード』		6	残響散歌 / Aimer	アニメ『鬼滅の刃 遊郭編』
	7	NIGHT DANCER / Imase			7	Tokyo Drift (Fast & Furious) /Teriyaki Boys	映画『ワイルドスピード』 (海外)
	8	KICK BACK / 米津玄師	アニメ『チェンソーマン』		8	悪魔の子 / ヒグチアイ	アニメ『進撃の巨人The Final Season Part2』
	9	アイドル / YOASOBI	アニメ『推しの子』		9	Black Catcher / ビッケブランカ	アニメ『ブラックローバー』
	10	夜に駆ける / YOASOBI			10	unravel / TK from 凛として時雨	アニメ『東京喰種トーキョーグール』
2024	1	Bling -Bang -Bang -Born / Creepy Nuts	アニメ『マッシュル-MASHLE-』	2021	1	廻廻奇譚/ Eve	アニメ『呪術廻戦』
	2	死ぬのがいいわ/藤井風			2	紅蓮華/ LiSA	アニメ『鬼滅の刃』
	3	SPECIALS / King Gnu	アニメ『呪術廻戦』		3	夜に駆ける / YOASOBI	
	4	アイドル / YOASOBI	アニメ『推しの子』		4	unravel / TK from 凛として時雨	アニメ『東京喰種トーキョーグール』
	5	NIGHT DANCER / Imase			5	心臓を捧げよ! / Linked Horizon	アニメ『進撃の巨人』
	6	青のすみか/キタニタツヤ	アニメ『呪術廻戦』		6	Tokyo Drift (Fast & Furious) /Teriyaki Boys	映画『ワイルドスピード』 (海外)
	7	Tokyo Drift (Fast & Furious) /Teriyaki Boys	映画『ワイルドスピード』 (海外)		7	Black Catcher / ビッケブランカ	アニメ『ブラックローバー』
	8	KICK BACK / 米津玄師	アニメ『チェンソーマン』		8	シルエット / KANA-BOON	アニメ『NARUTO-ナルト-疾風伝』
	9	夜に駆ける / YOASOBI			9	ブルーバード / いきものがかり	アニメ『NARUTO-ナルト-疾風伝』
	10	廻廻奇譚/ Eve	アニメ『呪術廻戦』		10	怪物/ YOASOBI	アニメ『BEASTARS』
2023	1	死ぬのがいいわ/藤井風		2020	1	紅蓮華/ LiSA	アニメ『鬼滅の刃』
	2	アイドル / YOASOBI	アニメ『推しの子』		2	unravel / TK from 凛として時雨	アニメ『東京喰種トーキョーグール』
	3	KICK BACK / 米津玄師	アニメ『チェンソーマン』		3	シルエット / KANA-BOON	アニメ『NARUTO-ナルト-疾風伝』
	4	NIGHT DANCER / Imase			4	ブルーバード / いきものがかり	アニメ『NARUTO-ナルト-疾風伝』
	5	夜に駆ける / YOASOBI			5	Tokyo Drift (Fast & Furious) /Teriyaki Boys	映画『ワイルドスピード』 (海外)
	6	SHOOTING STAR/ XG			6	ピースサイン/ 米津玄師	アニメ『僕のヒーローアカデミア』
	7	LEFT RIGHT / XG			7	summertime/ cinnamons, evening cinema	
	8	すずめ / RADWIMPS feat. 十明	映画『すずめの戸締まり』		8	crossing field / LiSA	アニメ『ソードアート・オンライン』
	9	Tokyo Drift (Fast & Furious) /Teriyaki Boys	映画『ワイルドスピード』 (海外)		9	狂乱 Hey Kids!! /The ORAL CIGARETTES	アニメ『ノラガミ ARAGATO』
	10	まつり / 藤井風			10	Black Catcher / ビッケブランカ	アニメ『ブラックローバー』

世界における日本のヒット曲

ビルボード「Globalチャート」上位100位にチャートインした 日本人アーティスト <対象期間:2020年9月～2025年3月>

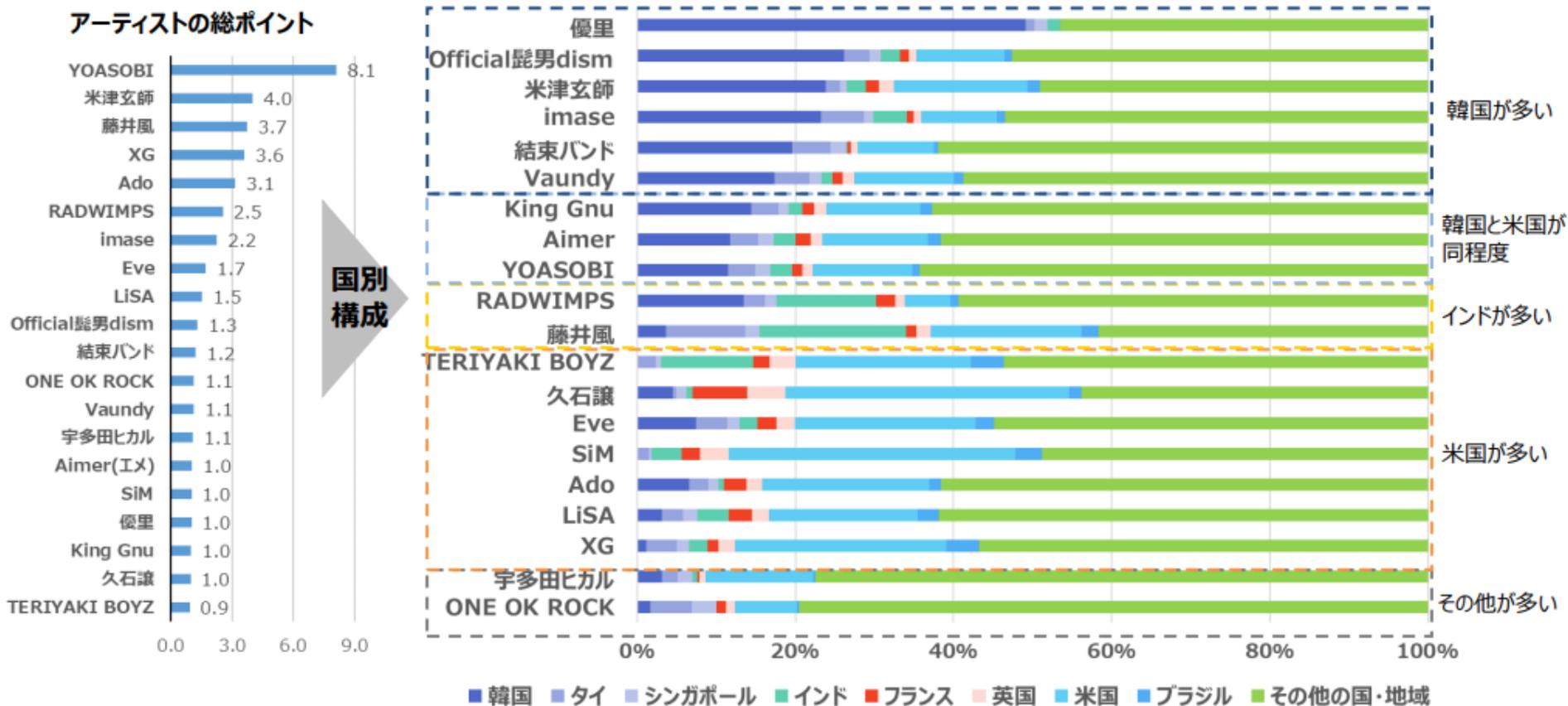
最高位	アーティスト	最高位の楽曲タイトル
7	YOASOBI	Idol
8	Creepy Nuts	Bling-Bang-Bang-Born
8	LiSA	Homura
13	Kenshi Yonezu	Kick Back
20	Ado	New Genesis
28	King Gnu	Specialz
28	Travis Japan	Just Dance!
29	Official HIGE DANDism	Subtitle
37	Aimer	Zankyosanka
40	Hikaru Utada	One Last Kiss
47	ONE OK ROCK	Renegades
48	Yuuri	Dry Flower

最高位	アーティスト	最高位の楽曲タイトル
51	ARASHI	Whenever You Call
73	Mrs.GREEN APPLE	Lilac
75	NiziU	Step And A Step
85	Tatsuya Kitani	Where Our Blue Is
87	back number	Phantom Thief
89	Awesome City Club	Wasurena
90	SEKAI NO OWARI	Habit
91	Masaki Suda	Niji
92	SiM	The Rumbling
96	sakanaction	Kaiju
98	millennium parade & Belle	U

地域別の日本の楽曲の聴取状況

- BillboardのランキングGlobal Japan Songs excl. Japanに登場するアーティストの国別ポイントの構成比をみると、地域によってよく聴かれるアーティストに違いがある。

グローバルに人気のある日本アーティストの国別需要状況（2023年）



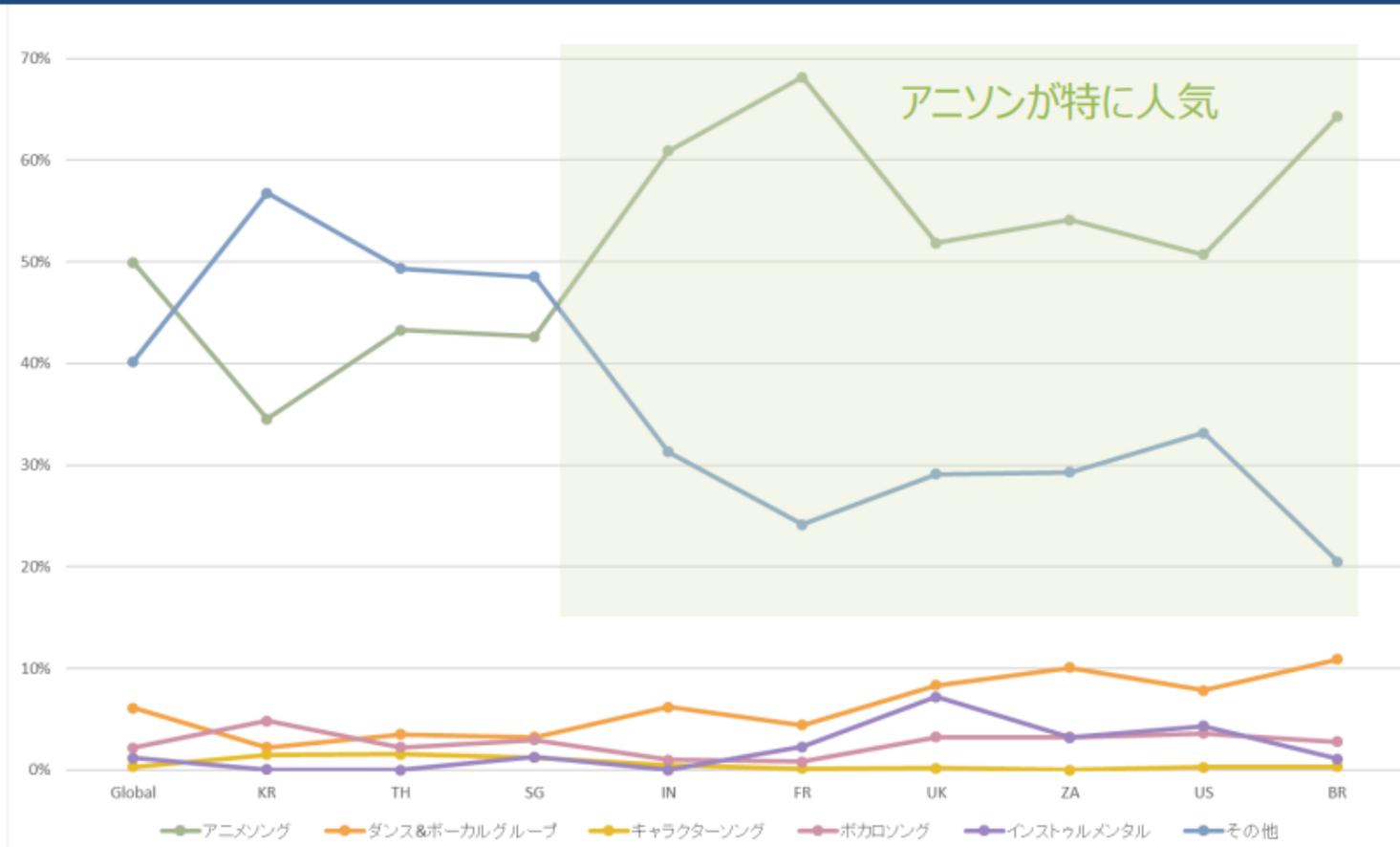
※右のグラフは各アーティストの総ポイント（左のグラフ）を100とした時の、国別構成の内訳を表すもの。

出所) Billboard Global Japan Songs excl. Japan を参照し、2022年11月25日～2023年11月23日の期間上位20アーティストについて作成

Billboardチャート 地域別のアニメソング等需要状況

- インド、フランス、ブラジルではアニメソングの人気が高い一方、韓国、タイ、シンガポールではアニメソング以外が優位となっている。

2023年9月1日~2024年2月8日ヶ月におけるアニメ・INST・その他占有率推移



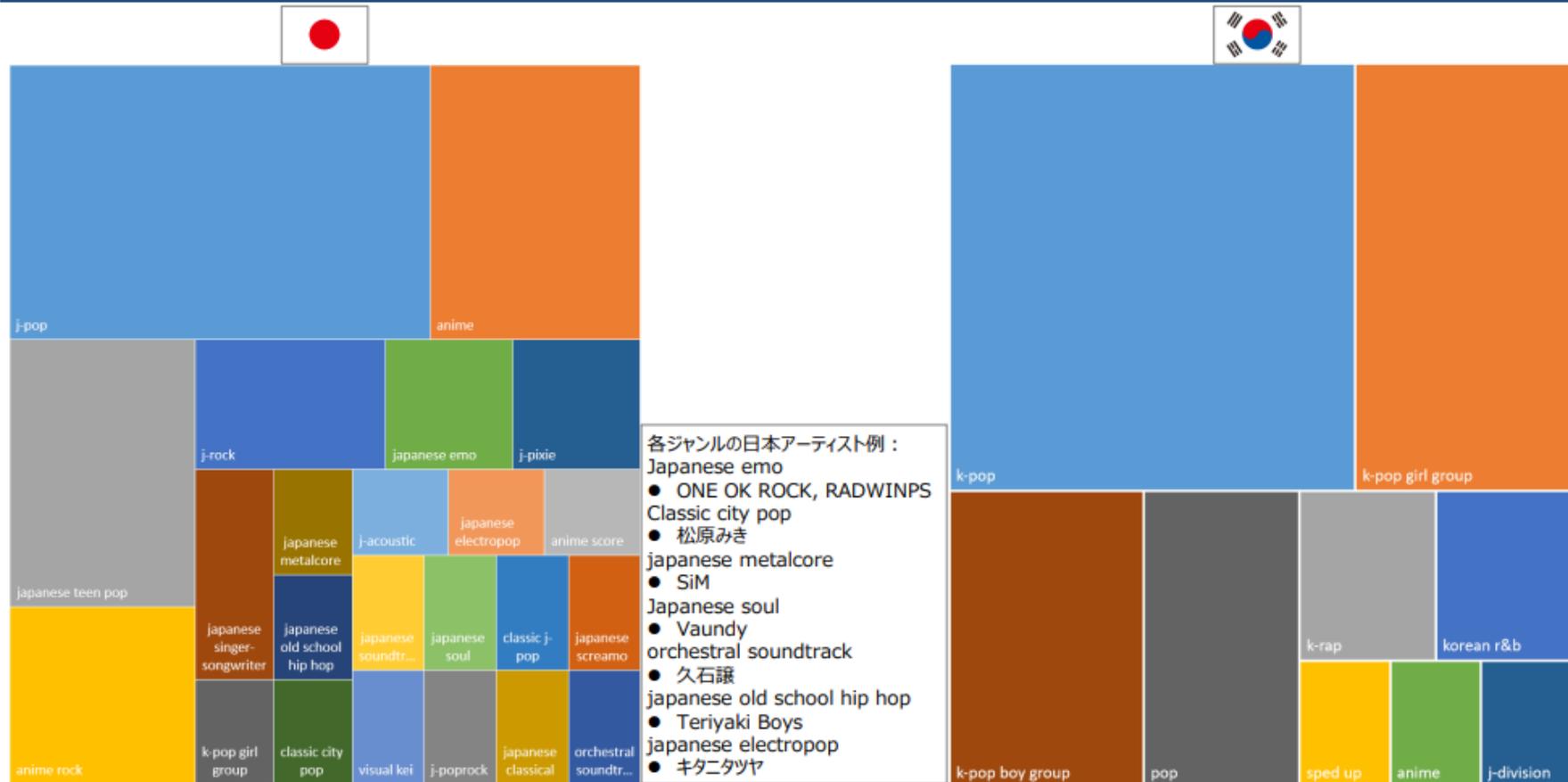
出所) 株式会社阪神コンテンツリンク 2023 Global Data Digest 緑ボックスと緑字を追記

経済産業省「音楽産業の新たな時代に即したビジネスモデルの在り方に関する報告書データ集」(令和6年12月3日) p98より引用

グローバルに人気のある日韓アーティストのジャンル分布

- グローバルに人気のある日韓アーティスト（上位25名・グループ）のSpotify上のジャンル分布を比較すると、日本アーティストは、J-POPだけでなく、シティポップやロック、サウンドトラック等の多様なジャンル分布となっている。

グローバルに人気のある*日韓アーティスト（上位25名・グループ）のジャンル分布（2023年）



*日本はBillboard Global Japan Songs excl. Japan を参照し、2022年11月25日～2023年11月23日の期間で、ポイントが高かったアーティスト上位25名・グループを抽出。

*韓国はSpotifyの2023年Top200グローバルチャートにランクインしたアーティストを抽出。1アーティストに複数のジャンルが付与されている場合がある。

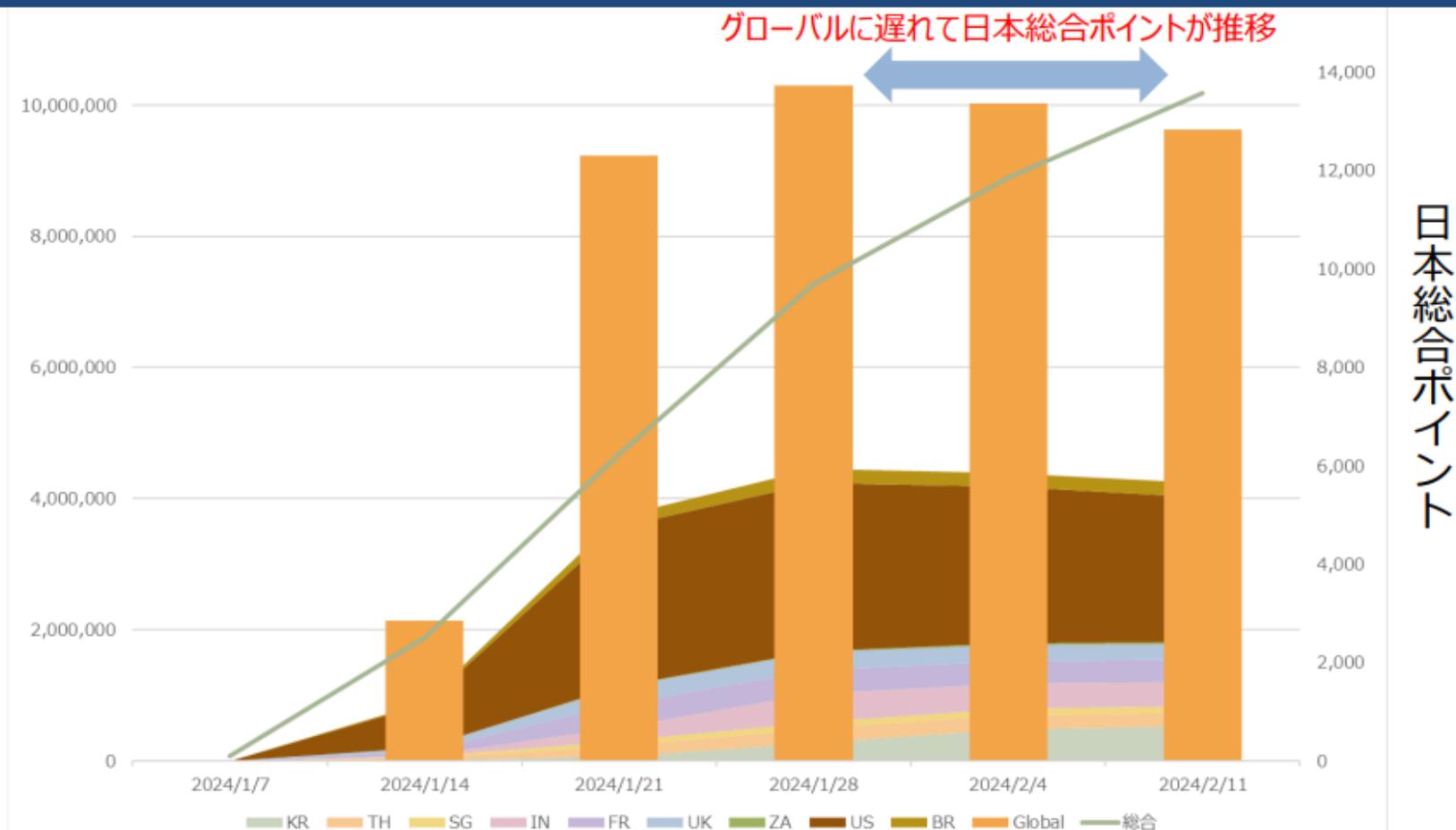
出所) Billboard Global Japan Songs excl. Japanチャート、Spotify Global チャートSpotify APIより作成

経済産業省「音楽産業の新たな時代に即したビジネスモデルの在り方に関する報告書データ集」（令和6年12月3日）p.100より引用

Billboardチャートアクション グローバル・日本の比較

- 楽曲「Bling-Bang-Bang-Born」のBillboardチャート上の推移をみると、グローバルチャートの動きの後に日本チャートの動きが出ている。

“Bling-Bang-Bang-Born”グローバル 国別 ポイントと JP 総合ポイントアクション 比較



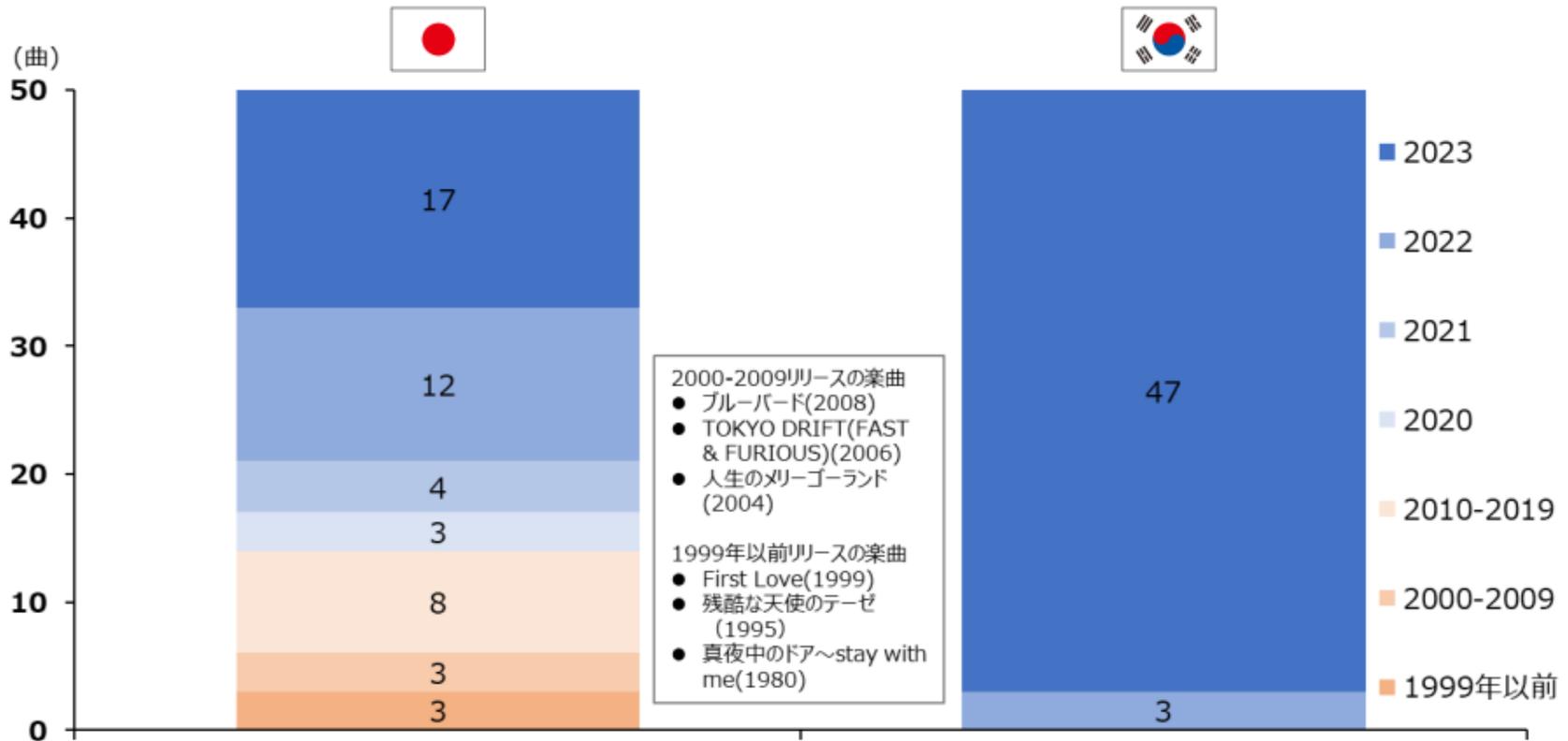
出所) 株式会社阪神コンテンツリンク 2023 Global Data Digest 赤字と矢印を追記

経済産業省「音楽産業の新たな時代に即したビジネスモデルの在り方に関する報告書データ集」(令和6年12月3日) p.99より引用

グローバルに人気のある日韓楽曲のリリース年分布

- グローバルに人気のある日韓楽曲（上位50曲・2023年）のリリース年の分布を比較すると、韓国の楽曲は全て2022年以降にリリースされた新しい楽曲である一方、日本の楽曲は2021年以前リリースの楽曲が27曲ある。

グローバルに人気のある*日韓楽曲（上位50曲）のリリース年分布（2023年）



*日本はBillboard Global Japan Songs excl. Japan を参照し、2022年11月25日～2023年11月23日の期間で、ポイントが高かった楽曲50曲を抽出。

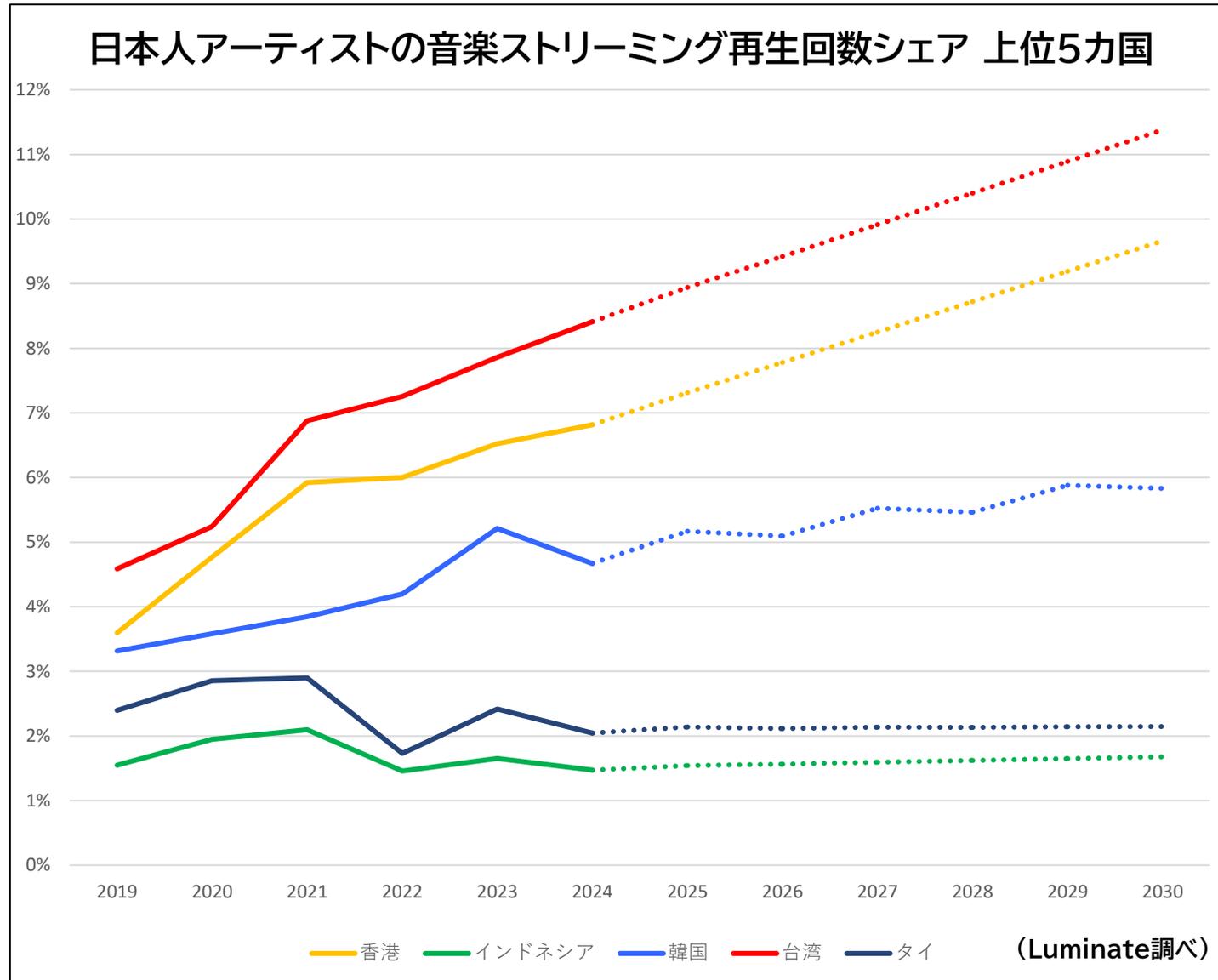
*韓国はSpotifyの2023年Top200グローバルチャートにランクインした楽曲の週間ストリーミング数上位50曲を抽出。

出所) 日本 : Billboard Global Japan Songs excl. Japanチャート、韓国 : Spotify Global チャートSpotify APIより作成

経済産業省「音楽産業の新たな時代に即したビジネスモデルの在り方に関する報告書データ集」(令和6年12月3日) p.101より引用

アジアにおける日本音楽の聴取状況

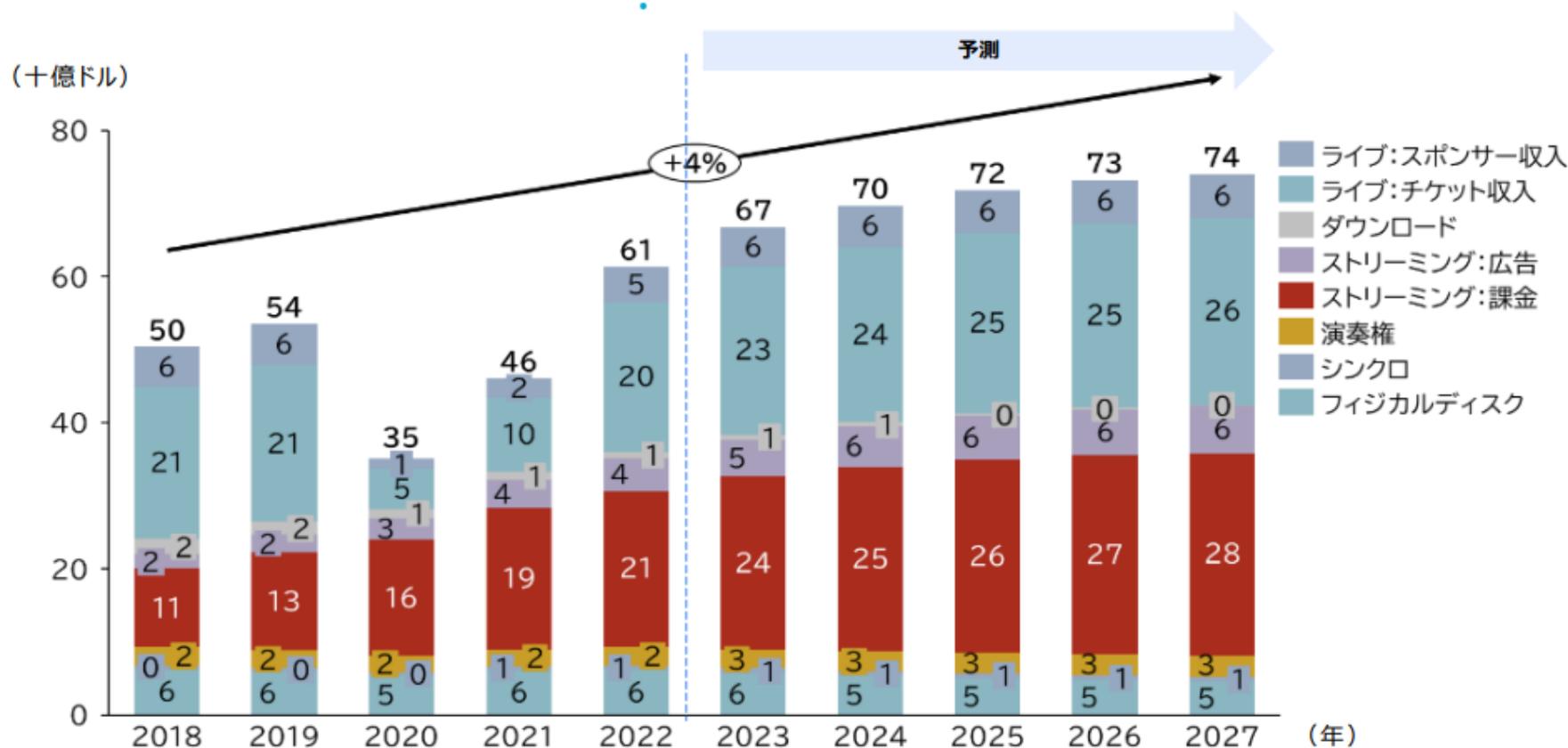
■ 日本人アーティストの音楽ストリーミング再生回数のシェアは、アジア地域において徐々に上昇している。



世界の音楽市場規模

- 世界の音楽市場は成長傾向と予測されている。

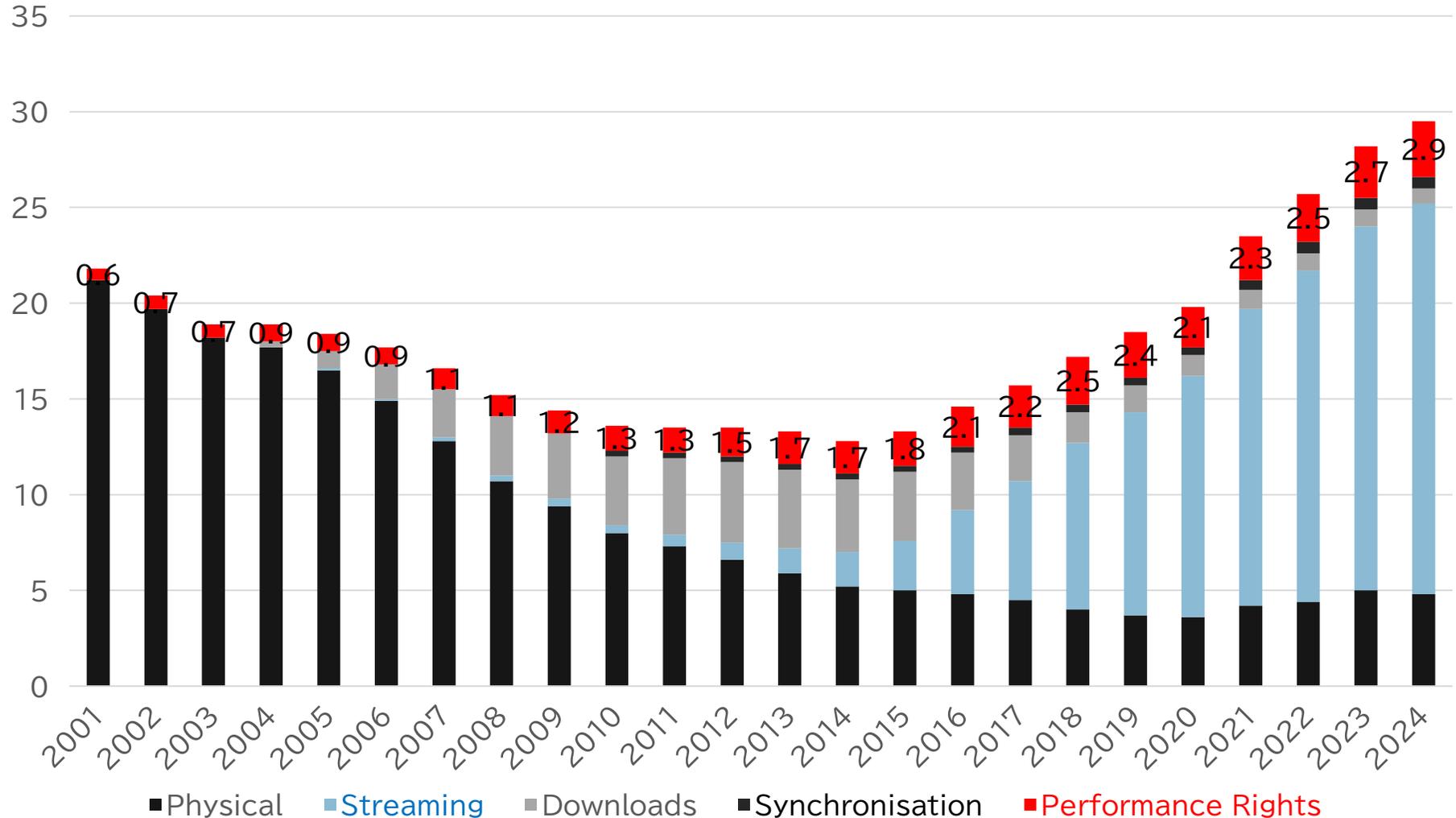
世界音楽市場の予測成長率（2018-2027）



世界の録音原盤市場

- 世界の録音原盤市場は拡大傾向にある。
- Performance Rightsについては、2024年に約29億米ドルに達した。

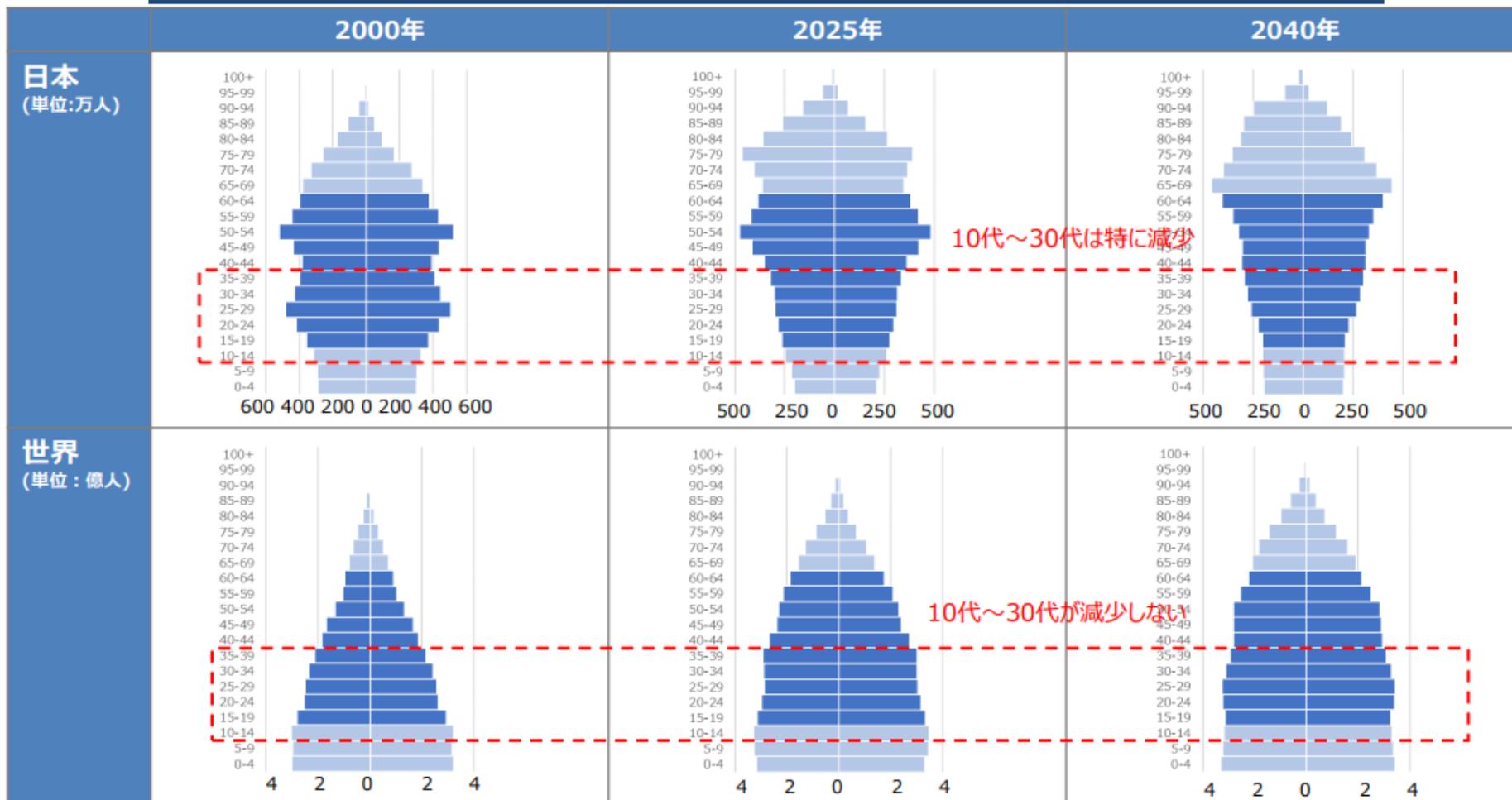
単位:10億米ドル



日本と世界の人口動態

- 世界の人口ピラミッドは釣り鐘型であり、つぼ型である日本との差は今後より顕著になると予想される。

日本と世界の人口ピラミッドの推移 (2000-2040)



出所) Population Pyramidより作成

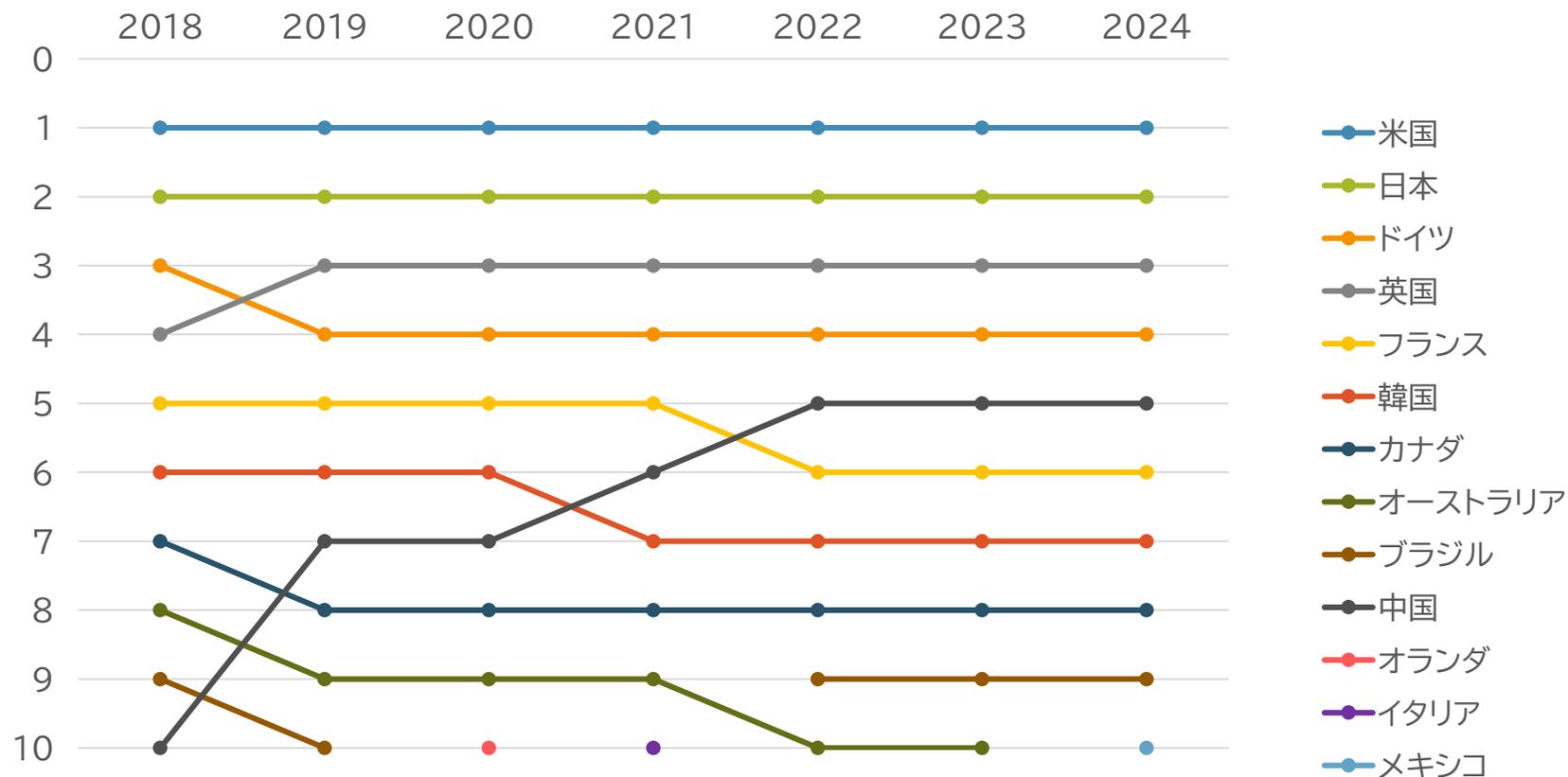
濃い青は生産年齢人口 (15歳以上65歳未満)

経済産業省「音楽産業の新たな時代に即したビジネスモデルの在り方に関する報告書データ集」(令和6年12月3日) p. 2より引用

国別の音楽売上ランキング

- IFPIによる国別の音楽売上ランキング（TOP10）では、TOP 3は固定化されているものの、中国やブラジルが順位を上げている。

国別の音楽売上ランキング(TOP10 2018-2024年)



一人当たりの音楽市場規模

- ブラジルや中国の一人当たりの音楽市場規模は伸び率は大きい。

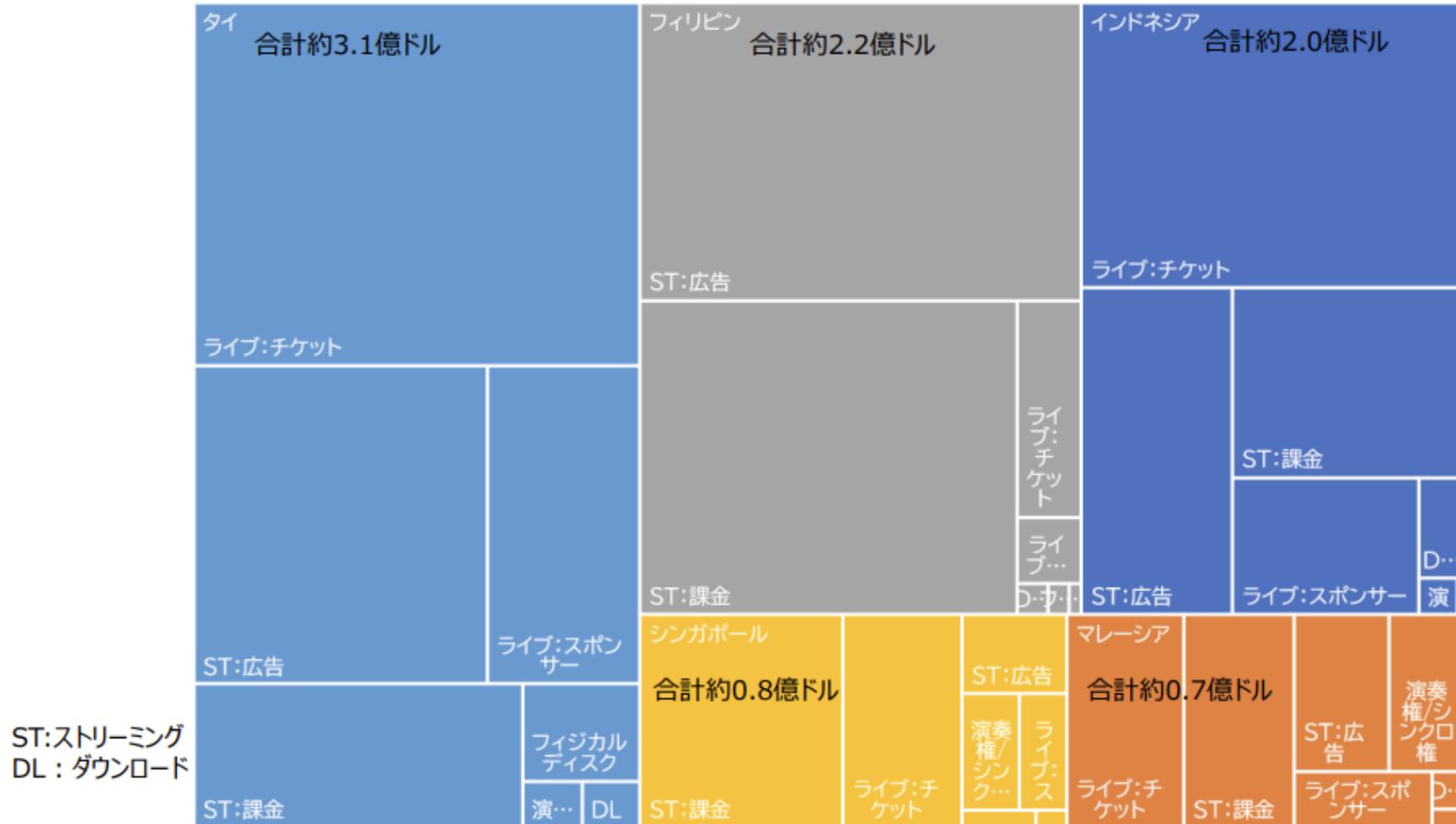


出所) 市場規模：PwC グローバル エンタテインメント&メディアアウトlook2023-2027より作成 <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/outlook.html>
人口：United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division (2022). World Population Prospects: The 2022 Revisionより作成

経済産業省「音楽産業の新たな時代に即したビジネスモデルの在り方に関する報告書データ集」（令和6年12月3日）p. 8より引用

東南アジア諸国の音楽市場規模

- 東南アジア諸国の音楽市場規模は下図のとおりであり、国ごとに内訳の特徴がみられる。



出所) PwC グローバル エンタテインメント&メディアアウトlook2023-2027 <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/outlook.html> より作成

経済産業省「音楽産業の新たな時代に即したビジネスモデルの在り方に関する報告書データ集」(令和6年12月3日) p.117より引用

コンテンツに関する政府の方針①

- 政府においては、コンテンツを新たな基幹産業と位置付け、2033年までに日本発コンテンツの海外市場規模を20兆円とする目標を定めている。
- コンテンツの波及効果について、地方創生や海外活力の獲得、ソフトパワー向上等の観点が触れられている。

○新たな資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025（2025年6月13日閣議決定）（抄）

アニメ・音楽・放送番組・映画・ゲーム・漫画といったコンテンツは、世界の人々を魅了して、世界市場の中でも高く評価されている、我が国の誇るべき財産である。実際、コンテンツ産業は、鉄鋼産業や半導体産業より大きな海外売上げを上げており、海外売上げは5兆円を超えて、日本の産業の中でも自動車産業に次ぐ存在になっている。また、コンテンツ産業は地域の中で生まれ、地方創生に寄与すると同時に、海外の活力を取り込むという観点からも重要である。我が国の基幹産業であるコンテンツ産業について、日本発コンテンツの海外市場規模を2033年までに20兆円に拡大する目標の下、昨年策定した「コンテンツ産業活性化戦略」の分野ごとの戦略を具体化し、当該目標の確実な達成を図るため、分野別海外市場獲得の見通しについて、重点地域、市場展開方針等の取組を具体化しつつ、その明確化に取り組む。当該明確化を不断に行いつつ、アニメ・音楽・放送番組・映画・ゲーム・漫画といった主要分野ごとに、5か年程度のアクションプランを策定し、支援策の具体化・強化に取り組み、官民連携による国際展開と競争力強化を推進する。この際、官は環境整備を図るが、民のコンテンツ制作には口を出さないという、官民の健全なパートナーシップの構築を改めて確認する。

○新たな資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024（2024年6月21日閣議決定）（抄）

…ここに下記の通り、「コンテンツ産業活性化戦略」を策定・明記し、政府を挙げて、官民連携による本戦略を推進する。この際、官は環境整備を図るが、民のコンテンツ制作には口を出さないという、官民の健全なパートナーシップを築くことを目指す。

- (1) クリエイター・コンテンツ産業に関する司令塔機能の強化
- (2) 海外展開及び世界に通用するコンテンツの政策・流通の促進
- (3) クリエイターが安心して持続的に働ける環境の整備

コンテンツに関する政府の方針②

○新たなクールジャパン戦略（2024年6月4日知的財産戦略本部）（概要）

新たなクールジャパン戦略【概要】

新たなフェーズへ	コンテンツの世界人気が本格化 ・海外展開は4.7兆円（10年間で3倍超に） （近年、アニメ、実写（映画、ドラマ）がヒット）		日本ファンの拡大・深化 ・インバウンドはコロナ禍から2,500万人規模に回復 （リピーターが2,000万人超（2019年）） →リピーターは高い体験価値を重視する傾向 ・訪日外国人旅行消費額は5.3兆円（過去最高）		食の世界人気が一般化 ・来日の最大の動機は食。高い満足度 ・日本の食文化自体の体験価値化が重要	
	現在の国際的な政治・経済情勢の中で、日本のソフトパワーの重要性の高まり、特定の国・地域への依存のリスクの高まり					
課題	PDCAサイクル ・クールジャパン全体、コンテンツ分野の目標値設定なし ・データ不足		クールジャパンを支える体制 ・消費実態・マーケット情報等のインテリジェンス機能に乏しい		ビジネスモデル ・コンテンツ分野は国内市場中心の構造 ・DX化への対応が弱い	
	クールジャパンを担う人材 ・クリエイターの活動環境整備が不十分 ・ビジネスプロデューサー不足					
クールジャパン戦略の再起動（リポート）	再投資への好循環を確立する ・希少な体験価値の提供により高い利益を稼ぎ、関係者に還元され、再投資につながるサイクルを構築 ・海外市場を前提として、クリエイターに収益が適切に還元され、再投資につながるサイクルを構築		分野間的好循環により、日本ファンを拡大する ・コンテンツの波及効果を活かし、日本ファンの外国人コミュニティを拡大 ・国際社会において日本という存在がなくてはならないものにしていくようブランド価値を向上		担い手とともに成長する ・クリエイターの活動環境の整備 ・ビジネスプロデューサーの育成 ・スタートアップ等新規参入の促進 等	
					・担い手への収益還元によって「稼げる」ようになることが、人材獲得や新規参入促進の近道。 ・外国等で外国人の担い手が大きく増えていくことで日本ファンがスパイラル的に拡大することを目指す。	
基本的な方向性	データ駆動型でPDCAサイクルを回す （目標：①コンテンツ、インバウンド、食、ビューティー等の海外展開を50兆円（2033年）に拡大、②好感度10%アップ） <参考> 約19兆円（2023年（一部コンテンツの海外展開などは2022年の実績））					
	基幹産業として国際競争力を高める		体験価値で勝負し、高利益を追求		インテリジェンス機能強化	
				分野連携拡大と発信強化		

コンテンツに関する政府の方針③

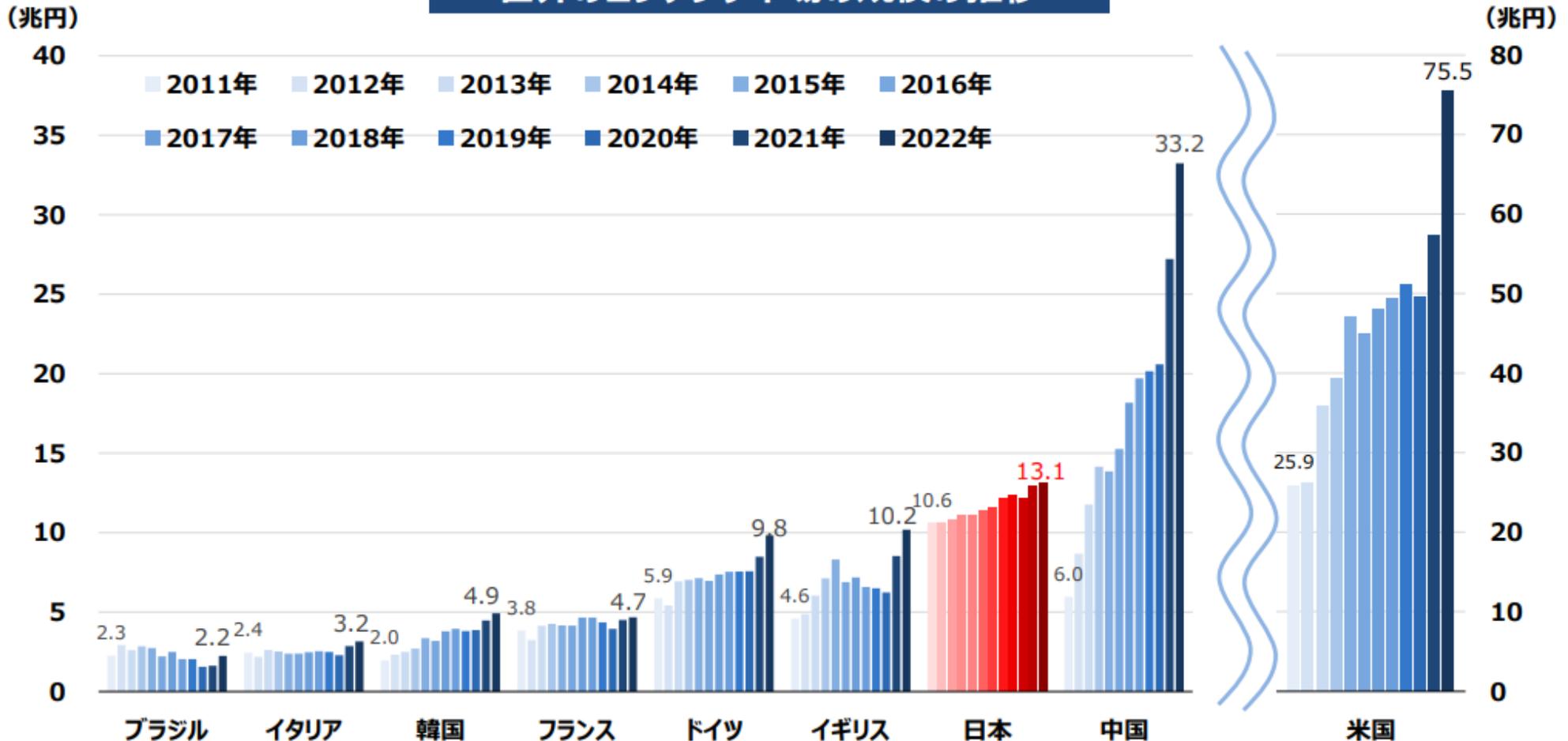
○新たなクールジャパン戦略（2024年6月4日知的財産戦略本部）（抄）

コンテンツ	現状と課題	横断的取組（インバウンド、食、ラグジュアリー等）
	<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外展開は過去最高の4.7兆円（2022年）。→ 鉄鋼産業の輸出に匹敵し、半導体産業の輸出に迫る規模。 国際競争できる制作費・利益の確保、クリエイターへの収益還元と自律的な活動環境の確保、海外展開のビジネス人材確保が重要。 	<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> インバウンドはコロナ禍から順調に回復。訪日外国人旅行消費額：5.3兆円（過去最高）。DX・体験価値化の質や、各地域の実情に応じたオーバーツーリズム対策が重要。 農林水産物の輸出：1.5兆円（2023年：過去最高）。他方、一部で輸入規制問題。外交的努力と多角化が重要。 リピーター層の増加に伴い、様々な体験価値化やラグジュアリー強化による高付加価値化、イノベーションが重要。
<p>ゲーム（2.8兆円） 新規IPやXR・3D対応できる人材育成が重要</p>	<p>日本のコンテンツ産業の海外展開</p>	
<p>アニメ（1.5兆円） 資金・人材不足。クリエイター育成、交渉力強化・ビジネス展開支援が重要</p>	<p>日本の産業の輸出額等の規模感比較（兆円）</p>	
<p>マンガ/出版（0.3兆円） 海外展開は紙が主。海賊版対策とデジタル配信による市場化が課題</p>		
<p>実写（0.1兆円） 国際水準ベースでの制作環境、経理・労働環境、人材育成が重要</p>		
<p>音楽/ライブ・エンタメ（数字不明） デジタルに即した構造変化が重要、ライブ・エンタメの海外展開、データの整備</p>		<p>今後の取組</p> <p>体験価値化・高付加価値化を進める</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域等における高付加価値の体験型サービスの開発の支援、国際水準の価格で収益を獲得できる仕組み
<p>今後の取組</p> <p>コンテンツ産業を基幹産業として、PDCAサイクルを回す</p> <ul style="list-style-type: none"> コンテンツ産業の海外展開目標：20兆円（2033年）、進捗確認に必要なデータの整備 		<p>価値訴求による市場の新規開拓・拡大を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> サステナブルや健康志向などの価値観の訴求・発信
<p>海外へのビジネス展開力を高める</p> <ul style="list-style-type: none"> プロモーションやローカライゼーションの支援、インテリジェンス機能の強化、ロケ誘致の推進、拠点※の整備 	<p>※ メディア芸術ナショナルセンター等</p>	<p>デザイン・アート機能※を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際的なアートフェア・オークションの国内誘致 <p>※ 顧客体験の質の向上、コンテンツの非連続の価値の向上</p>
<p>最新のデジタル・ビジネスに対応した構造改革を進める</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル化・DX化の支援、デジタルのビジネスモデルに対応した構造改革、適切な対価還元 		<p>イノベーション/人材育成を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> テクノロジーの活用、新規参入/スタートアップ支援 ビジネスデザイン、ガイド、DX等の人材育成の強化
<p>コンテンツ産業を支える人材を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> 優れたクリエイター個人の発掘・活動支援、コンテンツ制作における取引の適正化、コンテンツ人材の育成 		
<p>官民一体となって海賊版対策を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に外国市場における深刻な海賊版被害への対応、外国への働きかけの強化（官民ミッションの派遣等） 		<p>国際的な政治・経済情勢リスクに対応する</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな輸出エリアの開拓や高付加価値化による多角化
<p>官民連携体制を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> 官民協議会の設置による進捗状況の確認・共有、今後の方針の検討、施策メニューの見える化・一覧化 		<p>日本ファン拡大のため海外への発信力を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本ファンについての定点観測 「トップセールス」による発信、大阪・関西万博での発信

世界のコンテンツ市場の規模

- 世界のコンテンツ市場規模の推移を見ると、日本は世界第3位。2022年は13.1兆円。
- 中国は、2013年に日本を抜き世界第2位へ。2022年時点で日本の2.5倍の市場規模（33.2兆円）。

世界のコンテンツ市場の規模の推移

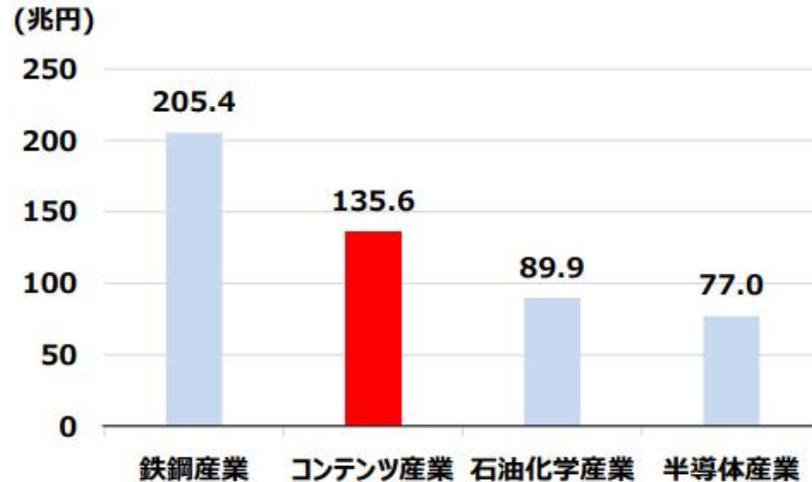


(出所) 株式会社ヒューマンメディア「日本と世界のメディア×コンテンツ市場データベース2024 速報版」を基に作成。

コンテンツ産業の世界市場・我が国輸出額規模の相場感

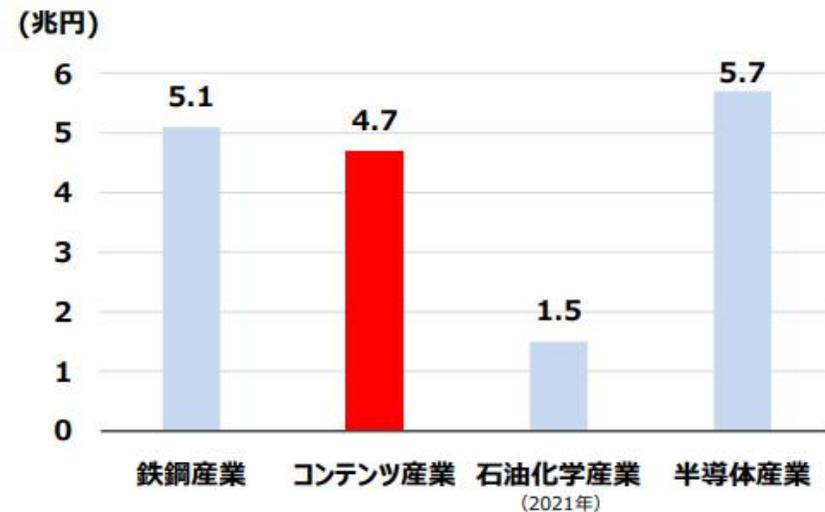
- 世界のコンテンツ市場の規模は、石油化学産業、半導体産業よりも大きい。
- 日本由来コンテンツの海外売上は、鉄鋼産業、半導体産業の輸出額に匹敵する規模。

コンテンツ産業の世界市場規模



(注) 2022年のデータ

我が国の産業の輸出額等の規模感比較



(注) 2022年のデータ (ただし、石油化学産業のみ2021年のデータ)

(注) 2022年は1ドル = 128.4円で算出。
(出所) 以下を基に作成。

鉄鋼	世界市場…株式会社グローバルインフォメーション「鉄鋼の市場規模、2027年に1兆9286億米ドル到達予測」 https://japan.zdnet.com/release/30847425/ 輸出額…一般社団法人日本鉄鋼連盟 鉄鋼輸出入実績概況 https://www.jisf.or.jp/data/boeki/index.html
コンテンツ	世界市場…PwC グローバル エンタテインメント&メディアアウトLOOK2023-2027 (注)映画・ラジオ・ポッドキャスト・新聞・雑誌・本・映像配信・テレビ・ゲーム・eスポーツ・VR・モバイルAR・音楽を抽出 輸出額…株式会社ヒューマンメディア「日本と世界のメディア×コンテンツ市場データベース2024 速報版」※海外市場の売上 http://humanmedia.co.jp/database/PDF/DB2023v3tirashi.pdf
石油化学	世界市場…株式会社グローバルインフォメーション「石油化学製品の市場規模、2027年に7867億4000万米ドル到達予測」 https://japan.zdnet.com/release/30892496/ 輸出額…石油化学工業協会 石油化学製品の国別輸出額 https://www.jpca.or.jp/statistics/annual/kuni_ex_im.html
半導体	世界市場…WORLD SEMICONDUCTOR TRADE STATISTICS (世界半導体市場統計) 輸出額…財務省貿易統計 (半導体等電子部品)

音楽業界における海外展開に向けた取組

- 音楽5団体では、国際音楽賞「MUSIC AWARDS JAPAN」を2025年に創設。
- 音楽業界では、2033年に海外売上高1兆円を目指すとしている。

国際音楽賞「MUSIC AWARDS JAPAN」の創設

世界への新たな一歩を刻むスタートの年に

世界とつながり、音楽の未来を灯す。

国境を超え、アジアとつながり、音楽の可能性を世界と分かち合う。
音楽の未来を灯す挑戦的な祭典へ。

for Music Lover
-4つの約束-

透明性

透明性のある
選考プロセス
投票・審査

グローバル

国内に留まらず
アジアの多様な
音楽に注目

賞賛

国内外の実績を
フラットに
讃え合う

創造

表彰だけでなく
ここから
未来を創造する

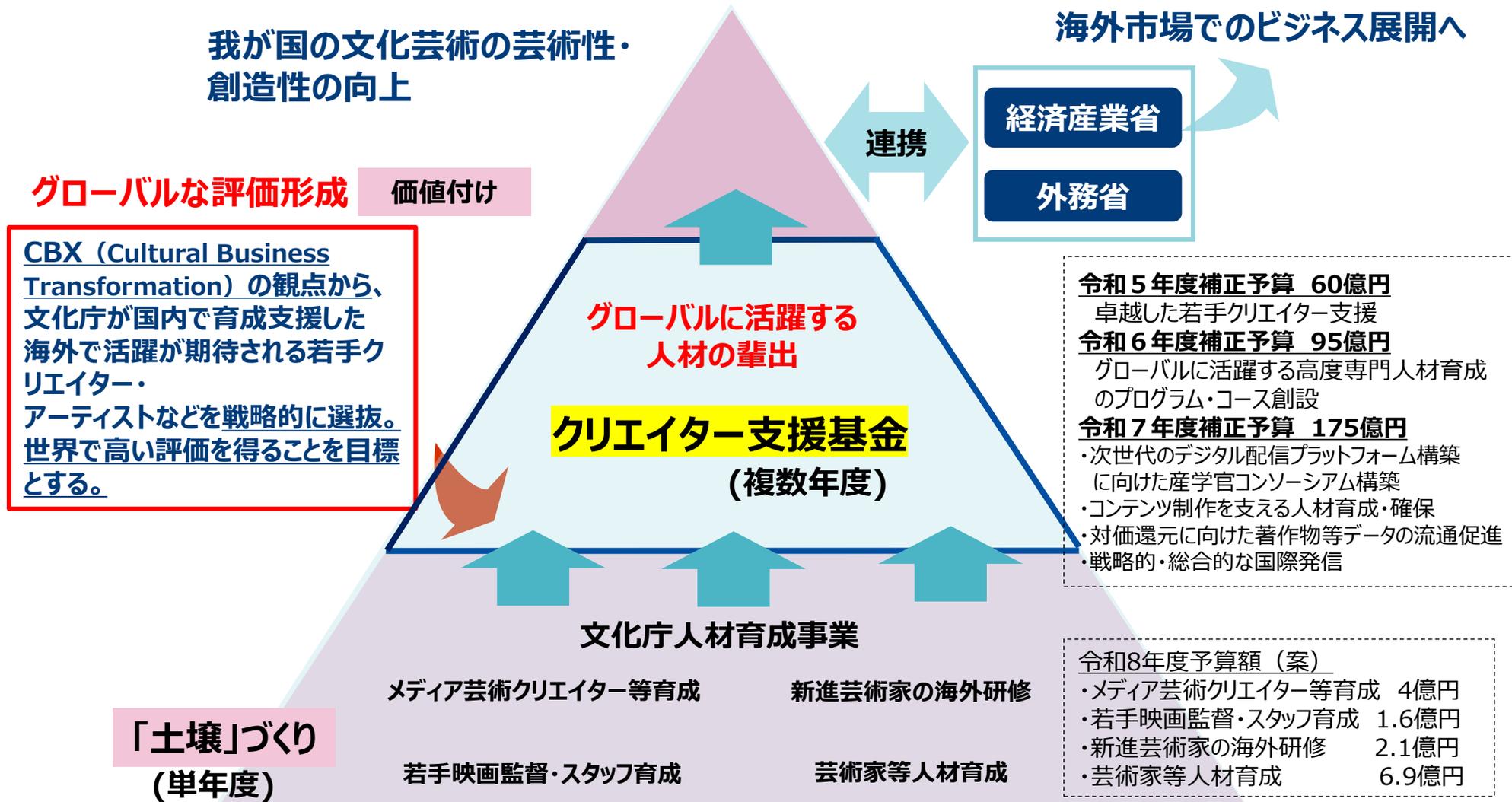
CEIPA
Japan Culture and Entertainment Industry
Promotion Association

世界の音楽業界と団結し、持続可能な音楽産業を築いていく。

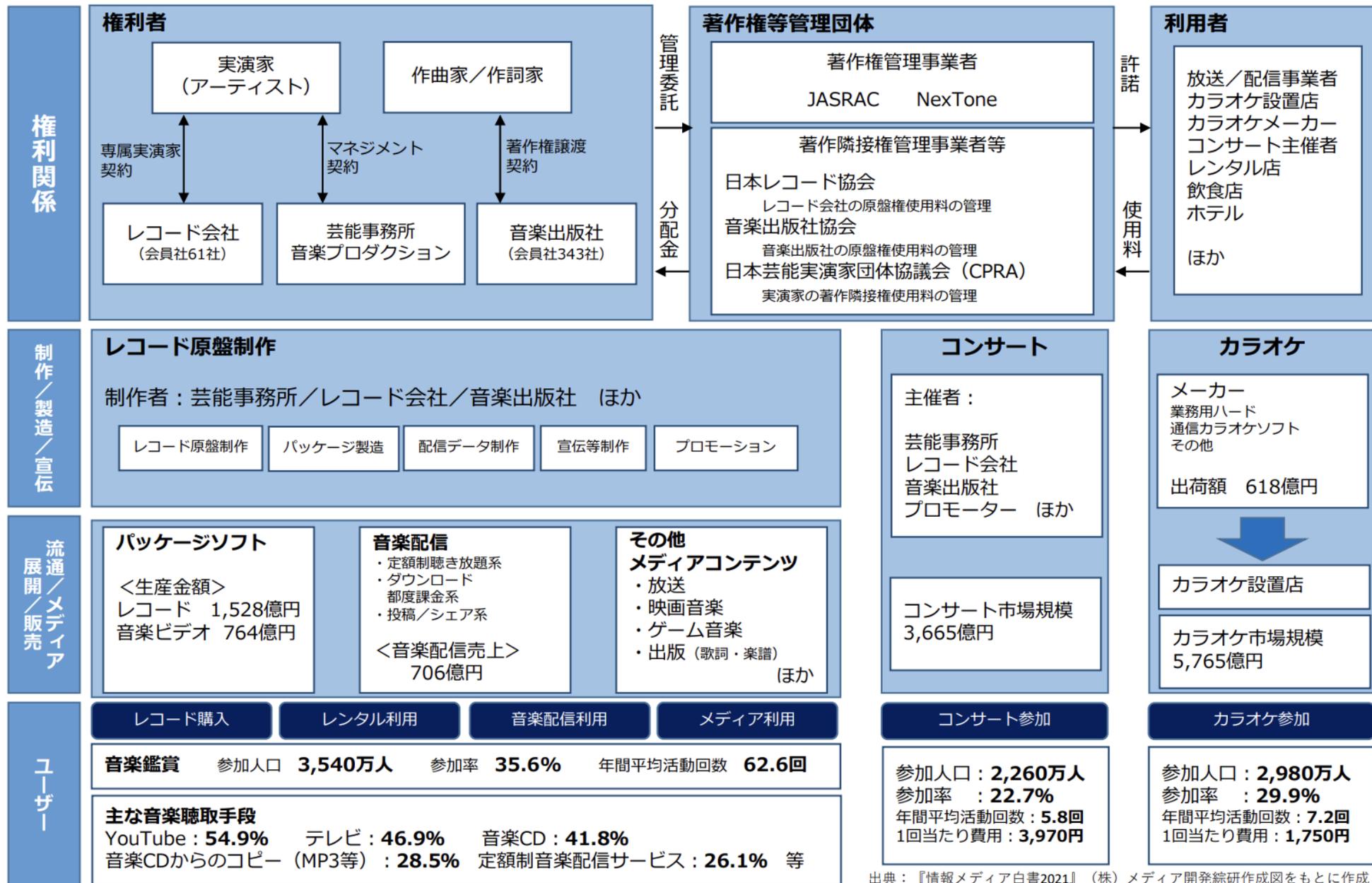
文化庁におけるコンテンツの海外展開に向けた取組

- 文化庁においては、令和5年度補正予算以来措置されているクリエイター支援基金を中心に、クリエイター・アーティスト等育成支援と海外展開に向けた取組を支援している。
- 音楽分野についてその他にも支援策を講じている。

コンテンツ産業を基幹産業と位置付け、**2033年**に海外売上を現在の約4倍となる**20兆円**とする目標を設定。



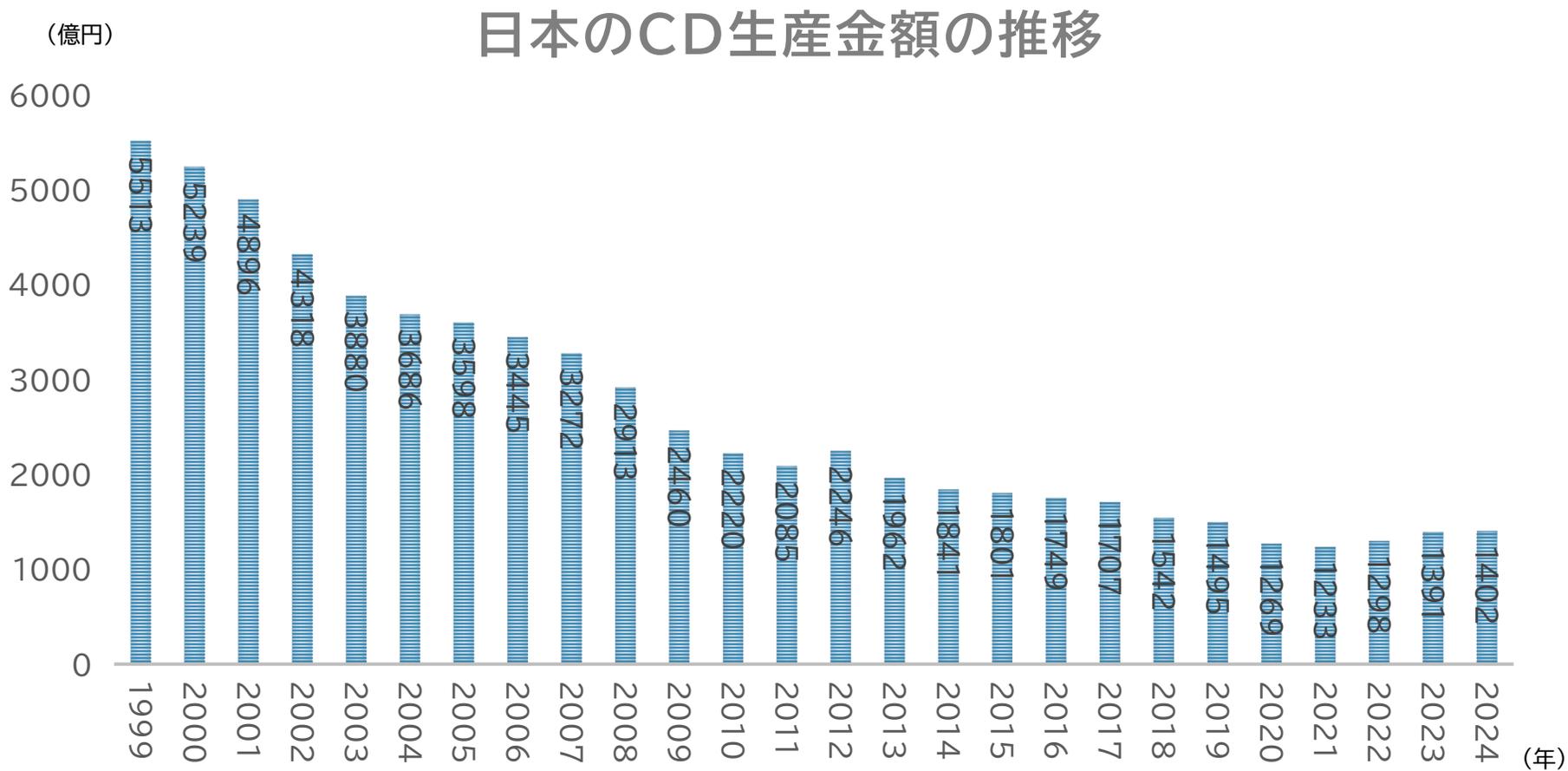
日本の音楽産業の構造



出典：『情報メディア白書2021』（株）メディア開発総研作成図をもとに作成

日本のCD市場

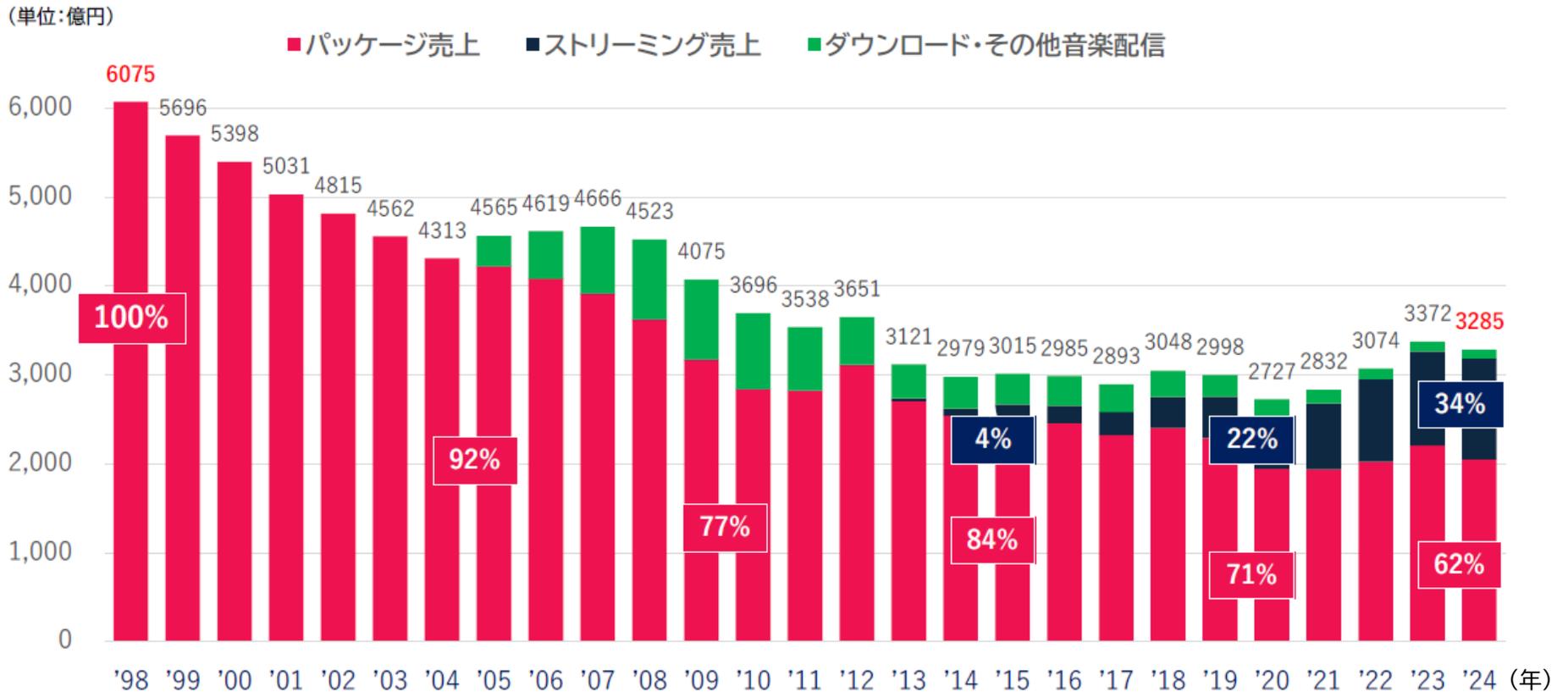
■ 日本のCD市場は、縮小傾向にある。



出典：日本レコード協会 統計データ

日本の録音原盤市場

- 日本の録音原盤市場は、1998年にピークを迎えた後、縮小傾向にあり、近年はほぼ横ばいである。
- 内訳をみると、CDなどのパッケージ売上が縮小し、近年ではストリーミングが拡大傾向にある。

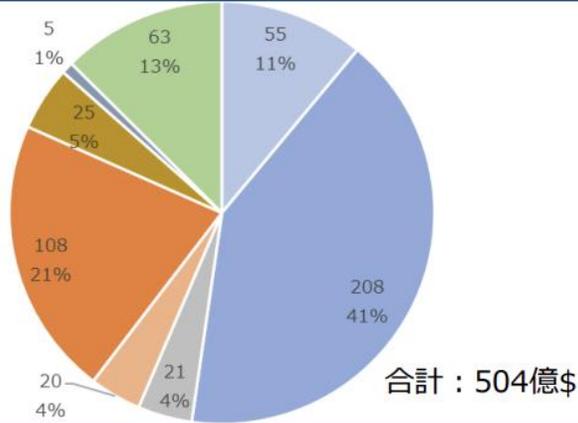


出典: 日本レコード協会 統計データ

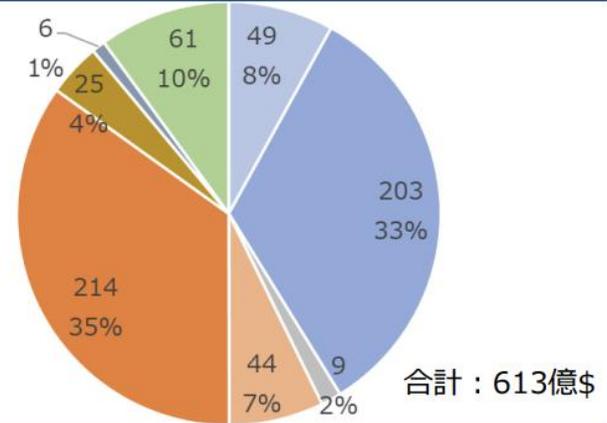
世界と日本の音楽市場の内訳

- 世界の音楽市場は、課金ストリーミング市場とライブチケット収入の占める割合が高い一方、日本はフィジカルディスクの占める割合が高い。
- 日本のフィジカルディスクの占める割合も2018年と比較して2022年は減少している。

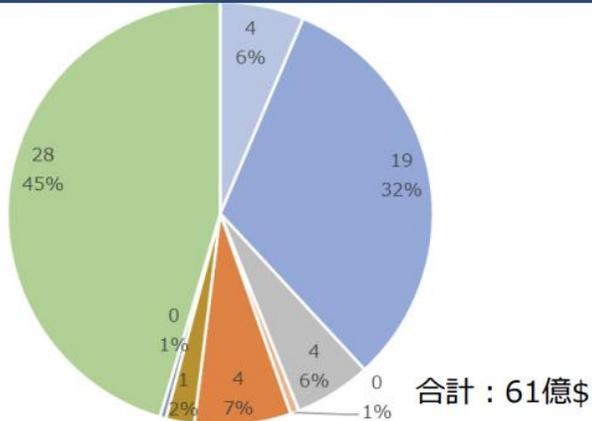
世界の音楽市場（2018年）



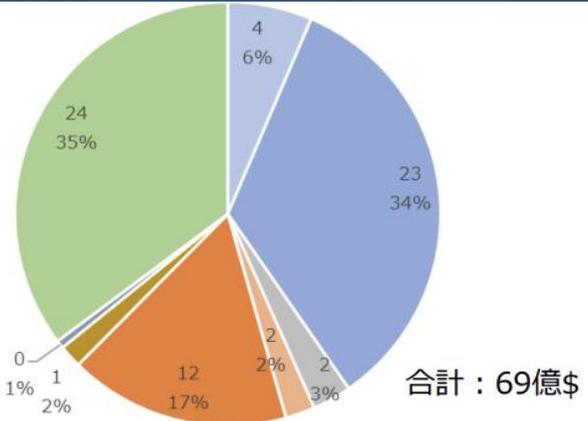
世界の音楽市場（2022年）



日本の音楽市場（2018年）



日本の音楽市場（2022年）



※全て単位は億\$

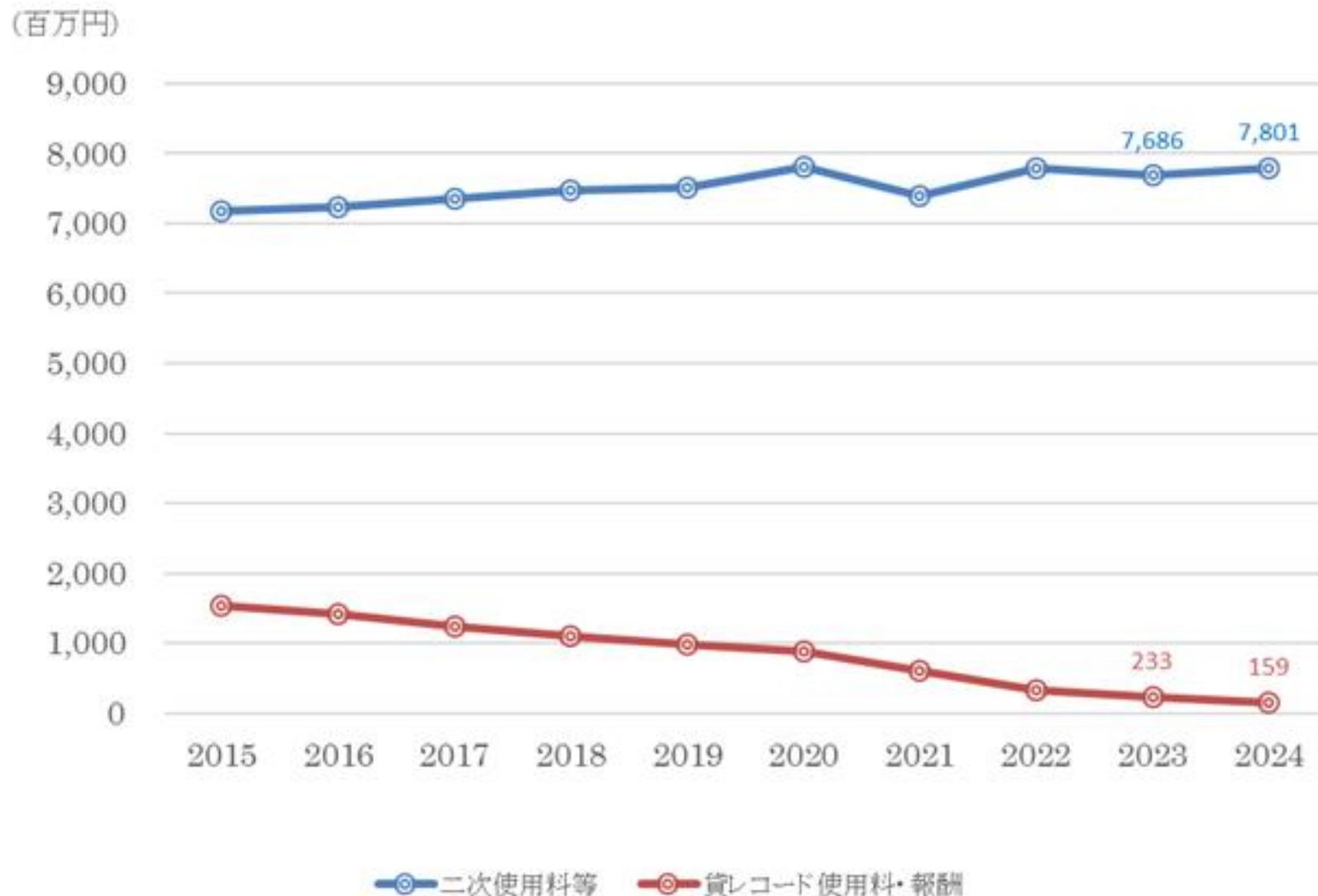
■ ライブ：スポンサー収入 ■ ライブ：チケット収入 ■ ダウンロード ■ ストリーミング：広告 ■ ストリーミング：課金 ■ 演奏権 ■ シンクロ ■ フィジカルディスク

出所) PwC グローバル エンタテインメント&メディアアウトlook2023-2027 <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/outlook.html> より作成。

経済産業省「音楽産業の新たな時代に即したビジネスモデルの在り方に関する報告書データ集」(令和6年12月3日) p.13より引用

実演家に対する二次使用料等・商業用レコード貸与報酬等の推移

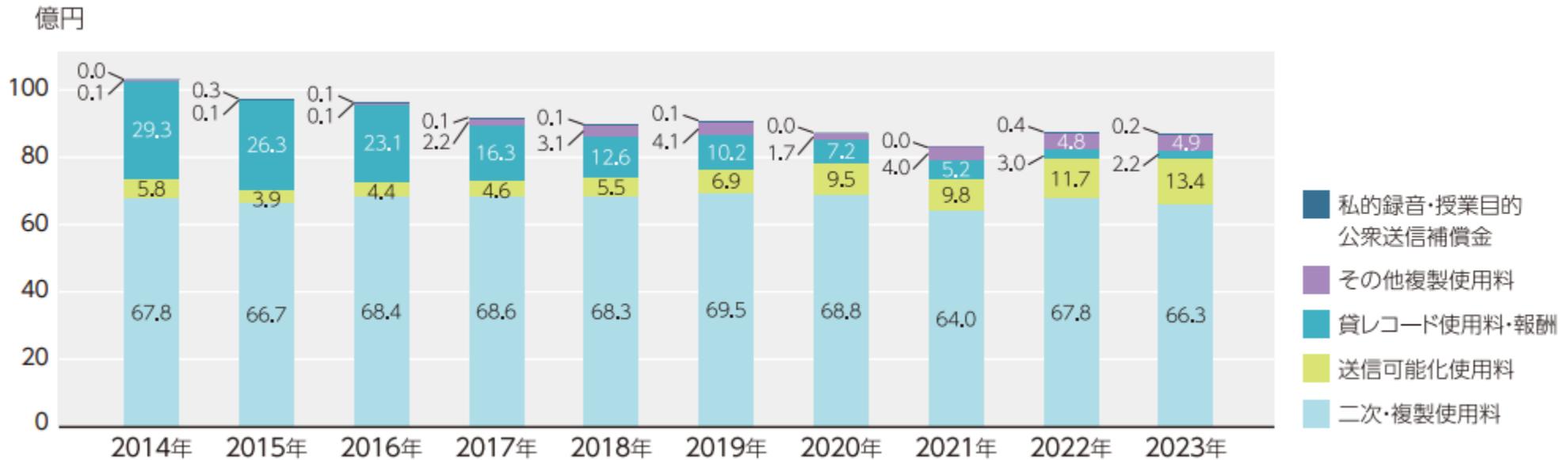
- 実演家に対する二次使用料等は増加している一方、貸レコード使用料・報酬は減少しており、全体としては減少している。



レコード製作者の使用料等徴収額の推移

■ レコード製作者に対する放送二次使用料、貸レコード使用料・報酬等の使用料等は全体として減少傾向にある。

日本レコード協会 使用料等徴収額の推移



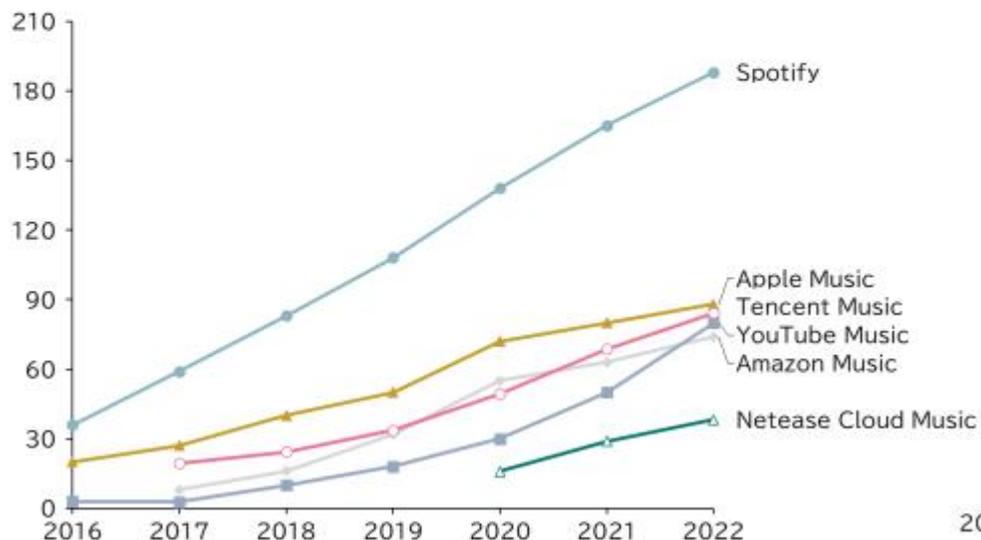
出典：日本レコード協会「日本のレコード産業2025年版」

サブスクリプション型の音楽配信サービスの動向

- サブスクリプション型の音楽配信サービスのサブスクリプション数は増加傾向にある。
- 国内においては、Apple MusicやAmazon Prime musicの利用率が高い。

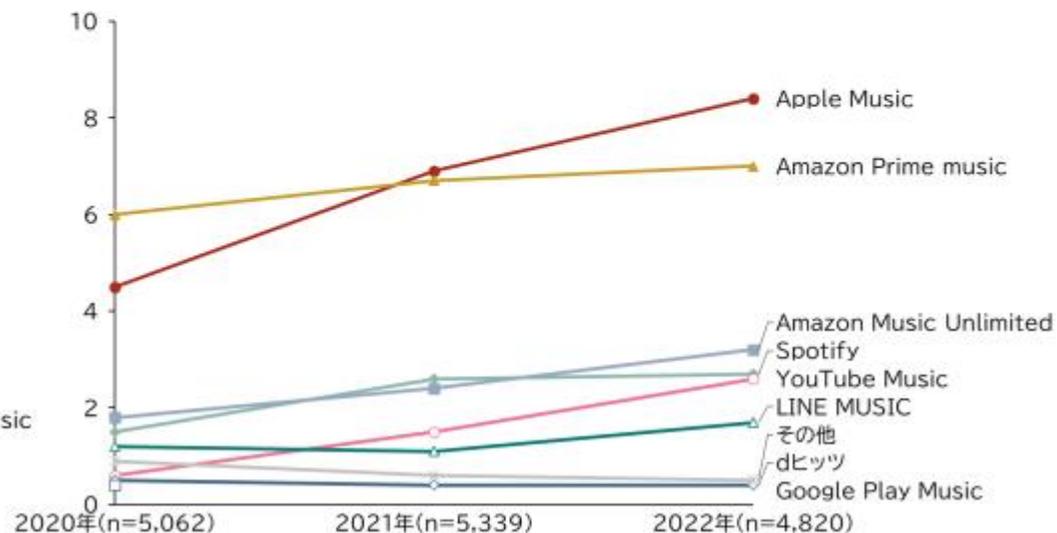
グローバルにおける音楽配信サービスサブスクリプション数 (2016-2022)

(百万)



国内における音楽配信サービス有料サブスクリプション利用率 (2020-2022)

(%)



出所) グローバル : Music Streaming App Revenue and Usage Statistics (2024) <https://www.businessofapps.com/data/music-streaming-market/>
 国内 : 電通メディアイノベーションラボ/電通総研「情報メディア白書2023」より作成

経済産業省「音楽産業の新たな時代に即したビジネスモデルの在り方に関する報告書データ集」(令和6年12月3日) p.37より引用

サブスクリプション型の音楽配信サービスと対価還元に関する課題

- サブスクリプション型の音楽配信サービスに関しては、「バリュー・ギャップ」等の対価還元上の課題が指摘されている。

○調査でクリエイターから得られた情報では、

- ・ あるサブスクリプション型サービス事業者の場合、ある時期における1楽曲の著作権使用料は、1再生あたりに換算すると0.16円と試算された(あくまでヒアリングで得られた一見解)、
- ・ 上記の著作権使用料は、音楽出版社・作詞家・作曲家の三者にそれぞれ分配される、
※音楽出版社・作詞家・作曲家間の使用料の分配率は、実際は三者間における取り決めによる。
- ・ 仮に、クリエイター(作詞家・作曲家)が受け取る1楽曲1再生当たりの著作権使用料を前述の0.04円(音楽出版社が0.08円、作詞家・作曲家が0.04円ずつの計算)と仮定した場合、100万再生でようやく4万円、一般的な楽曲の再生数は1万回程度であり、100万回再生を達成することは、相当程度難しい

との指摘があった。

○著作権隣接権に関するヒアリングでは、

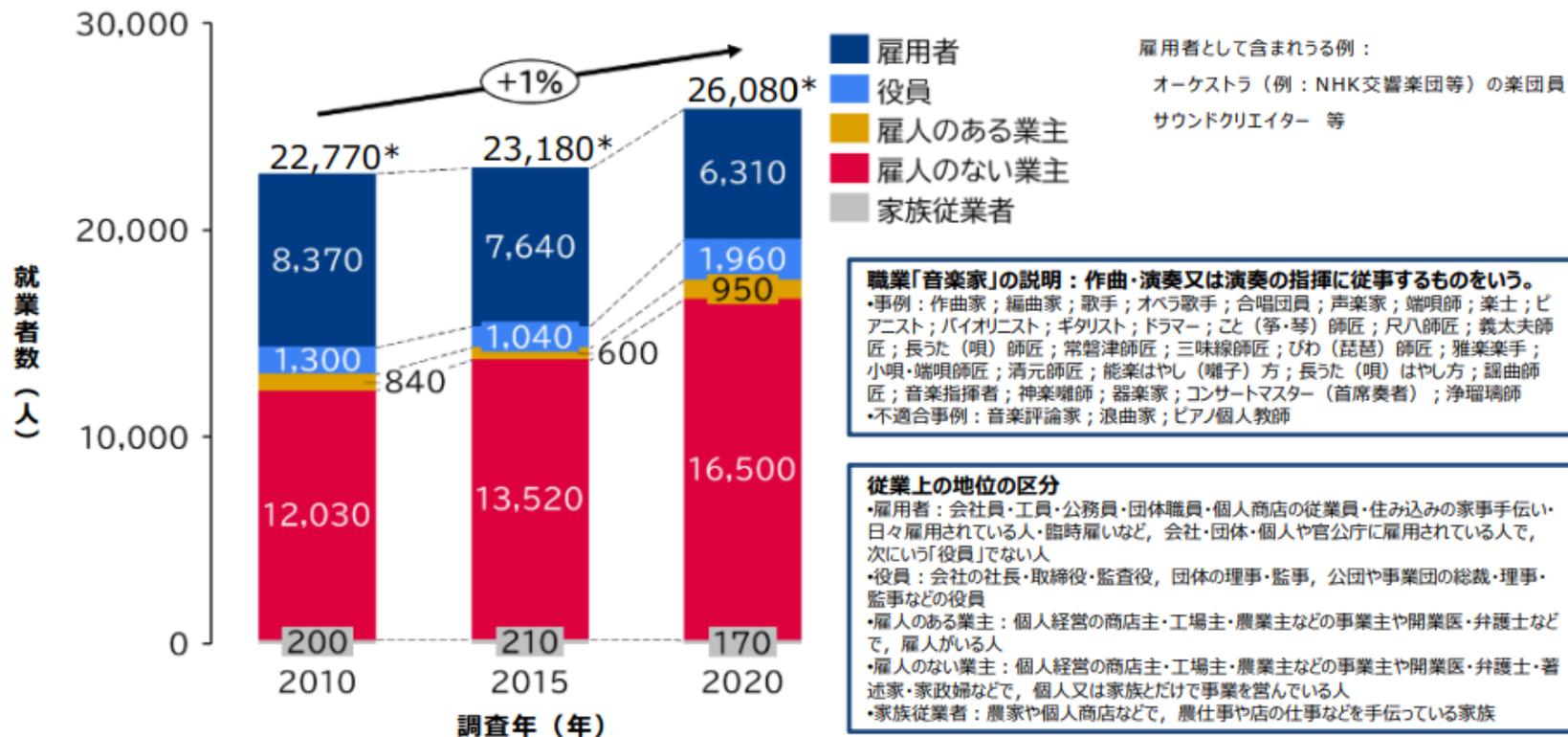
- ・ 各レコード会社の規模は大小様々であり交渉力も異なることから、契約条件に差異が生じやすいのではないか、
- ・ 特に、比較的規模が小さいインディーレーベルにおいては、そもそもプラットフォームサービス事業者とライセンス契約を締結すること自体が難しくなっている現状にある、
- ・ レコード会社ごとの契約内容の差異のみならず、サブスクリプション型サービス事業者ごとに使用料の支払額が大きく異なる特徴がある、具体的に、大手のサブスクリプション型サービス事業者の方が安価な傾向、1楽曲1再生当たりで、著作権隣接権使用料は0.5～2.5円程度の幅がある

との指摘があった。

音楽家の数の推移

- 日本標準職業分類に定める「音楽家」の数は、2010年から2020年にかけて増加傾向にある。
- 従業上の地位の区分別にみると、雇人のない業種（個人事業主等）が増加し、雇用者は減少している。

国勢調査における「音楽家」の推移（従業上の地位区分別）



出所) 国勢調査より作成

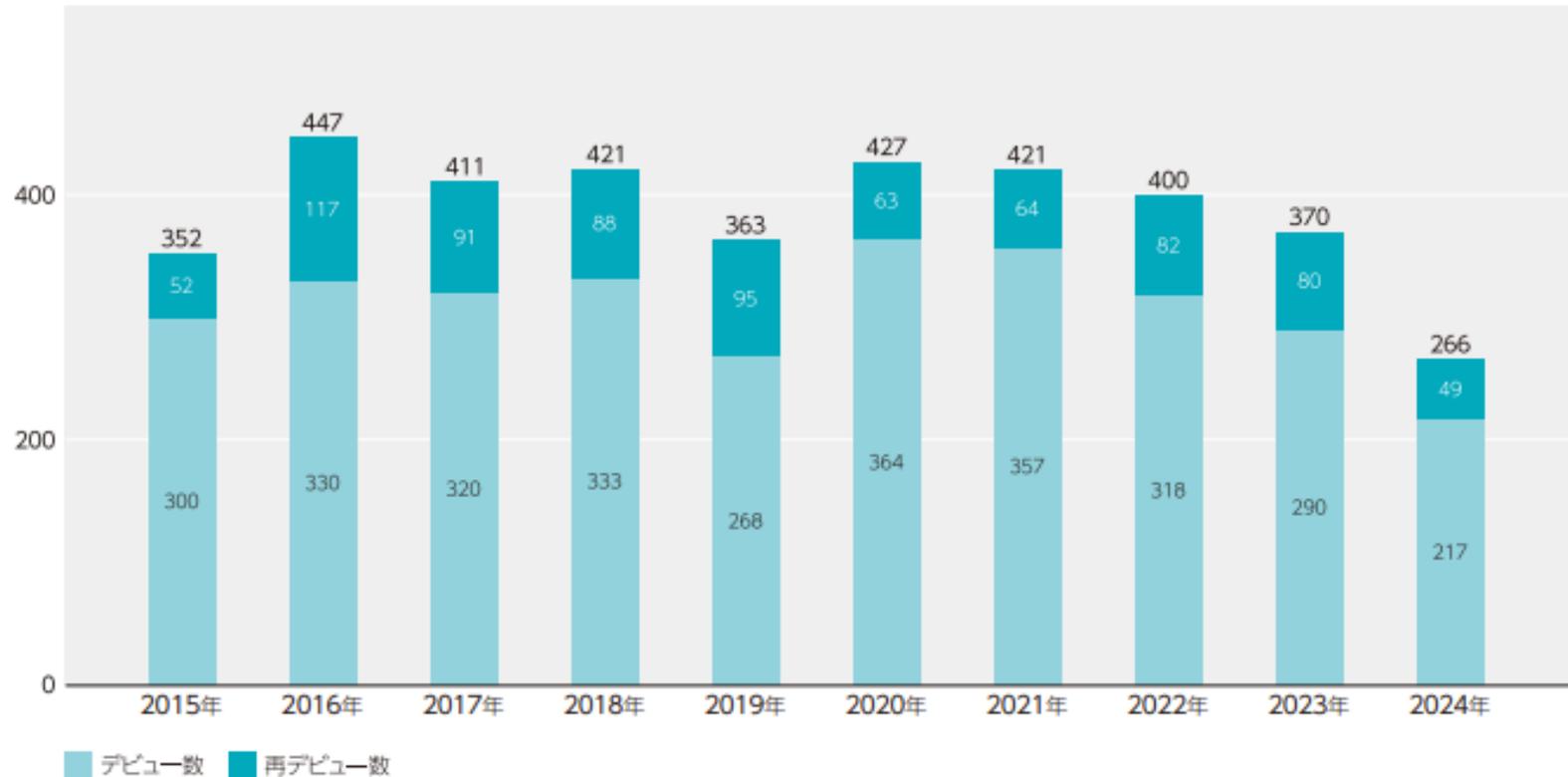
経済産業省「音楽産業の新たな時代に即したビジネスモデルの在り方に関する報告書データ集」（令和6年12月3日）p.19より引用

デビューアーティスト数の推移

- デビューアーティストの数は減少傾向にあり、2024年は266人である。

デビューアーティスト数

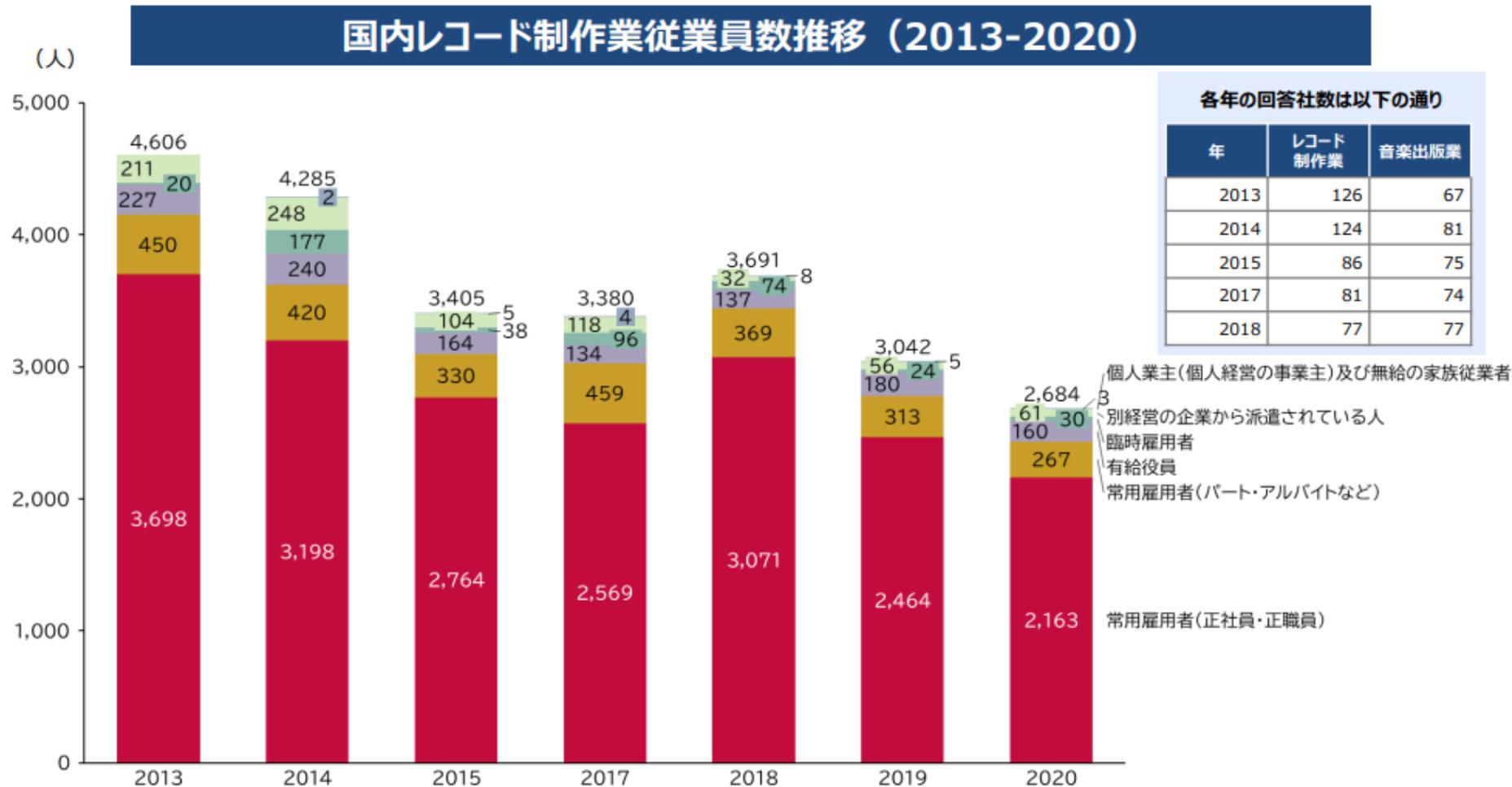
人



備考 1. グループは1組を1名と計算。

国内レコード制作業従業員数の推移

- 国内レコード制作業従業員数は減少傾向にあり、2020年は2,684人である。
- 特に常用雇用者の数が減少傾向にある。



出所) 経済産業省 特定サービス産業実態調査 (2016年はデータなし、2018年まで) <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/result-2.html>,
 経済産業省 経済構造実態調査 (2019年から) <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kkj/result2.html> より作成

音楽業界の人材に関する課題

- 経産省の報告書では、官民で取り組むべき事項の一つとして、人手・人材の育成・獲得が挙げられている。
- 今後予想される人手不足への対応に加え、デジタル化への対応や語学・異文化の素養を身に着けることが課題として挙げられている。

- ・ 音楽、音楽イベントの作り手やその関係者の人手不足が深刻になることが想定される場所、従事者の動向を適切に把握できていないため、新たな調査を実施するなど適切に把握するよう努めたうえで、その結果に応じて不足する人手を補う方策を取る。
- ・ 現在の音楽産業従事者にデジタルマーケティング等の教育をすることに加え、音楽分野でのデジタルマーケティングの重要性や、具体的にどのような業務が想定されるのかをPRすること等により、デジタルに素養のある人材を新卒・中途で採用できるようにする。また、デジタルに素養のある人材を音楽業界に呼び込む方策として、ミュージックテックを取り扱うスタートアップ等に支援することなども考えられる。
- ・ 音楽産業が即戦力人材を獲得するためには、他の企業からの副業人材の受け入れ体制の整備や、レンタル移籍制度を設けるなどの方策もある。また、人材を獲得し、デジタルマーケティングを内製化しない場合でも、必要に応じて外部にデジタルマーケティングを委託できるような、一連のビジネスフロー構築などの方策も考え得る。
- ・ …海外展開を見据えると、アーティストやプロデューサーの双方が語学や異文化の素養を身に着けていることが、タイムリーな情報発信の観点等から望ましいため、双方を対象とした研修プログラム等を検討する。個人による海外展開が可能な点を踏まえると、個人クリエイターやアーティストも受講可能なものが望ましい。

日本において「レコード演奏・伝達権」の法制化が必要な理由

- 日本音楽の海外展開が進み、海外の商業施設で日本音楽が広く聴かれるようになって、日本には「レコード演奏・伝達権」が存在しないため、相互主義によって、アーティストやレコード会社は海外からの対価還元を得ることができない。
マネタイズできる仕組みの構築が必要。
- 「レコード演奏・伝達権」の導入で全ての課題が解決するわけではないが、少なくとも日本のアーティストや音楽業界が世界で戦っていく上では、レコード演奏・伝達権の導入により新しい収入源を得て、世界と同じ条件で戦えるようにすることが必要。

＜参考＞ 全世界のレコード演奏権収入(レコード製作者分と実演家分の合計額)は
2020～2024年の5年間で1.9倍の伸び [IFPI調査]

- 「レコード演奏・伝達権の導入」は、アーティストたちが海外に発信・展開していくインセンティブになる。また、「レコード演奏・伝達権」から得られる収益が後進アーティストを育成・支援していくための新たな原資となる。

「レコード演奏・伝達権」の必要性



現状

「レコード演奏・伝達権」の導入後

若手アーティストが努力の末に店舗等で曲を聴いてもらえるようになっても、著作権者と異なり、対価を得るための権利が全くない

海外の店舗等で曲が再生された場合の対価獲得が可能になる

日本人アーティストが海外でライブを行い人気が出たとしても、一度きりの出演料しかもらえない（活動が点で終わってしまう）

継続的に収入を得る手段が生まれ、海外展開のインセンティブが一層高まる（活動を線や面にしていけることができる）

日本の厳しい経済状況により、未来のアーティストやミュージシャンの育成が課題となっている

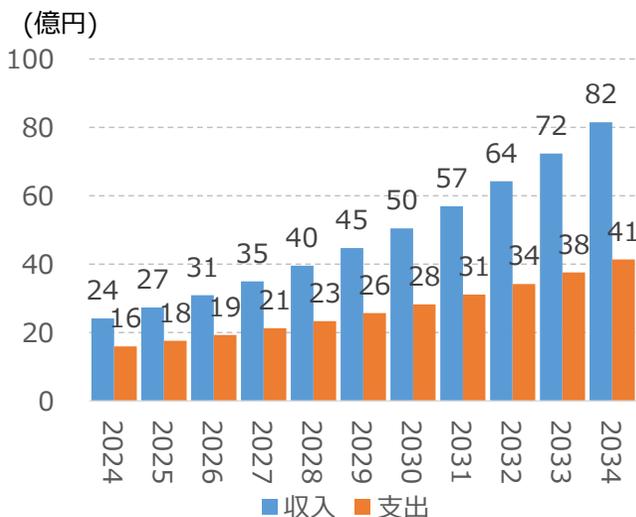
レコード演奏・伝達権の収益を原資として、未来のアーティスト・ミュージシャンの育成を強化することができる

海外ではスタンダードになっている「レコード演奏・伝達権」を日本にも導入し、イコールフットिंगを確立することによって、海外進出がすすむ日本人アーティストの音楽活動を支援し、後進の若手アーティストの育成・支援を進めていくことが可能になる

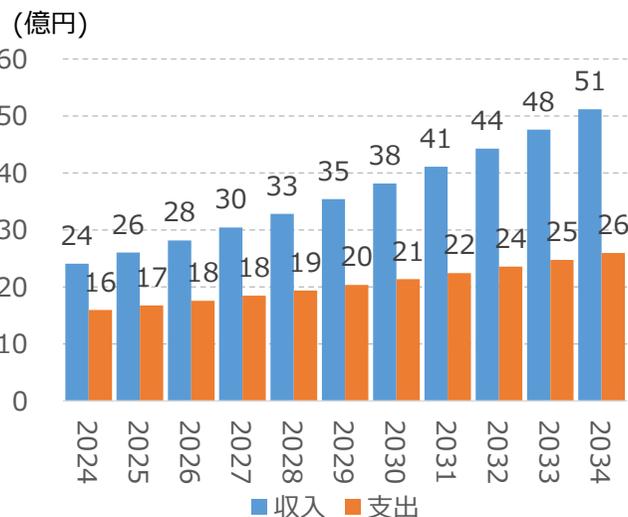
計算結果概要（日本⇔日本を除く全世界①：日本楽曲のシェア0.05%成長）

- IFPIはレコード演奏・伝達権が年間平均10%の成長率としている。ただし、新型コロナウイルス後で急成長している可能性もあることから、①高位（10%）に加えて、②中位（5%）、③低位（-1%）の場合も算出した。
- 日本以外の市場における日本楽曲の使用割合は、過去6年間の推移から**0.05%成長**するとして算出した。
- 上記の設定に基づき、レコード演奏・伝達権の日本と全世界との国際収支を推計すると、2024年には収入が約24億円の収入、支出が約16億円、①高位推計では、2034年には**収入が約82億円、支出が約41億円**、③低位（-1%）では**収入が28億円、支出が14億円**と推計された。

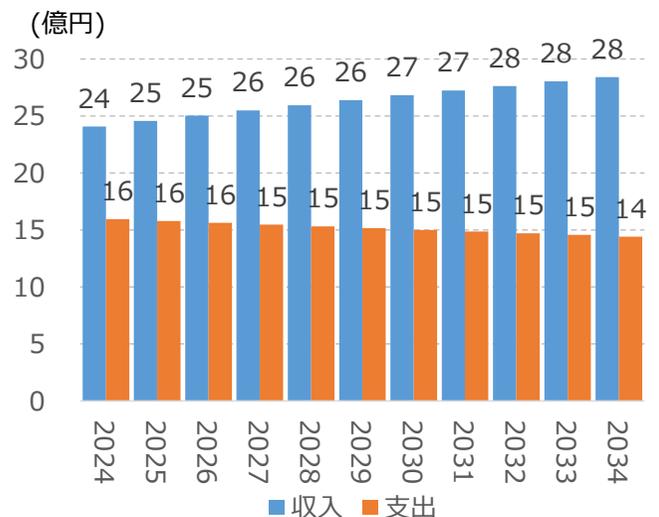
レコード演奏・伝達権の世界との国際収入・国際支出
（推計①成長率10%の場合）（2024-2034年）



レコード演奏・伝達権の世界との国際収入・国際支出
（推計②成長率5%の場合）（2024-2034年）



レコード演奏・伝達権の世界との国際収入・国際支出
（推計③成長率-1%の場合）（2024-2034年）



（出典）IFPI, Global Music Report 2025、Luminate調べ、三菱UFJリサーチ&コンサルティング「外国為替相場情報」(2025年8月末のTTMで算出)、日本レコード協会ほか「レコード演奏・伝達権に関する市場調査」(2024年2月)などを用いて算出。

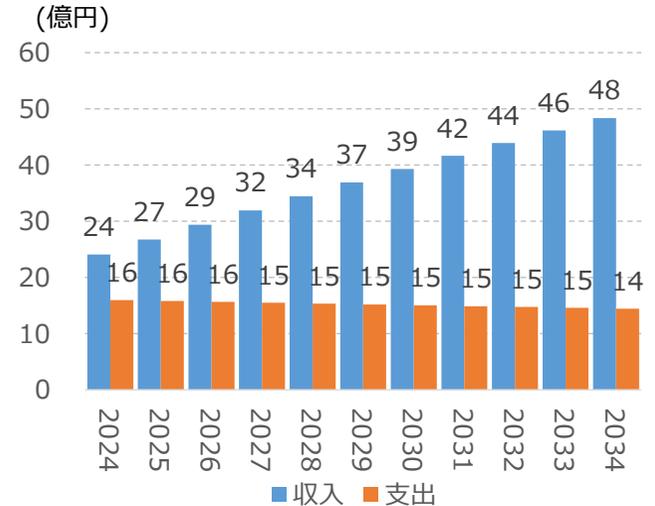
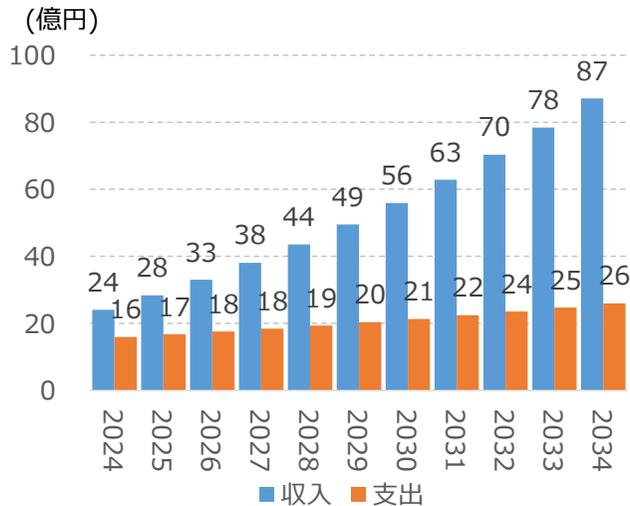
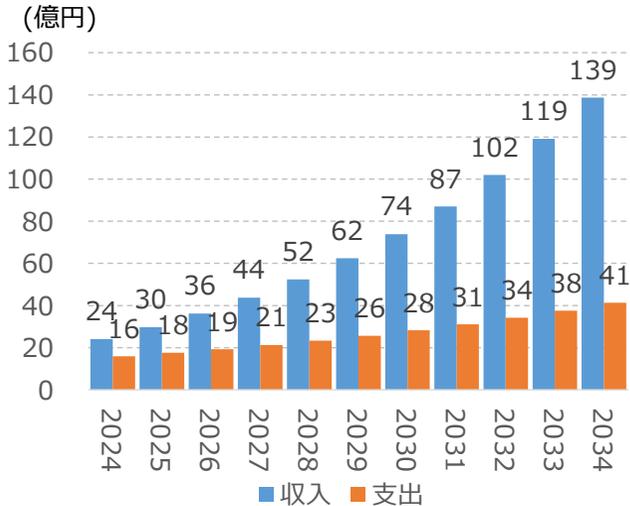
計算結果概要（日本⇔日本を除く全世界②）：日本楽曲のシェア0.2%成長）

- 前頁のとおり、世界のレコード演奏・伝達権の市場が④高位（10%）、⑤中位（5%）、⑥低位（-1%）成長することを前提とする。
- 日本以外の市場における日本楽曲の使用割合が、今後さらに世界におけるプレゼンスが向上して、**0.2%ずつ割合が増加する**として算出した。
- 上記の設定に基づき、レコード演奏・伝達権の日本と全世界との国際収支を推計すると、2024年には、収入が約24億円の収入、支出が約16億、①高位推計では、2034年には**収入が約139億円**、**支出が約41億円**、③低位（-1%）では**収入が48億円**、**支出が14億円**となった。

レコード演奏・伝達権の世界との国際収入・国際支出
(推計④成長率10%の場合) (2024-2034年)

レコード演奏・伝達権の世界との国際収入・国際支出
(推計⑤成長率5%の場合) (2024-2034年)

レコード演奏・伝達権の世界との国際収入・国際支出
(推計⑥成長率-1%の場合) (2024-2034年)



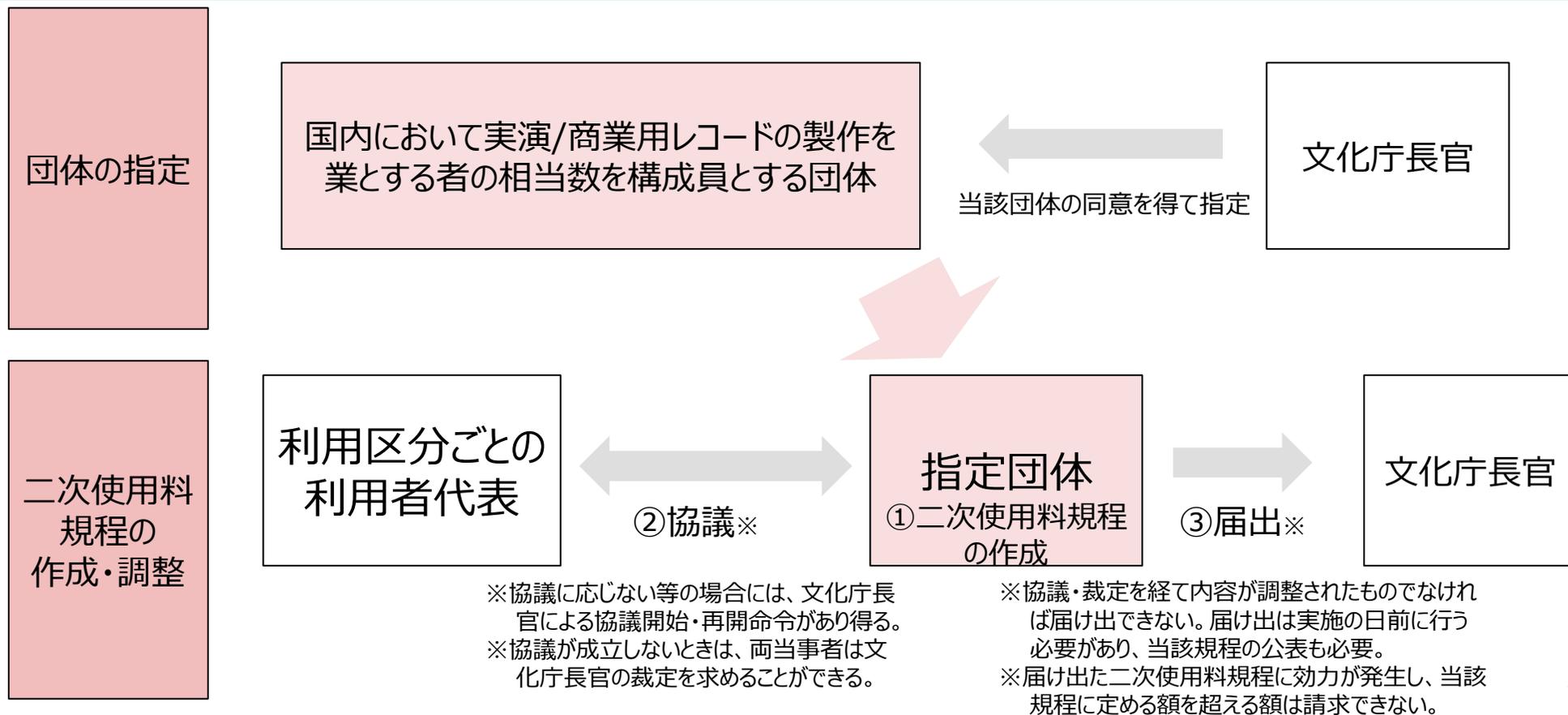
(出典) IFPI, Global Music Report 2025、Luminate調べ、三菱UFJリサーチ&コンサルティング「外国為替相場情報」(2025年8月末のTTMで算出)、日本レコード協会ほか「レコード演奏・伝達権に関する市場調査」(2024年2月)などを用いて算出。

2. 検討結果

(3) 導入する場合の法制度のイメージ

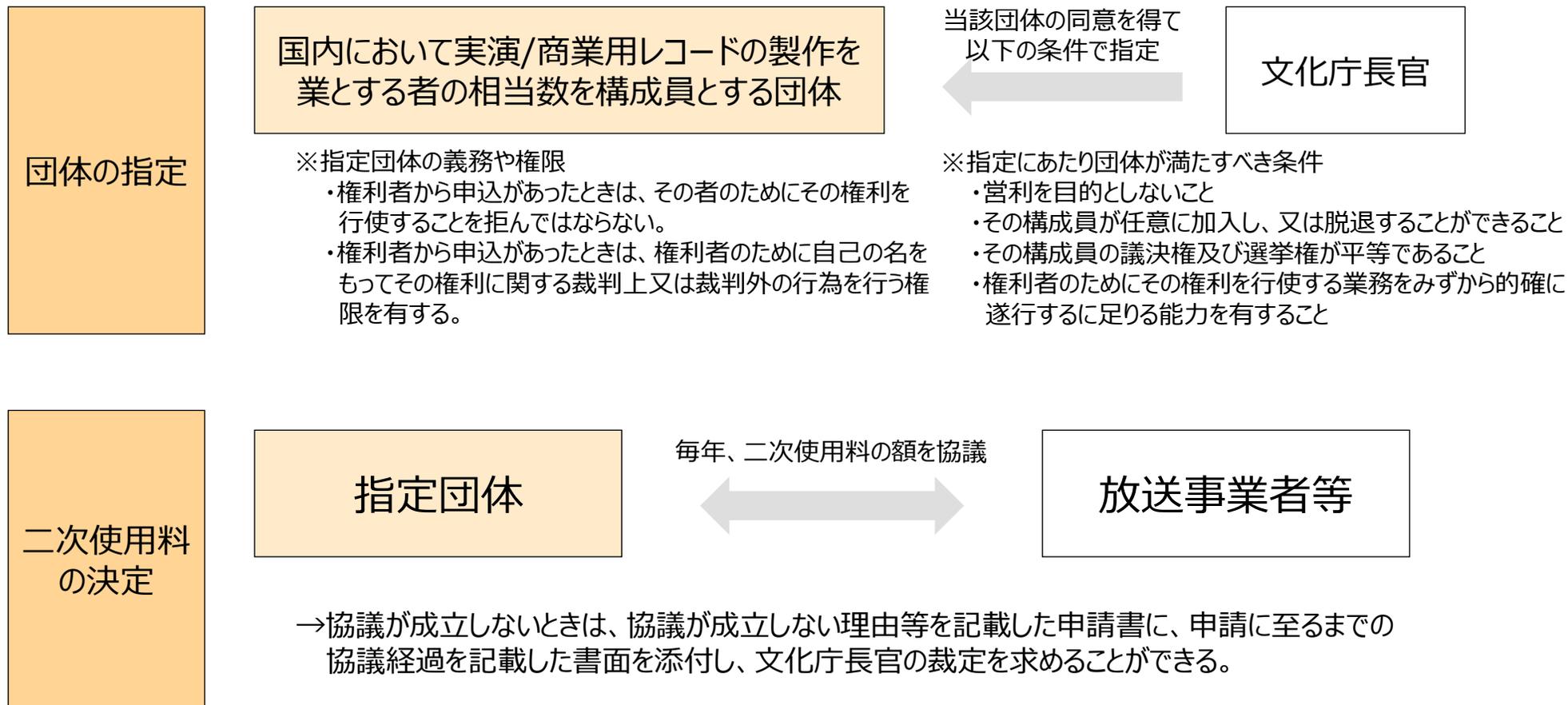
レコード演奏・伝達権に係る指定団体制のイメージ

- 権利処理の円滑化を図る観点から、既存の法制も踏まえ、文化庁長官が指定する実演家の団体又はレコード製作者の団体があるときは、当該指定団体によってのみ実演家又はレコード製作者の「レコード演奏・伝達権」の行使を可能とする。
- 指定団体による二次使用料請求権の行使にあたっては、利用態様の別による区分（利用区分）ごとの二次使用料の額や実施の日等を記載した二次使用料規定を作成することとし、利用者代表との協議、文化庁長官による裁定等の段階的な調整を経て調整された二次使用料規定をその実施の日の前に文化庁長官に届け出なければならず、届け出られた二次使用料規定が効力を有することとする。



放送・有線放送における商業用レコードの二次利用等に係る指定団体制

- 著作権法第95条及び第97条における、実演家/レコード製作者の二次使用料請求権については、文化庁長官が指定する実演家/レコード製作者の団体があるときは、当該団体によってのみ行使することができるという指定団体制が採られている。指定や二次使用料の決定プロセスは以下のとおり。
- 商業用レコードの貸与報酬（第95条の3及び第97条の3）においても同様とされている。



商業用レコードに係る二次使用料等を受ける団体の指定

- 著作権法第95条及び第97条に定められた商業用レコードに係る二次使用料を受ける団体、同法第95条の3及び第97条の3に定められた商業用レコードに係る貸与報酬を受ける団体として指定された団体は以下の通り。

商業用レコードに係る二次使用料を受ける団体

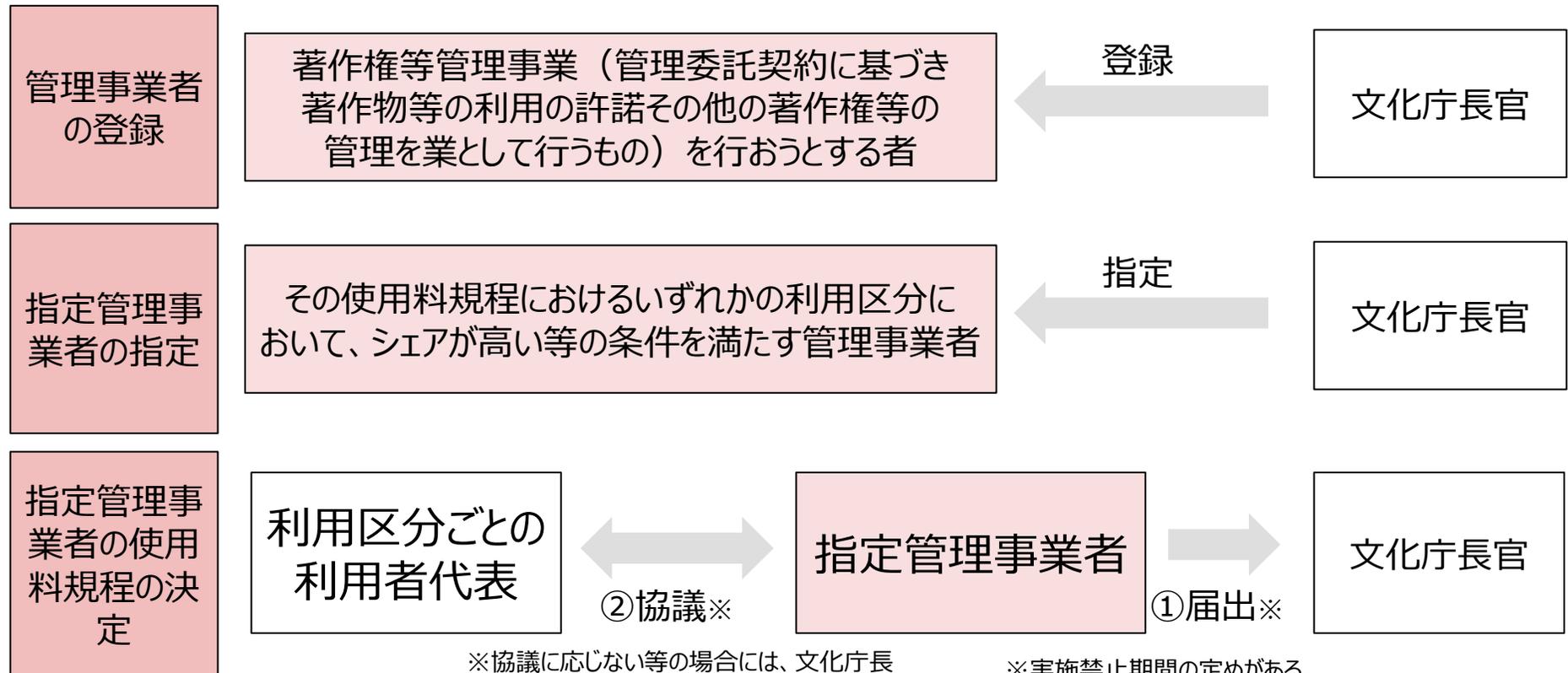
団体名	内容	指定年月日
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会	第95条関係	昭和46年3月19日
一般社団法人日本レコード協会	第97条関係	昭和46年3月19日

商業用レコードに係る貸与報酬を受ける団体

団体名	内容	指定年月日
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会	第95条の3関係	昭和60年2月13日
一般社団法人日本レコード協会	第97条の3関係	昭和60年2月13日

著作権等管理事業法のスキーム

- 著作権等管理事業法においては、登録された著作権等管理事業者（管理事業者）のうち特定の利用区分において影響力の強い管理事業者を指定著作権等管理事業者（指定管理事業者）に指定することができる。指定管理事業者については、使用料規程の変更等に際し下記の協議等のスキームが設けられている。
- 音楽の著作権（演奏）については、管理事業者として日本音楽著作権協会（JASRAC）とNexToneが登録され、このうちJASRACが指定管理事業者として指定を受けている。



※協議に応じない等の場合には、文化庁長官による協議開始・再開命令があり得る。
※協議が成立しないときは、両当事者は文化庁長官の裁定を求めることができる。

※実施禁止期間の定めがある。
※届け出た二次使用料規程を公示する必要があり、当該規程に定める額を超える額は請求できない。

指定著作権等管理事業者の指定状況について

- 令和7年9月時点で指定著作権等管理事業者としての指定を受けた団体及びその指定された主な利用区分は以下の通り。（主な利用区分は各団体の使用料規程に基づくもの）

団体名	指定日	主な利用区分
一般社団法人 日本音楽著作権協会	平成13年10月	演奏、放送、映画の上映、出版、オーディオ録音、オルゴール、有線放送、貸与、業務用通信カラオケ、インタラクティブ配信、BGM、CDグラフィックス、カラオケ用ICメモリーカード 等
協同組合 日本脚本家連盟	平成14年3月	テレビジョン放送（劇場用映画以外）、ラジオ放送、ビデオグラム、有線テレビジョン放送
協同組合 日本シナリオ作家協会	平成14年3月	放送事業者が、劇場用映画の放送権を取得して放送する場合のテレビジョン放送
公益社団法人 日本複製権センター	平成14年3月	著作物の譲渡を目的としない複写
一般社団法人 日本レコード協会	平成14年3月	放送用複製、地上放送を行う放送事業者が放送するテレビ番組（コマーシャルを除く）に係るレコードを録音した放送番組等の送信可能化・オンデマンド型ストリーム配信目的の利用等
公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会	平成14年3月	放送用録音、地上放送を行う放送事業者が放送するテレビ番組に使用されたレコード実演の送信可能化・オンデマンド型ストリーム配信目的の利用等
一般社団法人 出版物貸与権管理センター	平成20年5月	出版物ごとに使用料を支払う場合、貸与回数に応じて使用料を支払う場合

参考
音楽著作権の
使用料規程(演奏・BGM関係)

国内の音楽著作権管理事業者が管理する演奏使用料(演奏会)

JASRAC使用料規程「第1節 演奏等 2 演奏会における演奏」

演奏会(コンサート、音楽発表会等音楽の提供を主たる目的とする催物をいう。)における演奏

(1)入場料がある場合の使用料は、総入場料算定基準額の5%

※総入場料算定基準額:次により算出

(ア)入場料に定員数を乗じて得た額の80%の額

(イ)催物を継続して開催する利用者等で、年間の包括的利用許諾契約を締結するときは、入場料に定員数を乗じて得た額の50%の額

(ウ)(ア)又は(イ)を適用する場合において、入場料に定員数を乗じて得た額が一定の額を超える場合は、別に定める基準に基づき、(ア)又は(イ)の範囲内で決定することができる。

(2)入場料がない場合で、かつ公演時間が2時間までの場合の使用料は、定員数に4円を乗じて得た額あるいは2,000円のいずれか多い額。

※公演時間が2時間を超える場合は、30分までを超えるごとに、金額の1/4を上乗せした額とする。

※(1)、(2)によらない場合の使用料は、1曲1回ごとに定める。

国内の音楽著作権管理事業者が管理する演奏使用料(催物・競技)

JASRAC使用料規程「第1節 演奏等 3 演奏会以外の催物における演奏」

(1) レビューショー、アイススケートショー、舞踊発表会等、音楽が重要な要素となる催物における演奏

入場料がある場合の使用料は、総入場料算定基準額の4%

※総入場料算定基準額：次により算出

(ア) 入場料に定員数を乗じて得た額の80%の額

(イ) 催物を継続して開催する利用者等で、年間の包括的利用許諾契約を締結するときは、入場料に定員数を乗じて得た額の50%の額

(ウ) (ア)又は(イ)を適用する場合において、入場料に定員数を乗じて得た額が一定の額を超える場合は、別に定める基準に基づき、(ア)又は(イ)の範囲内で決定することができる。

※※これによらない場合の使用料は、1曲1回ごとに定める。

(2) 体操競技、フィギュアスケート、ダンス協議会等、演技に伴って音楽を用いる競技における演奏

公演時間が1時間以上2時間までの場合の使用料は下表のとおり。

入場料\定員	500名まで	1,000名まで	1,500名まで	2,000名まで	2,500名まで	3,000名まで	4,000名まで	5,000名まで	10,000名まで
無料	5,000円	7,000円	9,000円	11,000円	13,000円	15,000円	17,000円	19,000円	21,000円
500円まで	12,000円	16,000円	20,000円	24,000円	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円
1,000円まで	16,000円	20,000円	24,000円	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円	48,000円
1,500円まで	20,000円	24,000円	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円	48,000円	52,000円
2,000円まで	24,000円	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円	48,000円	52,000円	56,000円
2,500円まで	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円	48,000円	52,000円	56,000円	60,000円
3,000円まで	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円	48,000円	52,000円	56,000円	60,000円	64,000円
3,500円まで	36,000円	40,000円	44,000円	48,000円	52,000円	56,000円	60,000円	64,000円	68,000円
4,000円まで	40,000円	44,000円	48,000円	52,000円	56,000円	60,000円	64,000円	68,000円	72,000円
4,500円まで	44,000円	48,000円	52,000円	56,000円	60,000円	64,000円	68,000円	72,000円	76,000円
5,000円まで	48,000円	52,000円	56,000円	60,000円	64,000円	68,000円	72,000円	76,000円	80,000円

※以降、入場料が5,000円を超える場合の使用料は、500円までを超えるごとに、定員が10,000名を超える場合の使用料は、5,000名までを超えるごとに4,000円を加算する。

※※公演時間が2時間を超える場合の使用料は、30分までを超えるごとに、表の金額の1/4の額を加算する。公演時間が1時間に満たない場合の使用料は表の半額とする。

※※※レコード演奏が行われる場合の使用料を、当分の間、適用される規定に定める演奏の使用料の50%の額とする。

国内の音楽著作権管理事業者が管理する演奏使用料(演劇)

JASRAC使用料規程「第1節 演奏等 3 演奏会以外の催物における演奏」

(4)演劇、漫才、奇術、演芸その他の芸能の催物における演奏

公演時間が1時間以上2時間までの場合の使用料は下表のとおり。

入場料\定員	200名まで	500名まで	1,000名まで	1,500名まで	2,000名まで	2,500名まで	3,000名まで	4,000名まで	5,000名まで	5,000名を超える場合
無料	1,200円	1,800円	2,400円	3,000円	3,600円	4,200円	4,800円	5,400円	6,000円	6,600円
500円まで	4,200円	5,400円	6,600円	7,800円	9,000円	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円
1,000円まで	5,400円	6,600円	7,800円	9,000円	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円
1,500円まで	6,600円	7,800円	9,000円	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円	17,400円
2,000円まで	7,800円	9,000円	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円	17,400円	18,600円
2,500円まで	9,000円	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円	17,400円	18,600円	19,800円
3,000円まで	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円	17,400円	18,600円	19,800円	21,000円
3,500円まで	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円	17,400円	18,600円	19,800円	21,000円	22,200円
4,000円まで	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円	17,400円	18,600円	19,800円	21,000円	22,200円	23,400円
4,500円まで	13,800円	15,000円	16,200円	17,400円	18,600円	19,800円	21,000円	22,200円	23,400円	24,600円
5,000円まで	15,000円	16,200円	17,400円	18,600円	19,800円	21,000円	22,200円	23,400円	24,600円	25,800円

※入場料が5,000円を超える場合の使用料は、500円までを超えるごとに、表に1,200円を加算した額とする。
 ※※公演時間が2時間を超える場合の使用料は、30分までを超えるごとに、表の1/4の額を加算する。公演時間が1時間に満たない場合は半額とする。
 ※※※レコード演奏が行われる場合の使用料を、当分の間、適用される規定に定める演奏の使用料の50%の額とする。
 ※※※※これによらない場合の使用料は、1曲1回ごとに定める。

国内の音楽著作権管理事業者が管理する演奏使用料(百貨店・スーパー等)

JASRAC使用料規程「第1節 演奏等 3 演奏会以外の催物における演奏」

(5)楽器店、レコード店、百貨店、スーパーマーケット等での宣伝のための催物における演奏

入場料がない場合の使用料は下表のとおり。

○1ヶ月の使用料

1か月の延演奏時間	30時間まで	45時間まで	60時間まで	75時間まで	90時間まで
使用料額	27,000円	41,000円	54,000円	68,000円	81,000円
1か月の延演奏時間	105時間まで	120時間まで	135時間まで	150時間まで	150時間を超える場合
使用料額	95,000円	108,000円	122,000円	135,000円	162,000円

○1日の使用料

1日の延演奏時間	1時間まで	1時間30分まで	2時間まで	2時間30分まで	3時間まで
使用料額	1,100円	1,700円	2,200円	2,800円	3,300円
1日の延演奏時間	3時間30分まで	4時間まで	4時間30分まで	5時間まで	5時間を超える場合
使用料額	3,900円	4,400円	5,000円	5,500円	6,600円

※入場料のある場合は催物の内容により、他の規定を適用して算定する。
 ※※レコード演奏が行われる場合の使用料を、当分の間、適用される規定に定める演奏の使用料の50%の額とする。
 ※※※これによらない場合の使用料は、1曲1回ごとに定める。

国内の音楽著作権管理事業者が管理する演奏使用料(スポーツ・ディナーショー)

JASRAC使用料規程「第1節 演奏等 3 演奏会以外の催物における演奏」

(7) 野球、競馬、アメリカンフットボール、バスケットボール、サッカー、テニス等各種のスポーツの催物における演奏

催物1日1回の使用料は、下表のとおり。

入場料\定員	1,000名まで	3,000名まで	5,000名まで	10,000名まで	30,000名まで	50,000名まで	50,000名を超える場合
無料	900円	1,350円	1,800円	2,250円	2,700円	3,150円	3,600円
1,000円まで	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円	9,000円	10,500円	13,500円
3,000円まで	4,500円	6,000円	7,500円	9,000円	10,500円	12,000円	15,000円
3,000円を超える場合	6,000円	7,500円	9,000円	10,500円	12,000円	13,500円	16,500円

※これによらない場合の使用料は、1曲1回ごとに定める。
 ※※レコード演奏が行われる場合の使用料を、当分の間、適用される規定に定める演奏の使用料の50%の額とする。

(9) ディナーショーなどホテルなどの施設において、飲食を伴い、演劇、演芸、舞踊、歌謡ショーその他の芸能を客に見せ、又は聞かせることを主たる目的とする催物における演奏

催物1日1回の使用料は、下表のとおり。

標準単位料金\座席数	100席まで	200席まで	300席まで	400席まで	500席まで	750席まで	1,000席まで	1,500席まで	2,000席まで	2,000席を超える場合
5,000円まで	9,000円	14,000円	18,000円	23,000円	27,000円	36,000円	45,000円	63,000円	81,000円	99,000円
10,000円まで	11,000円	17,000円	22,000円	28,000円	33,000円	44,000円	54,000円	76,000円	98,000円	119,000円
15,000円まで	13,000円	20,000円	26,000円	33,000円	38,000円	51,000円	63,000円	89,000円	114,000円	139,000円
20,000円まで	15,000円	23,000円	29,000円	37,000円	44,000円	58,000円	72,000円	101,000円	130,000円	159,000円

※標準単位料金:客一人あたりにつき通常支払うことを必要とされる税引き後の料金相当額をいう。
 ※※標準単位料金が20,000円を超える場合の使用料は、5,000円までを増すごとに、表の「20,000円まで」の場合の使用料に、「5,000円まで」の場合の使用料の1/5を加算した額とする。
 ※※※これによらない場合の使用料は、1曲1回ごとに定める。

JASRAC使用料規程「第1節 演奏等 3 演奏会以外の催物における演奏」

(10)ダンスパーティーなどダンスをさせることを主たる目的とする催物における演奏

催物1日1回の使用料は、下表のとおり。

標準単位料金\面積	60㎡まで	120㎡まで	180㎡まで	240㎡まで	300㎡まで	450㎡まで	600㎡まで	750㎡まで	900㎡まで	900㎡を超える場合
1,000円まで	5,400円	8,100円	10,800円	13,500円	16,200円	21,600円	27,000円	32,400円	37,800円	54,000円
2,000円まで	6,500円	9,800円	13,000円	16,200円	19,500円	26,000円	32,400円	38,900円	45,400円	64,800円
3,000円まで	7,600円	11,400円	15,200円	18,900円	22,700円	30,300円	37,800円	45,400円	53,000円	75,600円

※標準単位料金:客一人あたりにつき通常支払うことを必要とされる税引き後の料金相当額をいう。
 ※※これによらない場合の使用料は、1曲1回ごとに定める。

国内の音楽著作権管理事業者が管理する演奏使用料(カラオケ)

JASRAC使用料規程「第1節 演奏等 4 カラオケ施設における演奏等」

カラオケ施設において、著作物を演奏、上映又は伝達する場合の使用料は、演奏等が行われる1部屋を単位として、以下の表により算出した金額とする。

○月額の使用料

区分	1	2	3	4
標準単位料金\定員	10名まで	10名を超え30名まで	30名を超え50名まで	50名を超え100名まで
500円まで	9,000円	18,000円	27,000円	36,000円
1,000円まで	12,000円	24,000円	36,000円	48,000円
1,500円まで	15,000円	30,000円	45,000円	60,000円
2,000円まで	18,000円	36,000円	54,000円	72,000円

※標準単位料金:カラオケ施設を利用する場合に1人1時間あたりにつき通常支払うことを必要とされる料金相当額をいい、その算定方法は次のとおり。
 (ア)部屋料に含まれている場合は、1人1時間あたりの部屋料(飲食代が含まれているかどうかを問わない)
 (イ)部屋料と1曲1回ごとの歌唱料がある場合は、1人1時間あたりの部屋料と10曲相当の歌唱料の額を部屋の定員数で除して得た額の合算額
 (ウ)部屋料がなく、1曲1回ごとの歌唱料のみである場合は、10曲相当の歌唱料の額を部屋の定員数で除して得た額
 (エ)(ア)~(ウ)により難しい場合は、標準単位料金を500円とみなす。
 (オ)部屋料または歌唱料に営業時間等による料金区分がある場合は、それらの算術平均額を部屋料又は歌唱料とみなす。
 ※※標準単位料金が2,000円を超える場合の使用料、500円までを増すごとに、「500円まで」の場合の使用料の1/3の額を加算した額とする。
 ※※※定員が100名を超えるの使用料は、区分4の場合の使用料に、区分1の場合の使用料を加算した額とする。
 ※※※※これによらない場合の使用料は、1曲1回ごとに定める。

上記によらず、専らカラオケ伴奏による歌唱(歌手などの出演者が出演報酬をうけて行う歌唱は除く。)が行われる場合であって、かつ、年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料は、当分の間、以下の表のとおりとする。

区分	定員	月額使用料
1	10名まで	4,000円
2	10名を超え30名まで	8,000円
3	30名を超え50名まで	12,000円
4	50名を超え100名まで	16,000円

※ビデオカラオケ(専ら歌唱の伴奏に供される装置であって音とともに映像を連続して再生するもの)による歌唱の場合。
 ※※定員が100名を超える場合の使用料は、区分4の場合の使用料に、区分1の場合の使用料を加算した額とする。定員が3名までの場合の使用料は、1部屋の面積が6㎡以上の場合を除き、区分1の場合の使用料の4/5の額とする。

JASRAC使用料規程「第1節 演奏等 5 ダンス教授所における演奏等」

ダンス教授所など客にダンスを教授することを主たる目的とし、設備を設け客にダンスをさせる営業を行う施設において演奏等を行う場合の使用料は、原則として、1演奏場所又は1上映場所を単位とし、以下の表のとおりとする。

○社交ダンス教授所の月額使用料

※ダンス教師の数が12人を超える場合の使用料は、ダンス教師の数が3人までを超えるごとに、「10人～12人」の場合の使用料に、「1～3人」の場合の使用料を加算した額
 ※※30分間の教授料が3,000円を超える場合の使用料は、1,000円までを超えるごとに、「3,000円まで」の場合の使用料に、「1,000円まで」の場合の使用料の半額を加算した額

ダンス教師の数	30分間の教授料	月額使用料
1～3人	1,000円まで	3,000円
	2,000円まで	4,500円
	3,000円まで	6,000円
4～6人	1,000円まで	5,000円
	2,000円まで	7,500円
	3,000円まで	10,000円
7～9人	1,000円まで	7,000円
	2,000円まで	10,500円
	3,000円まで	14,000円
10人～12人	1,000円まで	10,000円
	2,000円まで	15,000円
	3,000円まで	20,000円

○社交ダンス教授所以外のダンス教室などの教授所の月額使用料

※面積が300㎡を超え900㎡までの場合の使用料は、150㎡までを増すごとに、「300㎡まで」の使用料に、「60㎡まで」場合の使用料を加算した額
 ※※面積が900㎡を超える場合の使用料は、900㎡までの場合の使用料に、「300㎡まで」の場合の使用料を加算した額
 ※※※30分間の教授料が3,000円を超える場合の使用料は、1,000円までを超えるごとに、「3,000円まで」の場合の使用料に、「1,000円まで」の場合の使用料の1/5を加算した額

面積	30分間の教授料	月額使用料
60㎡まで	1,000円まで	6,000円
	2,000円まで	8,000円
	3,000円まで	9,000円
120㎡まで	1,000円まで	9,000円
	2,000円まで	11,000円
	3,000円まで	13,000円
180㎡まで	1,000円まで	12,000円
	2,000円まで	15,000円
	3,000円まで	17,000円
240㎡まで	1,000円まで	15,000円
	2,000円まで	18,000円
	3,000円まで	21,000円
300㎡まで	1,000円まで	18,000円
	2,000円まで	22,000円
	3,000円まで	26,000円

※これらによらない場合の使用料は、1曲1回ごとに定める。

国内の音楽著作権管理事業者が管理する演奏使用料(フィットネスクラブ)

JASRAC使用料規程「第1節 演奏等 6 フィットネスクラブにおける演奏等」

フィットネスクラブにおいて、演奏等を行う場合の使用料は、以下の表のとおりとする。

○年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の1施設あたりの月額使用料

月会費\面積	50坪まで	60坪まで	70坪まで	80坪まで	90坪まで	100坪まで	110坪まで	120坪まで	130坪まで	140坪まで	150坪まで	加算(※2)
5,000円まで	3,100円	3,720円	4,340円	4,960円	5,580円	6,200円	6,820円	7,440円	8,060円	8,680円	9,300円	620円
5,500円まで	3,400円	4,080円	4,760円	5,440円	6,120円	6,800円	7,480円	8,160円	8,840円	9,520円	10,200円	680円
6,000円まで	3,700円	4,440円	5,180円	5,920円	6,660円	7,400円	8,140円	8,880円	9,620円	10,360円	11,100円	740円
6,500円まで	4,000円	4,800円	5,600円	6,400円	7,200円	8,000円	8,800円	9,600円	10,400円	11,200円	12,000円	800円
7,000円まで	4,300円	5,160円	6,020円	6,880円	7,740円	8,600円	9,460円	10,320円	11,180円	12,040円	12,900円	860円
7,500円まで	4,600円	5,520円	6,440円	7,360円	8,280円	9,200円	10,120円	11,040円	11,960円	12,880円	13,800円	920円
8,000円まで	4,900円	5,880円	6,860円	7,840円	8,820円	9,800円	10,780円	11,760円	12,740円	13,720円	14,700円	980円
8,500円まで	5,200円	6,240円	7,280円	8,320円	9,360円	10,400円	11,440円	12,480円	13,520円	14,560円	15,600円	1,040円
9,000円まで	5,500円	6,600円	7,700円	8,800円	9,900円	11,000円	12,100円	13,200円	14,300円	15,400円	16,500円	1,100円
9,500円まで	5,800円	6,960円	8,120円	9,280円	10,440円	11,600円	12,760円	13,920円	15,080円	16,240円	17,400円	1,160円
10,000円まで	6,100円	7,320円	8,540円	9,760円	10,980円	12,200円	13,420円	14,640円	15,860円	17,080円	18,300円	1,220円
10,500円まで	6,400円	7,680円	8,960円	10,240円	11,520円	12,800円	14,080円	15,360円	16,640円	17,920円	19,200円	1,280円
11,000円まで	6,700円	8,040円	9,380円	10,720円	12,060円	13,400円	14,740円	16,080円	17,420円	18,760円	20,100円	1,340円
11,500円まで	7,000円	8,400円	9,800円	11,200円	12,600円	14,000円	15,400円	16,800円	18,200円	19,600円	21,000円	1,400円
12,000円まで	7,300円	8,760円	10,220円	11,680円	13,140円	14,600円	16,060円	17,520円	18,980円	20,440円	21,900円	1,460円
12,500円まで	7,600円	9,120円	10,640円	12,160円	13,680円	15,200円	16,720円	18,240円	19,760円	21,280円	22,800円	1,520円
加算(※1)	300円	360円	420円	480円	540円	600円	660円	720円	780円	840円	900円	

※1月会費が12,500円を超える場合、500円までを増すごとに加算する額

※2面積が150坪を超える場合、10坪までを増すごとに加算する額

※これらによらない場合の使用料は、1曲1回ごとに定める。

国内の音楽著作権管理事業者が管理するBGM使用料

JASRAC使用料規程「第12節 BGM」

(1) BGM利用施設が包括的利用許諾契約を結ぶ場合

施設面積(宿泊施設の場合は定員)	年間使用料	月間使用料	1曲1回(5分まで)の使用料
500㎡(100人)まで	6,000円/年	1,200円/月	2円/回
1,000㎡(200人)まで	10,000円/年	2,000円/月	3円/回
3,000㎡(300人)まで	20,000円/年	4,000円/月	7円/回
6,000㎡(400人)まで	30,000円/年	6,000円/月	10円/回
9,000㎡(500人)まで	40,000円/年	8,000円/月	13円/回
9,000㎡(500人)超	50,000円/年	10,000円/月	17円/回

(2) BGM音源提供事業者が自己の顧客であるすべての音源供給先のために包括的利用許諾契約を結ぶ場合

BGM音源提供事業者の前年度営業収入の1%

- 以下の利用であって、著作権法38条1項の適用を受けない利用については、当分の間、使用料を免除する
- ① 福祉、医療、教育機関での利用
 - ② 事務所や工場等での主として従業員のみを対象とする利用
 - ③ 露店等での短時間かつ軽微な利用

参考

レコード演奏・伝達権に係る
諸外国の状況について

諸外国のレコード演奏・伝達権に係る徴収等の状況(概要)

■ 徴収等にあたっては、各国の事情にあわせて合理的な手段が取られている。

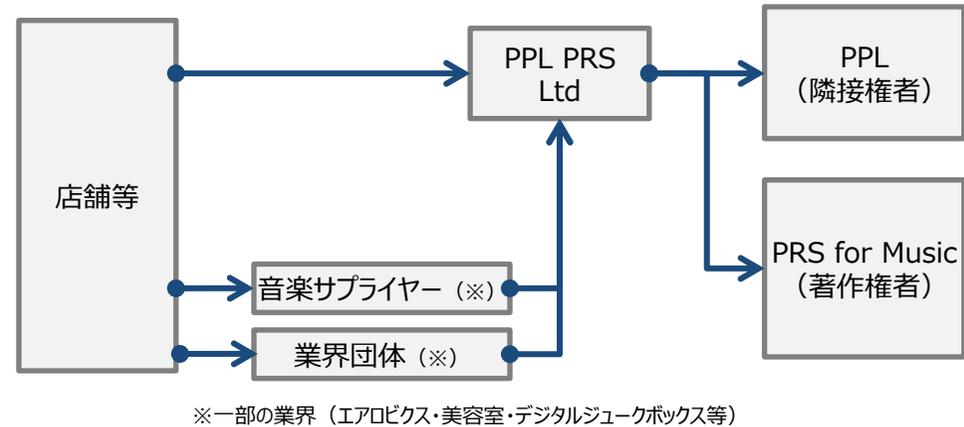
	イギリス	フランス	ドイツ	韓国
徴収の主体	著作権者と隣接権者の合併団体	隣接権 4 団体により運営される窓口団体	著作権者の団体に徴収を委託	統合徴収団体
主な徴収方法	蛇口徴収 (一部、業界団体等を通じた元栓徴収)	蛇口徴収	蛇口徴収	元栓徴収と蛇口徴収
使用料の決定に係る利用者との調整について	徴収団体の行動規範等において使用料の対象範囲や金額の決定方法が定められている。料金変更時、PPLは利用者と協議しなければならない。	法令において使用料等について権利者と利用者との協定を結ぶこととされている。	法令において集中管理団体が料率を設定する際には相当な考慮をなすものとされている。	法令において、当事者との協定により定まるものとされている。
分配のための利用曲目把握	ライセンスを取得した英国企業が利用した楽曲情報に基づく。市場調査やストーリーミングサービス等の実績によるデータの補完も実施。	放送における利用データ及びナイトクラブやウェブ上の音楽利用データを使用。	ラジオやテレビの使用実績等の様々な変数から算出。 ※店舗等の再生データへの言及はない。	BGM供給事業者サービスの履歴及びサンプリング調査を使用。

海外のレコード著作隣接権管理団体が管理するBGM使用料

国名	飲食店に係るBGM使用料 (500㎡以下の店舗に係る実演家分・レコード製作者分の合計年額)	備考												
イギリス	<p>● 聴取可能面積に応じた使用料 1-400㎡ 195.40ポンド</p> <p>※以降、50㎡までごとに24.42ポンドずつ増加</p>	50㎡以下の施設については、伝統的なラジオ放送・テレビ放送の伝達のみであることを条件に、使用料を50%引き												
フランス	<p>● 座席数、店舗所在地の市町村人口規模に応じた使用料</p> <table border="1" data-bbox="845 501 1427 769"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市町村人口規模別の使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模店舗(※備考)</td> <td>90~210ユーロ</td> </tr> <tr> <td>30席未満</td> <td>116~431ユーロ</td> </tr> <tr> <td>31-60席</td> <td>168~627ユーロ</td> </tr> <tr> <td>61-100席</td> <td>193~690ユーロ</td> </tr> <tr> <td>101席以上</td> <td>222~759ユーロ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	市町村人口規模別の使用料	小規模店舗(※備考)	90~210ユーロ	30席未満	116~431ユーロ	31-60席	168~627ユーロ	61-100席	193~690ユーロ	101席以上	222~759ユーロ	「小規模店舗」とは、ラジオ放送・テレビ放送の伝達のみで追加的な音響設備を伴わない店舗を指し、座席数は問わない
区分	市町村人口規模別の使用料													
小規模店舗(※備考)	90~210ユーロ													
30席未満	116~431ユーロ													
31-60席	168~627ユーロ													
61-100席	193~690ユーロ													
101席以上	222~759ユーロ													
ドイツ	<p>● 営業面積に応じた使用料(録音物の再生演奏に係る使用料)</p> <p>100㎡ 66.65 ユーロ 200㎡ 133.28 ユーロ 300㎡ 199.91 ユーロ 500㎡ 233.18 ユーロ</p>	音楽の利用方法がBGMサービス、ラジオ、CDのみの場合の使用料。テレビやビデオによる利用が含まれる場合には追加の使用料がかかる												
韓国	<p>● 営業面積に応じた使用料(主に飲料を提供する店舗の場合)</p> <p>50-100㎡未満 24,000ウォン(=月額2,000ウォン×12カ月) 100-200㎡未満 43,200ウォン(=月額3,600ウォン×12カ月) 200-300㎡未満 58,800ウォン(=月額4,900ウォン×12カ月) 300-500㎡未満 74,400ウォン(=月額6,200ウォン×12カ月)</p>	<p>・営業面積50㎡未満は徴収対象外</p> <p>・BGM提供サービスを用いる店舗については、BGM提供サービス事業者が使用料を徴収</p>												

イギリスのレコード演奏・伝達権の徴収等の状況

- 英国では、レコード製作者と実演家の団体であるPPLが権利を管理している。2018年、音楽著作権団体であるPRS for Musicと合併会社PPL PRS Ltdを設立し、それ以降、同社が再生演奏の徴収を行い各CMOに分配している。
- 料金表はPPLとPRS for Musicそれぞれの料金表が公表されており、その合算値を利用者は支払う（蛇口徴収（※））。なお、一部の業界では業界団体等がユーザーに代わって支払っているケースがある。
（※）オンライン決済や銀行口座振替等の方法で支払うことも可。



- 金額はセクターや音楽使用の用途、利用規模等によって分類されている。小規模なビジネスに対して低額な料金となるよう配慮されている。
- 使用料の対象範囲や金額の決定方法は、PPL PRS Ltdの行動規範等において定められている。既存のライセンス料を変更する場合には、PPLは影響を受ける可能性のあるすべてのライセンス取得者またはその業界団体と協議する必要がある。また、ライセンス取得者が料金表に異議を唱えて著作権審判所に付託した場合、著作権審判所が料金表の公正な条件と料金を決定する。
- 分配の基礎となる音楽使用データは、ライセンスを取得した英国企業が演奏した音楽に関する情報を利用。ただし、小規模事業者等の曲目ごとの情報提供が難しい者については、市場調査によるデータの代替や、ストリーミングサービス等における使用状況を用いたデータの補完が行われている。また、テクノロジー企業と提携し、機器を用いて店内で再生中の音楽を把握する取組も試行されている。

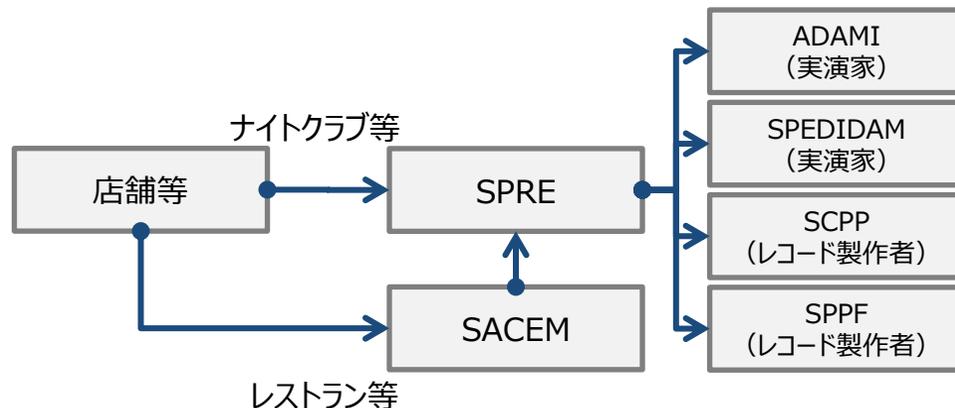
イギリスの料金表(抜粋)

営業の種類等	算出方法/基準	年間使用料
レストラン・カフェ パブ・バー	床面積	<p>1~400㎡ : 195.40 £</p> <p>※以降、50㎡までごとに24.42 £ ずつ増加 ※屋内の聴取可能面積が50㎡以下で、かつ「従来型」のラジオまたはテレビ放送のみを使用している場合、年額400㎡帯の料金の50%の割引料金が適用される可能性がある。 ※もしライセンスを取得または更新せずに音源を公に演奏していた場合、左記の料金には50%の追加料金が適用される。これは、無許可の音源の公演を抑止することを目的とし、また、著作権侵害の検出および対応に費やされるPPLの多大な事務作業への補償となる。</p>
ショップ・ストア	可聴面積	<p>1~600㎡ : 195.40 £</p> <p>※以降、50㎡までごとに16.92€ずつ増加 ※店舗や商店の可聴面積が50平方メートル以下で、かつ「従来型」のラジオまたはテレビ放送のみを使用している場合、600平方メートル区分の年間料金の50%の割引対象ライセンス料金を受けられる可能性がある。 ※もしライセンスを取得または更新せずに音源を公に演奏していた場合、左記の料金には50%の追加料金が適用される。これは、無許可の音源の公演を抑止することを目的とし、また、著作権侵害の検出および対応に費やされるPPLの多大な事務作業への補償となる。</p>
フィットネス・ダンス	<p>1. コアミュージック : 可聴面積</p> <p>2. ボルトオンミュージック : クラス毎</p>	<p>1. 1~99㎡ : 284.78 £ 100~249㎡ : 533.04 £ 250~649㎡ : 839.73 £ 650~949㎡ : 1,161.02 £ 950㎡以上 : 1,292.46 £</p> <p>2. フィットネスクラスの場合 : 1クラスあたり2.27 £ ダンスレッスンの場合 : 1クラスあたり1.45 £</p>
ヘア・ビューティー	椅子/施術台の数	<p>1~10 : 216.89 £ 11~15 : 271.11 £ 16~20 : 325.33 £</p> <p>※料金は5台までごとに54.22 £ ずつ増額</p>

フランスのレコード演奏・伝達権の徴収等の状況

- 仏国では、隣接権 4 団体により運営される SPRE が徴収を行い、各 CMO に分配、当該 CMO から実演家・レコード製作者に分配される。
- ライブ会場やナイトクラブ等については SPRE が直接徴収している（蛇口徴収（※））。店舗等の一部（レストラン等）については、SACEM（音楽著作権団体）を経由して徴収している。

（※）ストリーミングサービス等配信事業者から料金を代理徴収することはしていないと考えられる。



- SPREの料金表は次ページのとおり。なお、音楽の利用をする前に申告した場合には割引が適用され、音楽を使用した後に申告した場合には一般料金が課されるほか、大音量のスピーカーがないテレビ・ラジオを使用する場合は50%控除、2台の音響システムを用いる一定の場合50%増額などの要件がある。また、SACEMにはない「小規模カフェ」というカテゴリが設けられている。
- 使用料の金額や支払方法は、法令上、実演家、レコード製作者及びレコードを利用する者を代表する団体での協定によって定められるとされている。文化担当大臣のアレテ（省令）により利害関係者全体の義務となる。
- SPREから各隣接権CMOに分配に関するデータが提供される。放送における利用楽曲データや、民間事業者が提供しているツールを通じて把握されたナイトクラブやウェブ上の音楽利用データを使用している。

フランスの料金表(抜粋)

営業の種類等	算出方法・基準	年間使用料
ナイトクラブおよび類似の施設	【比例価格の場合】課税対象となる収入（各種税引き後）×1.65% ※期限内（決算後4カ月以内）に申告した場合12%、期限内に請求額を支払った場合15%、左記が口座振替で支払った場合17%控除される	左記のとおり
	【パッケージ料金の場合】収容人数1～100名・営業日1～52日 収容人数501名以上・営業日261日以上	460€ 4025€
音楽的な雰囲気があるバー・レストラン	課税対象となる総収入（各種税引き後）×1.65% ※期限内（決算後4カ月以内）に申告した場合12%、期限内に請求額を支払った場合15%、左記が口座振替で支払った場合17%控除される	左記のとおり
カフェ・レストラン	【店舗の規模】及び【所在地域の住民数】により決定 所在地域の住民数による区分は以下の通り ・2,000人まで ・2,001~15,000人 ・15,001~50,000人 ・50,000人以上 ・パリ	○座席数により以下の価格帯となる ・小規模店舗（※） 90～210€ 30席まで：116～431€ 31～60席：168～627€ 61～100席：193～690€ 101席：222～759€ ※「小規模店舗」とは、ラジオ放送・テレビ放送の伝達のみで追加的な音響設備を伴わない店舗を指し、座席数は問わない
一般小売業の事業所（あらゆる規模のスーパーマーケット、ハイパーマーケット、500㎡の家電店、デパート、ショッピングモール、展示ホール（自動車、大型機器）等）	固定金額+店舗面積による金額により決定	店舗ごとの固定年間金額 （VATを除く）：90€ ※面積による㎡あたりの変動額 400未満：0€ 401~1,000：0,25€ 1,001~5,000：0,22€ 5,001~10,000：0,19€ 10,000以上：0,16€

ドイツのレコード演奏・伝達権の徴収等の状況

- 独国では、実演家・レコード製作者の団体であるGVLが権利の管理を行っており、放送に関する商業用レコードに関する権利は、GVLが徴収分配を直接行っている。



- 店舗等の再生演奏についてはGEMA（音楽著作権団体）に徴収を委託しており、GEMAを経由して各店舗等から料金の回収（蛇口処理（※））を行っている。GEMAへの委託については、導入当時4社程度の相見積りの結果、最も安価であったことによるという。

（※）ストリーミングサービス等配信事業者から料金を代理徴収することはしていない。

- 料金表は次ページのとおり。セクター、用途、利用規模等で分類されている。音源の種類による料金の違いはない。GEMAとGVLの金額が合算されたものとなっており、GVLの規定によると、一部を除き各料金の20%ないし26%がGVLに分配されるものとされている（※）。

（※）歴史的経緯によるものであり、GVLへの分配比率の改善は今後の中心的課題の一つとされ、仲裁手続きが行われている。

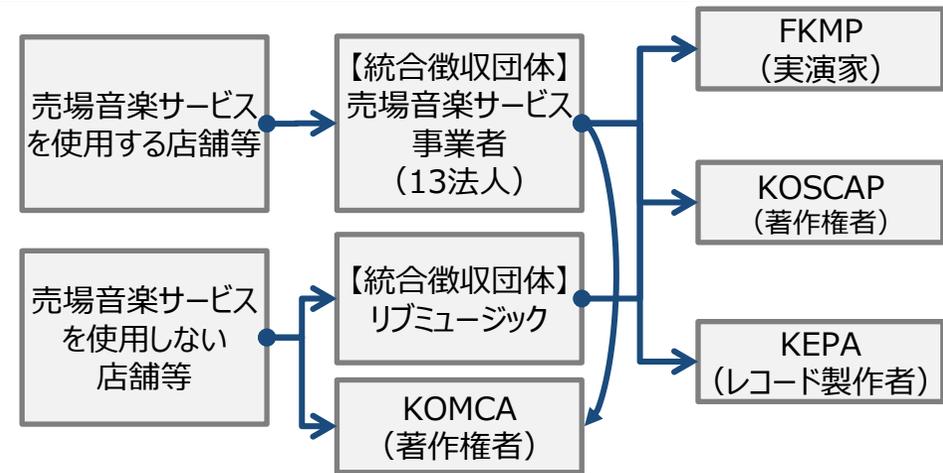
- 集中管理団体が設定する料率については、法令上、その設定に際し、青少年保護に関する利益等に関し相当な考慮をなすものとされ、また、料率設定の基礎とした基準について情報提供することとされている。
- GVLの分配方法は、参加の種類・範囲、使用頻度、放送チャンネルと放送時間などの様々な変数から計算されており、いわゆる店舗の再生データについては言及されていない。

ドイツの料金表(抜粋)

営業の種類等	算出方法/基準	年間使用料			
ミュージックバー (年間契約の場合) (税抜き)	広さ100㎡の場合	1週間のうち、 3営業日：782,16€ 4営業日：1.011,48€ 5営業日：1.213,80€ 6営業日：1.389,12€ 7営業日：1.532,88€			
	広さ200㎡の場合	1週間のうち、 3営業日：1.564,32€ 4営業日：2.022,96€ 5営業日：2.427,60€ 6営業日：2.778,24€ 7営業日：3.065,76€			
飲食店	【店舗面積】及び【プラン※】 ※Sプラン：BGMサービス、ラジオ、CD Mプラン：BGMサービス、ラジオ、CD、テレビ Lプラン：BGMサービス、ラジオ、CD、テレビ、ビデオ		S	M	L
	100㎡	66.65€	119.60€	178.14€	
	200㎡	133.28€	212.29€	299.60€	
	300㎡	199.91€	305.26€	421.73€	
	500㎡	233.18€	391.13€	565.82€	
	700㎡	266.43€	476.98€	709.88€	
スポーツイベント	音楽がそのスポーツの不可欠又は統合された要素である場合 (例：フィギュアスケート、リズム体操、ダンス、ボディビルディング) 1回の公演/イベントあたりの使用料(観客数、平均加重純入場料により増加)(最低支払いは平均加重純入場料が最大1,69€の場合)	平均加重純入場料が20€、観客数が150人の場合の使用料：約100.45€ (観客150人ごとに14,65€ずつ増加) (平均加重純入場料が0,85€増加する毎に、以下の観客数に応じて加算) 観客150人まで：3,90€ 観客300人まで：7,79€ 観客450人まで：11,69€ 観客600人まで：15,59€ 観客750人まで：19,48€			
	スポーツ競技で音楽が競技の一部として組み込まれていないスポーツイベントであっても、スポーツ団体やスポーツクラブによるスポーツ振興のために開催され、複数のクラブや個人の間で勝者を決定するための競技の場合 1回の公演/イベントあたりの使用料(観客数、平均加重純入場料により増加)(最低支払いは平均加重純入場料が最大1,69€の場合)	平均加重純入場料が20€、観客数が150人の場合の使用料：約150.68€ (観客150人ごとに21,98€ずつ増加) (平均加重純入場料が0,85€ずつ増加する毎に、以下の観客数に応じて加算) 観客150人まで：5,85€ 観客300人まで：11,69€ 観客450人まで：17,54€ 観客600人まで：23,39€ 観客750人まで：29,23€			

韓国のレコード演奏・伝達権の徴収等の状況

- 韓国では、実演家団体であるFKMPやレコード製作者等の団体であるKEPA（2021年以前はRIAK）が権利を管理している。利用者は、以前は音楽関連4団体にそれぞれ納付していたが、2017年4月から開始された統合徴収制度の下では一つの団体に納付する形となった。



- 具体的には、売場音楽サービス（売場の雰囲気に合わせてカスタマイズされたBGMを配信するサービス）を利用する業種については、売場音楽サービス事業者（全13法人）に対して納付（元栓徴収）し、それ以外の業種については、FKMPやKOSCAP、KEPAの3団体から委託を受けた統合徴収団体（（株）ライブミュージック。2024年以前は韓国音楽著作権協会（KOMCA）（※1））に対して納付（蛇口徴収）（※2）する。
（※1）現在、KOMCAは統合徴収を委託していないため、別途徴収をしている。
（※2）オンラインポータルサイトから申請・納付が可能とされている。なお、ストリーミングサービス等配信事業者から料金の代理徴収はしていない。
- 料金表については、飲食店やスポーツ施設といった業種ごとに、営業許可面積等に応じた金額が設定されている。なお、営業許可面積が一定より小さい飲食店は支払免除されている。
- 使用料の金額は、法令において、当事者との協定により定まるものとされている。使用料規程の変更に際し、意見募集や韓国著作権委員会の審議を経て、文化体育観光部長官の承認が行われている。
- 分配の元となる使用楽曲データは、売場音楽サービス事業者からの報告及び売場音楽サービスを利用しない店舗からのサンプリング調査等によって収集されている。

韓国¹の料金表

■ 以下はKOMCA（著作権者）の料金表だが、著作隣接権者に支払われる額と同額となっている。

営業の種類等	算出方法/基準	月額使用料
レストラン・コーヒESHOP・カフェ・ビュッフェ	営業許可面積	※等級 1 より面積が小さい場合には徴収の対象外 等級 1 66㎡以上99㎡未満：23,000ウォン 等級 2 99㎡以上132㎡未満：28,000ウォン 等級 3 132㎡以上165㎡未満：34,000ウォン 等級 4 165㎡以上231㎡未満：46,000ウォン 等級 5 231㎡以上330㎡未満：57,000ウォン 等級 6 330㎡以上495㎡未満：69,000ウォン 等級 7 495㎡以上660㎡未満：81,000ウォン 等級 8 660㎡以上990㎡未満：92,000ウォン 等級 9 990㎡以上：103,000ウォン
ナイトクラブ、ルームサロンなどの娯楽酒場及び劇場型レストラン	営業許可面積	※農漁村地域の邑・面単位では、1等級ずつ下げて適用する。（1等級を除く） 等級 1 66㎡未満：31,000ウォン 等級 2 66㎡以上99㎡未満：40,000ウォン 等級 3 99㎡以上132㎡未満：49,000ウォン 等級 4 132㎡以上165㎡未満：58,000ウォン 等級 5 165㎡以上198㎡未満：68,000ウォン 198㎡以上は毎33㎡超過ごとに：9,000ウォンずつ追加、最高287,000ウォン
舞踏場、キャバレー、スタンドバー	営業許可面積	※農漁村地域の邑・面単位では、1等級ずつ下げて適用する。（1等級を除く） 等級 1 66㎡未満：27,000ウォン 等級 2 66㎡以上99㎡未満：35,000ウォン 等級 3 99㎡以上132㎡未満：43,000ウォン 等級 4 132㎡以上165㎡未満：52,000ウォン 等級 5 165㎡以上231㎡未満：60,000ウォン 等級 6 231㎡以上330㎡未満：69,000ウォン 等級 7 330㎡以上495㎡未満：92,000ウォン 等級 8 495㎡以上660㎡未満：115,000ウォン 等級 9 660㎡以上990㎡未満：138,000ウォン 等級10 990㎡以上：172,000ウォン
コーヒー専門店、その他のノンアルコール飲料店、生ビール専門店、その他の酒店	営業許可面積	※農漁村地域の邑・面単位では、1等級ずつ下げて適用する。（1等級を除く） ※※等級 1 より面積が小さい場合には徴収の対象外 等級 1 50㎡以上100㎡未満：2,000ウォン 等級 2 100㎡以上200㎡未満：3,600ウォン 等級 3 200㎡以上300㎡未満：4,900ウォン 等級 4 300㎡以上500㎡未満：6,200ウォン 等級 5 500㎡以上1,000㎡未満：7,800ウォン 等級 6 1000㎡以上：10,000ウォン

参考
国民意識について

レコード演奏・伝達権についての一般的な認識と範囲拡大の意向等に関する調査概要

①一般国民向けアンケート調査

- ◆一般国民を対象に、著作権に関する意識や店舗等における音楽のBGMとしての利用に対する意見、レコード演奏・伝達権に関する対価に関する意識、録音（複製）機能を持った機器や記録媒体等の使用状況や私的録音録画に関係する意識等を収集するためアンケート調査を実施した。
- ◆調査方法：インターネット調査会社を通じたWEBアンケート調査
- ◆調査期間：2023年12月1日（金）～12月5日（火）
- ◆回答者数：1,600人（15～29歳 400人、30～44歳 400人、45～59歳 400人、60～74歳 400人(男女各200人)）
- ◆設問数：全37問

②音楽の権利者へのアンケート調査

- ◆音楽の権利者（作詞・作曲家、実演家等）を対象に、レコード演奏・伝達権や私的録音に関係する意識等を収集するためアンケート調査を実施した。
- ◆調査方法：Webフォームによるアンケート調査
下記の団体に情報共有し、調査への協力を依頼
①一般社団法人日本音楽作家団体協議会（FCA）、②一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）、③一般社団法人MPN
- ◆調査期間：2023年12月7日（木）～12月22日（金）
- ◆回答者数：919人
- ◆設問数：全8問

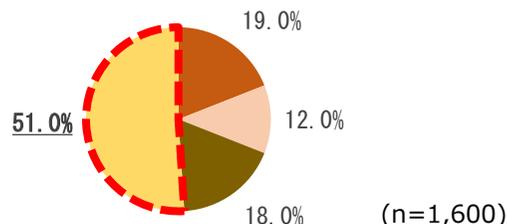
③BGM配信事業者へのヒアリング調査

- ◆店舗BGMサービスの提供状況や、店舗等で他人の楽曲をBGMとして利用することに対する今後の対価還元のあり方への意見等を収集するため大手BGM配信事業者(数社、社名非公開)と業界団体に対してヒアリング調査を実施した。

レコード演奏・伝達権についての一般的な認識と範囲拡大の意向（1）

①BGM使用の対価の範囲の認識

◆ 店舗等においてBGMとして音楽を利用することに対する対価を求める権利について、「**実演家とレコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた**」（51.0%）と答えた人が最も多かった。

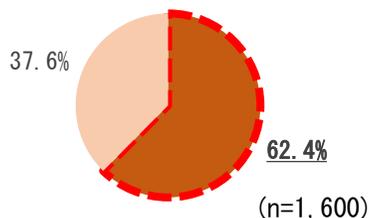


- 実演家とレコード製作者には、BGM使用の対価を求める権利が与えられていないことを知っていた
- 実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた
- レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた
- 実演家とレコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた

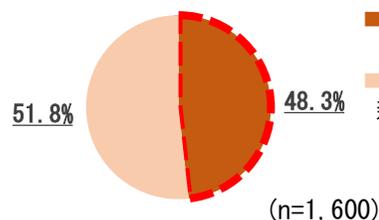
②BGM使用の対価の範囲拡大への意向

◆ 店舗等においてBGMとして音楽を利用することに対する対価を求める権利の範囲拡大への意向について、「**実演家とレコード製作者を加える方が望ましい**」（62.4%）と答えた人が多かった。

◆ 店舗等でのBGM使用の対価の範囲拡大に伴うBGM使用料が値上がりすることによって、店舗等において価格転嫁が行われる可能性があることも考慮した場合の権利の範囲拡大への意向について、「**価格等への転嫁が行われたとしても、実演家とレコード製作者を加える方が望ましい**」（48.3%）と「**価格等への転嫁が行われるのなら、新しく何かを加えるのは望ましくない**」（51.8%）という回答となり、拮抗している。



- 実演家とレコード製作者を加える方が望ましい
- 新しく何かを加えるのは望ましくない

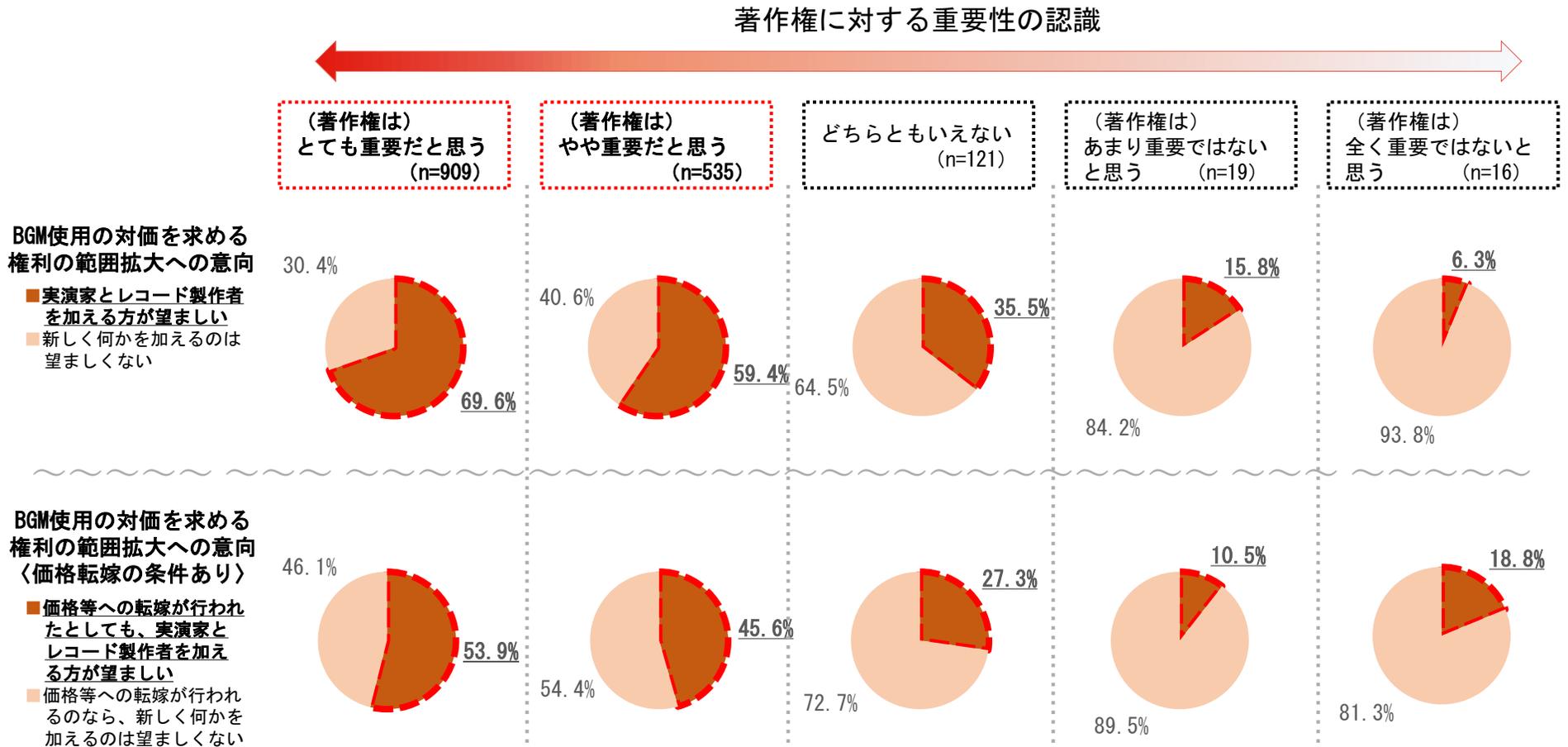


- 価格等への転嫁が行われたとしても、実演家とレコード製作者を加える方が望ましい
- 価格等への転嫁が行われるのなら、新しく何かを加えるのは望ましくない

レコード演奏・伝達権 ① [一般国民]

レコード演奏・伝達権についての一般的な認識と範囲拡大の意向（2）

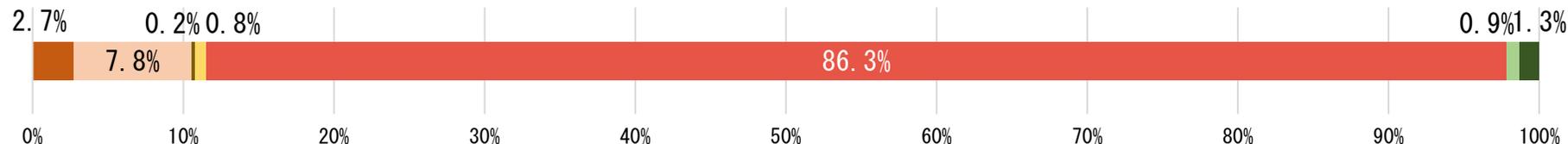
◆一般的な著作権に対する重要性の認識別に、店舗等での価格転嫁の可能性も考慮した、BGM使用の対価を求める権利の範囲拡大の意向を比較すると、「（著作権を）とても・やや重要だと思う」と回答した場合、「実演家とレコード製作者を加える方が望ましい」と答えた割合が増加している。



レコード演奏・伝達権 ② [権利者]

レコード演奏・伝達権についての権利者の認識と範囲拡大の意向（1）

「音楽の権利者へのアンケート調査」に協力いただいた回答者について



回答者数：919人

・作詞・作曲家等の権利者：106人(11.5%)

■ 作詞・作曲家等 ■ 作詞・作曲家等+実演家 ■ 作詞・作曲家等+その他
■ 作詞・作曲家等+実演家+その他

・作詞・作曲家等ではない権利者：813人(88.5%)

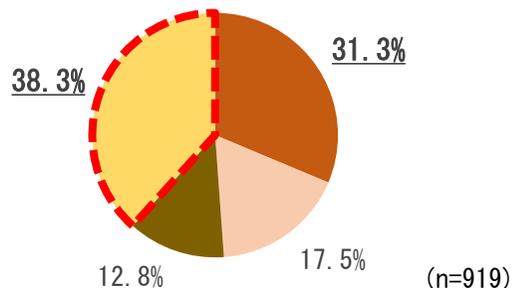
■ 実演家 ■ 実演家+その他 ■ その他

(n=919)

「その他」の回答内容（複数回答あり）

エンジニア、プログラマー、
音楽プロデューサー、レコード製作者 等

◆ 音楽の権利者のレコード演奏・伝達権の範囲への認識について、本アンケート調査の回答者（919人）の中では「**実演家とレコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた**」（38.3%）が最も多く、「**実演家とレコード製作者には、BGM使用の対価を求める権利が与えられていないことを知っていた**」（31.3%）よりも多かった。



- 実演家とレコード製作者には、BGM使用の対価を求める権利が与えられていないことを知っていた
- 実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた
- レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた
- 実演家とレコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた

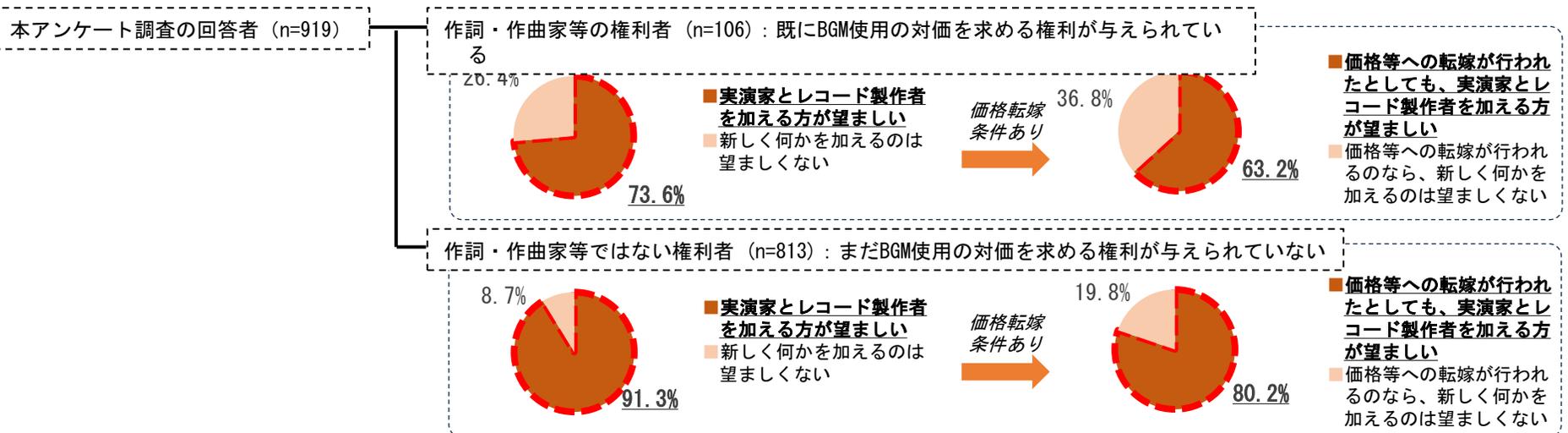
レコード演奏・伝達権 ② [権利者]

レコード演奏・伝達権についての権利者の認識と範囲拡大の意向 (2)

◆音楽の権利者のレコード演奏・伝達権の範囲拡大への意向について、本アンケート調査の回答者（919人）の中では「実演家とレコード製作者を加える方が望ましい」（89.2%）の方が多く、権利の範囲拡大に伴うBGM使用料の値上がりによる価格転嫁の条件が加えられた場合でも「価格等への転嫁が行われたとしても、実演家とレコード製作者を加える方が望ましい」（78.2%）の方が多かった。



◆BGM使用の対価を求める権利の有無と範囲拡大の意向との相関性に関して、権利の有無に関わらず範囲拡大への意向は一般的な意向よりも高いが、作詞・作曲家等ではない権利者の方が範囲拡大の意向を示す割合が高かった。



レコード演奏・伝達権 ③ [BGM配信事業者]

レコード演奏・伝達権についてのBGM配信事業者へのヒアリング

- ◆レコード演奏・伝達権の認識と範囲拡大への意向について、BGM配信事業者を中心にヒアリング調査を行った。**実演家やレコード製作者にも対価還元を促進することに関して肯定的であったものの、実演家やレコード製作者のレコード演奏・伝達権の導入のあり方に対しては慎重な姿勢であった。**
- ◆今後、権利導入の議論に際しては、権利者に還元されるだけでなく、**BGMの利用者に対するメリットがあることも併せて検討の必要性も明らかになった。**
- ◆特に「レコード会社や実演家のレコード演奏・伝達権に対する認識」と「権利が範囲拡大した場合のサービス料金への価格転嫁の可能性や影響」の2点について、ヒアリング内容から抜き出した。

【レコード会社や実演家のレコード演奏・伝達権に対する認識】

BGM利用の契約を通して、**レコード会社と実演家にも既に対価を支払っていると認識**していた。

現在のBGM利用の交渉に関して、レコード協会が複数のレコード会社を取りまとめて大手のBGM配信事業者と交渉する形をとっている(※)。この形では、**小さいBGM配信事業者は交渉のテーブルに乗れず、使用料だけが上がり、不公平感が感じられる**のではないかと。※著作権法上、放送又は有線放送と整理される利用については、日本レコード協会は、文化庁長官から指定を受けて商業用レコードに係る二次使用料を受け取る団体として当該利用について使用料を徴収している。

【権利が範囲拡大した場合のサービス料金への価格転嫁の可能性や影響】

BGM配信事業者として、**使用料が増えるからといってサービス料金への価格転嫁は難しい。**

サービス料金への価格転嫁をすると**店舗・施設等でBGM利用をやめる、又は私的利用を想定されている音楽配信サービスの違法利用が増えるのではないかと懸念**がある。**こうした違法利用をどう取り締まるのかという議論もセットで議論を行うべき**ではないかと。

参考

附則14条の削除について

著作権法附則第14条について

○著作権法（抄）

附則（平成11年に削除）

（録音物による演奏についての経過措置）

第十四条 適法に録音された音楽の著作物の演奏の再生については、放送又は有線放送に該当するもの及び営利を目的として音楽の著作物を使用する事業で政令で定めるものにおいて行なわれるものを除き、当分の間、旧法第三十条第一項第八号及び第二項並びに同項に係る旧法第三十九条の規定※は、なおその効力を有する。

※○旧著作権法（抄）

〔適用除外〕

第三十条 既ニ発行シタル著作物ヲ左ノ方法ニ依リ複製スルハ偽作ト看做サス

第一～第七（略）

第八 音ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ著作物ノ適法ニ写調セラレタルモノヲ興行又ハ放送ノ用ニ供スルコト

第九（略）

②本条ノ場合ニ於テハ其ノ出所ヲ明示スルコトヲ要ス

〔出所明示違反等の罪〕

第三十九条 第二十条、第二十条ノ二及第三十条第二項ノ規定ニ違反シ出所ヲ明示セシテ複製シタル者並第十三条第四項ノ規定ニ違反シタル者ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

○著作権法施行令（抄）

附則（平成11年に削除）

（録音物による演奏についての経過規定を適用しない事業）

第三条 法附則第十四条の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 喫茶店その他客に飲食をさせる営業で、客に音楽を鑑賞させることを営業の内容とする旨を広告し、又は客に音楽を鑑賞させるための特別の設備を設けているもの
- 二 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他フロアにおいて客にダンスをさせる営業
- 三 音楽を伴って行なわれる演劇、演芸、舞踊その他の芸能を観客に見せる事業

著作権法附則第14条の削除について①

- **明治32年（1899年）著作権法(旧法)制定** レコード等の録音物による再生演奏と生演奏は区別なく扱われていた。
- **昭和9年（1934年）著作権法改正** 録音物による再生演奏は、出所の明示をすれば、自由に放送や興行で使うことができるようにした。
- **昭和45年（1970年）著作権法新設** 放送・有線放送での利用だけに権利保護が認められ、その他の利用については「経過措置」として附則14条により制限を受けた。結果、(1)音楽喫茶など音楽を鑑賞させる営業、(2)客にダンスをさせる営業、(3)音楽を伴う演劇、演芸、舞踊など芸能を見せる事業の3つの利用形態にだけ録音物の再生演奏の権利を認めた。
- **平成4年（1992年）3月「著作権審議会 第1小委員会審議のまとめ」**「音楽著作権の管理体制の整備及び利用者の理解の促進などの条件整備を進め、その進捗状況に応じ具体的な立法措置について判断を行うことが適当である。」
- **平成8年（1996年）7月** WTOでECから、著作権法附則14条はベルヌ条約違反と指摘。
- **平成8年（1996年）9月「著作権審議会 第1小委員会審議経過報告」**「現時点においては、附則第14条の廃止により影響を受ける利用者団体の理解は未だ十分とはいえないため、今後とも（社）日本音楽著作権協会を中心として、附則第14条の廃止に向けての更なる広報活動に積極的に取り組んでいくことが必要である。加えて、附則第14条の廃止のためには、廃止した場合の権利処理の在り方について青写真を示し、円滑な権利処理ルールの整備に向けて具体的に取り組んでいくことが必要である。また、利用者においても、権利者団体が進めている取組を理解し協力していくことが肝要」
- **平成10年（1998年）12月「著作権審議会 第1小委員会審議のまとめ」**「（1）近年の有線音楽放送の発達・普及に伴い、遊技場や喫茶店等、従来附則第14条により演奏権の対象外として大きな割合を占めていた施設等が、レコードの再生演奏から有線音楽放送の利用に転換してきており、附則第14条の廃止による直接的な社会的影響は減少してきていること、（2）本規定は当分の間の規定であるにも関わらず、既に現行法制定後約30年が経過しており、一定の条件整備を前提としながらも、附則第14条の廃止に関する利用者団体等の理解も得られつつあること、（3）2（「公衆への伝達権」について）で記述したとおり、他の著作物については公衆への伝達に関する権利が認められることとなるにも関わらず、音楽の著作物のみ、公衆への伝達のうち適法録音物の再生演奏について権利を認めないことは、権利保護の均衡を著しく失することとなること等から、早急に附則第14条を廃止することが必要である。その際、音楽の著作物が幅広く社会的に利用されている実態を踏まえ、権利者団体は、利用者団体等に対し、実際の権利処理のルール、スケジュールを早期に提示するとともに、利用者団体等との十分な協議を行うなど、演奏権管理の円滑な実施に向け、十分配慮する必要がある。」
- **平成11年（1999年）6月 著作権法改正（附則第14条削除）**
- **平成12年（2000年）1月 改正法施行**
- **平成14年（2002年）4月 管理開始**

著作権法附則第14条の削除について②

○著作権審議会 第1小委員会審議経過報告（平成4年3月30日）

著作権審議会第1小委員会は、著作権審議会総会からの付託を受けて、平成3年9月から、著作権制度上の当面解決すべき課題のうち、①電子出版の展望と著作者等の権利、②メディアの複合化と著作者等の権利、③映画の二次的利用に伴う実演家の権利、④映画の二次的利用に伴う映画監督等の権利、⑤音楽の著作物の再生演奏に関する権利、⑥写真の著作物の保護期間の延長について関係者からヒアリングを行い、その対応方策を検討してきた結果、今後、それぞれの課題について次のように取扱うのが適当であると考えます。

3. 法律改正を行う方向で条件整備等を進めることが適当な事項

ア. 音楽の著作物の再生演奏に関する権利

(1) 問題の経緯

現行著作権法第22条においては、「著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。」と規定しているが、附則第14条において、現行法制定時の経過措置として、当分の間、適法に録音された音楽の著作物の再生演奏（市販のCD等の再生演奏）については、放送又は有線送信に該当するもの、及び音楽喫茶、ダンスホール、ディスコ等営利を目的として音楽の著作物を使用する事業を除き、出所の明示を条件として著作権者の許諾を得なくても自由に行いうるという、旧著作権法（明治32年）第30条第1項第8号の取扱いを存続することとしている。これは、旧法の制度を現行法において一挙に廃止することは、社会的影響が大きいことを考慮して、この経過措置を設けることとしたものであるが、音楽著作権関係者からは長年に渡り、この経過措置の廃止を求める要望が続けられてきている。

(2) 今後の取扱い

附則第14条は、本来、あくまでも経過措置であって将来廃止されるべきことが予定されていたものであり、また、著作権関係条約上の観点からも、廃止されることが適当であると考えられる。

最近、有線音楽放送の発達・普及に伴って、遊技場や喫茶店等、従来附則第14条により演奏権の対象外として大きな割合を占めていた施設等が、有線音楽放送の利用へ転換してきており、直接レコードを用いて再生演奏しているケースが減少してきていることから、附則第14条の廃止による社会的影響は軽減してきていると考えられるところである。現行法施行後、既に20年以上が経過しており、近年の我が国の国際的地位の向上を考慮すれば、このような環境の変化を踏まえて、早急に附則第14条を廃止することが必要となっていると考えられる。

このため、附則第14条の廃止による社会的影響は軽減してきたとはいえ、なお、広範囲に渡ることも予想されるため、(社)日本音楽著作権協会を中心として、音楽の著作権関係者による、①利用者の理解を深めるための広報活動の充実とともに、②廃止後の演奏権処理に関する円滑な許諾及び使用料徴収システムの構築等の条件整備を進めることが必要である。

また、有線音楽放送を受信して遊技場や喫茶店等の施設内へ音楽を流すこと（公の伝達）については、有線音楽放送用の専用受信機を用いており、第38条第3項第2文に基づいて、権利者の許諾が不要な「通常の家計用受信装置」による公の伝達には当たらないと考えられるが、音楽の著作権者は附則第14条による措置とのバランスを考慮して、これまで権利行使を行うかどうかの姿勢を明らかにしてきていない。今後、附則第14条の廃止により、レコードによる再生演奏についても権利が及ぶこととした場合、有線音楽放送を受信して公に伝達する行為に対する権利行使についても、レコードによる再生演奏に対する権利行使とのバランスに留意して、音楽の著作権者において、この点の姿勢を明確にする必要があるとの指摘がある。

今後速やかに附則第14条を廃止しうよう、音楽の著作権者において以上のような条件整備に積極的に取り組むとともに、文化庁においても必要な指導助言を行うことを期待するものである。その進捗状況に応じ、著作権審議会の適切な場において、具体的な立法措置について判断を行うことが適当であると考えます。

なお、放送や有線放送を受信して「通常の家計用受信装置」により公に伝達する場合に関する第38条第3項第2文の取扱いについては、従来から議論のあるところであり、実態を踏まえながら、継続して検討することが必要であると考えられる。

著作権法附則第14条の削除について③

著作権審議会 第1小委員会審議経過報告（平成8年9月20）

著作権審議会第1小委員会は、本年4月以来、当面の著作権法改正事項として、1) 著作隣接権の遡及的保護の拡大、2) 執行・罰則規定の整備、3) 写真の保護期間の見直し、4) 著作権の保護期間の延長、5) 録音物の再生演奏（附則第14条の廃止）という5項目について審議を行い、約200団体に対して書面での意見を求め、検討を進めた。

V. 録音物の再生演奏（附則第14条の廃止）について

音楽の著作物の演奏には原則として演奏権が働くことになっているが、レコード等録音物の再生による演奏については、法附則第14条の規定により、放送又は有線送信に該当するもの及び音楽喫茶、ダンスホール等の事業以外においては、営利事業におけるものであっても自由に行い得ることになっている。

この法附則第14条の規定は、昭和45年の著作権法の全面改正の際に、旧著作権法において録音物の再生による演奏が自由に行えることになっていたのを改めることにより生ずる社会的影響に配慮して、「当分の間」の経過措置として定められたものである。

しかしながら、現行法制定以来、既に20数年が経過しており、平成4年3月に本小委員会が公表した審議の取りまとめにおいては、「（社）日本音楽著作権協会を中心として、音楽の著作権関係者による、1) 利用者の理解を深めるための広報活動の充実とともに、2) 廃止後の演奏権処理に関する円滑な許諾及び使用料徴収システムの構築等」の条件整備を進め、その進捗状況に応じ、具体的な立法措置について判断を行うことが適当であるとされ、これを受け、（社）日本音楽著作権協会において、1) 全国環境衛生同業組合をはじめとする利用者団体に対し、附則第14条廃止の必要性及び廃止後の演奏権管理について、機会あるごとに理解を求めるとともに、2) 円滑な使用許諾及び使用料徴収のシステム構築の一環として、管理体制の充実（支部の増設、職員の増員）を行ってきたところである。

今回の関係団体からの意見においては、利用者の団体の中にも改正に理解を示すものが増えてきつつあるものの、附則第14条の廃止に向けた具体的な使用料徴収システムの構築などの体制整備が不十分であるといった指摘があった。

附則第14条の立法趣旨に立ち返ってみれば、先にも述べたとおり、本条はあくまで「当分の間」の経過的な措置として規定されたものであり、決して録音物の利用者に対する半永久的な既得権を付与したのではない。この点については、次第に利用者団体においても、将来的に廃止されるべき事項であるとの理解は深まってきているものと思われるが、本条については、現行法制定時から、条件が整い次第いずれは廃止さるべきことが予定されていることを関係者は今一度銘記しておくことが必要である。

しかしながら、現時点においては、附則第14条の廃止により影響を受ける利用者団体の理解は未だ十分とはいえないため、今後とも（社）日本音楽著作権協会を中心として、附則第14条の廃止に向けての更なる広報活動に積極的に取り組んでいくことが必要である。加えて、附則第14条の廃止のためには、廃止した場合の権利処理の在り方について青写真を示し、円滑な権利処理ルールの整備に向けて具体的に取り組んでいくことが必要である。また、利用者においても、権利者団体が進めている取組を理解し協力していくことが肝要であろう。

附則第14条の廃止の問題については、上記の諸点を踏まえつつ、できるだけ早期に法律改正を行う方向で、今後も、積極的に検討を進めていくべきものと考えられる。

著作権法附則第14条の削除について④

「著作権審議会 第1小委員会審議のまとめ」（平成10年12月）

3 音楽の著作物の演奏権に係る経過措置（附則第14条）について

（1）現行著作権法における取扱い

音楽の著作物を公衆に対して技術的装置を用いて聴覚的に提示することについては演奏権（第22条）が認められている。なお、「演奏」には直接公衆の前で生の演奏を行うこと他に、「録音されたものを再生すること」及び「電気通信設備を用いて伝達するもの」が含まれる（第2条第7項）。

しかし、演奏権については、附則第14条により、当分の間、市販のレコード等適法に録音された音楽の著作物の再生演奏については、公衆送信に該当するもの及び著作権法施行令附則第3条の各号に定める音楽喫茶、ダンスホール、ディスコ等営利を目的として音楽の著作物を使用する事業を除き、演奏権が制限され、著作権者の許諾を得なくても自由に行うことができることとなっている。

この附則第14条の規定は、旧法下においては、適法に録音された音楽の著作物の再生演奏が自由に行えることとなっており、このような長期間にわたり形成された社会的慣行やレコード使用の実態を踏まえると、昭和45年の著作権法全面改正時に、即時に演奏権を適用することは社会的影響が大きいと考えられたことから設けられたものである。

（2）附則第14条の取扱いについて

附則第14条については、現行法制定後相当の期間が経過していることから、著作権審議会において、これまでも検討が行われてきており、平成4年3月の第1小委員会の審議のまとめにおいては、「音楽著作権の管理体制の整備及び利用者の理解の促進などの条件整備を進め、その進捗状況に応じ具体的な立法措置について判断を行うことが適当である。」とされ、また、平成8年9月の第1小委員会審議経過報告においては「利用者団体の理解を得るための広報活動への積極的取組み及び附則第14条を廃止した場合の円滑な権利処理ルールの整備に向けた具体的取組みが必要であることを踏まえつつ、できるだけ早期に法律改正を行う方向で、今後も、積極的に検討を進めていくべきものであると考えられる。」とされているところである。なお、附則第14条については、平成8年7月にWTO（世界貿易機関）の場で行われたTRIPS理事会における各国著作権法レビューにおいても、ECからベルヌ条約違反ではないかと公式に指摘されていたところである。

附則第14条の取扱いについては、（1）近年の有線音楽放送の発達・普及に伴い、遊技場や喫茶店等、従来附則第14条により演奏権の対象外として大きな割合を占めていた施設等が、レコードの再生演奏から有線音楽放送の利用に転換してきており、附則第14条の廃止による直接的な社会的影響は減少してきていること、（2）本規定は当分の間の規定であるにも関わらず、既に現行法制定後約30年が経過しており、一定の条件整備を前提としながらも、附則第14条の廃止に関する利用者団体等の理解も得られつつあること、（3）2（「公衆への伝達権」について）で記述したとおり、他の著作物については公衆への伝達に関する権利が認められることとなるにも関わらず、音楽の著作物のみ、公衆への伝達のうち適法録音物の再生演奏について権利を認めないことは、権利保護の均衡を著しく失することとなること等から、早急に附則第14条を廃止することが必要である。

その際、音楽の著作物が幅広く社会的に利用されている実態を踏まえ、権利者団体は、利用者団体等に対し、実際の権利処理のルール、スケジュールを早期に提示するとともに、利用者団体等との十分な協議を行うなど、演奏権管理の円滑な実施に向け、十分配慮する必要がある。